

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (9 月 3 日) (金曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 6 号 令和 2 年度日置市土地開発公社決算の報告について	10
日程第 6 報告第 7 号 公益社団法人日置市農業公社令和 2 年度決算及び令和 3 年度事業計画の報告について	10
永山市長提案理由説明	10
日程第 7 報告第 8 号 令和 2 年度日置市継続費精算報告書の報告について	11
日程第 8 報告第 9 号 令和 2 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	11
日程第 9 報告第 10 号 令和 2 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	11
永山市長提案理由説明	11
日程第 10 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	11
永山市長提案理由説明	12
日程第 11 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	11
永山市長提案理由説明	12
日程第 12 承認第 10 号 専決処分 (令和 3 年度日置市一般会計補正予算 (第 6 号) ) につき承認を求めることについて	12
永山市長提案理由説明	13
日程第 13 議案第 48 号 市有財産の処分について	13
永山市長提案理由説明	13
上総務企画部長兼総務課長	13
山口初美さん	14
佐多申至君	15
日程第 14 議案第 49 号 日置市個人情報保護条例の一部改正について	15

永山市長提案理由説明	15
上総務企画部長兼総務課長	15
山口初美さん	16
佐多申至君	16
日程第15 議案第50号 日置市地区公民館条例の一部改正について	17
永山市長提案理由説明	17
上総務企画部長兼総務課長	17
日程第16 議案第51号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	18
日程第17 議案第52号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	18
永山市長提案理由説明	18
有村市民福祉部長兼市民生活課長	18
日程第18 議案第53号 日置市江口蓬莱館条例の廃止について	20
日程第19 議案第54号 日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止について	20
永山市長提案理由説明	20
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	20
山口初美さん	21
福元 悟君	21
山口初美さん	22
福元 悟君	22
休 憩	23
日程第20 議案第55号 日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例 の廃止について	23
日程第21 議案第56号 日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に 関する条例の一部改正について	23
永山市長提案理由説明	23
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	23
日程第22 議案第57号 日置市給水条例の一部改正について	24
日程第23 議案第58号 日置市下水道条例の一部改正について	24
永山市長提案理由説明	25
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	25

山口初美さん	26
新川上下水道課長	26
日程第24 議案第59号 令和3年度日置市一般会計補正予算(第7号)	27
日程第25 議案第60号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	27
日程第26 議案第61号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)	27
日程第27 議案第62号 令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	27
日程第28 議案第63号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	27
日程第29 議案第64号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	27
日程第30 議案第65号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	27
日程第31 議案第66号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算(第2号)	27
永山市長提案理由説明	27
長倉浩二君	30
上総務企画部長兼総務課長	30
山口初美さん	30
休憩	30
田口建設課長	30
休憩	31
日程第32 認定第1号 令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	31
日程第33 認定第2号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	31
日程第34 認定第3号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	31
日程第35 認定第4号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	31
日程第36 認定第5号 令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	31
日程第37 認定第6号 令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	31
日程第38 認定第7号 令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	31
日程第39 認定第8号 令和2年度日置市水道事業会計決算認定について	31
日程第40 認定第9号 令和2年度日置市下水道事業会計決算認定について	31
永山市長提案理由説明	31

山口初美さん	3 5
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 6
有村市民福祉部長兼市民生活課長	3 6
山口初美さん	3 6
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 7
永山市長	3 7
休 憩	3 7
日程第 4 1 陳情第 3 号 「川内原発 2 0 年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論 および住民への情報提供を求める件	3 7
日程第 4 2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	3 7
散 会	3 9

---

第 2 号（9 月 1 0 日）（金曜日）

開 議	4 4
日程第 1 一般質問	4 4
中村清栄君	4 4
永山市長	4 4
奥教育長	4 5
中村清栄君	4 5
渦尾学校教育課長	4 5
中村清栄君	4 5
渦尾学校教育課長	4 5
中村清栄君	4 5
渦尾学校教育課長	4 6
中村清栄君	4 6
渦尾学校教育課長	4 6
中村清栄君	4 6
渦尾学校教育課長	4 6
中村清栄君	4 6
渦尾学校教育課長	4 6
中村清栄君	4 6
渦尾学校教育課長	4 6

中村清栄君 .....	4 6
渦尾学校教育課長 .....	4 7
中村清栄君 .....	4 7
渦尾学校教育課長 .....	4 7
中村清栄君 .....	4 7
渦尾学校教育課長 .....	4 7
中村清栄君 .....	4 7
山下健康保険課長 .....	4 7
中村清栄君 .....	4 7
永山市長 .....	4 7
中村清栄君 .....	4 8
山下健康保険課長 .....	4 8
中村清栄君 .....	4 8
山下健康保険課長 .....	4 8
中村清栄君 .....	4 8
山下健康保険課長 .....	4 8
中村清栄君 .....	4 8
山下健康保険課長 .....	4 8
山下健康保険課長 .....	4 9
富迫克彦君 .....	4 9
永山市長 .....	5 0
奥教育長 .....	5 1
富迫克彦君 .....	5 1
渦尾学校教育課長 .....	5 2
富迫克彦君 .....	5 2
上村企画課長 .....	5 2
渦尾学校教育課長 .....	5 2
富迫克彦君 .....	5 3
有島地域づくり課長 .....	5 3
富迫克彦君 .....	5 3
有島地域づくり課長 .....	5 3
富迫克彦君 .....	5 4
上村企画課長 .....	5 4

	富迫克彦君 .....	5 4
	新川上下水道課長 .....	5 4
休	憩 .....	5 5
	富迫克彦君 .....	5 5
	永山市長 .....	5 5
	山口政夫君 .....	5 6
	永山市長 .....	5 6
	山口政夫君 .....	5 8
	上総務企画部長兼総務課長 .....	5 8
	山口政夫君 .....	5 8
	東介護保険課長 .....	5 9
	山口政夫君 .....	5 9
	永山市長 .....	6 0
	山口政夫君 .....	6 1
	永山市長 .....	6 1
	黒田澄子さん .....	6 1
	永山市長 .....	6 2
	奥教育長 .....	6 4
休	憩 .....	6 5
	黒田澄子さん .....	6 5
	山下健康保険課長 .....	6 5
	黒田澄子さん .....	6 5
	山下健康保険課長 .....	6 5
	黒田澄子さん .....	6 5
	山下健康保険課長 .....	6 5
	黒田澄子さん .....	6 5
	山下健康保険課長 .....	6 5
	黒田澄子さん .....	6 6
	山下健康保険課長 .....	6 6
	黒田澄子さん .....	6 6
	山下健康保険課長 .....	6 6
	黒田澄子さん .....	6 6

山下健康保険課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
永山市長	6 7
黒田澄子さん	6 7
山下健康保険課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
山下健康保険課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
山下健康保険課長	6 8
黒田澄子さん	6 8
永山市長	6 8
黒田澄子さん	6 9
濱崎福祉課長	6 9
黒田澄子さん	6 9
永山市長	6 9
黒田澄子さん	6 9
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 9
黒田澄子さん	7 0
有村市民福祉部長兼市民生活課長	7 0
黒田澄子さん	7 0
有村市民福祉部長兼市民生活課長	7 0
黒田澄子さん	7 0
有村市民福祉部長兼市民生活課長	7 0
黒田澄子さん	7 0

永山市長	7 1
黒田澄子さん	7 1
外菌会計課長	7 1
黒田澄子さん	7 1
外菌会計課長	7 1
黒田澄子さん	7 2
永山市長	7 2
散 会	7 2

---

第3号（9月13日）（月曜日）

開 議	7 6
日程第1 一般質問	7 6
山口初美さん	7 6
永山市長	7 7
山口初美さん	7 8
上総務企画部長兼総務課長	7 8
山口初美さん	7 8
上総務企画部長兼総務課長	7 8
山口初美さん	7 8
上総務企画部長兼総務課長	7 8
山口初美さん	7 9
上総務企画部長兼総務課長	7 9
山口初美さん	7 9
上総務企画部長兼総務課長	7 9
山口初美さん	7 9
永山市長	8 0
山口初美さん	8 0
有村市民福祉部長兼市民生活課長	8 0
山口初美さん	8 0
有村市民福祉部長兼市民生活課長	8 1
山口初美さん	8 1
上村企画課長	8 1



山口初美さん	8 1
永山市長	8 1
山口初美さん	8 2
濱崎福祉課長	8 2
山口初美さん	8 2
永山市長	8 2
山口初美さん	8 2
有村市民福祉部長兼市民生活課長	8 3
山口初美さん	8 3
元山寿哉君	8 3
永山市長	8 4
奥教育長	8 4
元山寿哉君	8 5
山下健康保険課長	8 5
元山寿哉君	8 5
山下健康保険課長	8 6
元山寿哉君	8 6
濱崎福祉課長	8 6
元山寿哉君	8 6
山下健康保険課長	8 6
元山寿哉君	8 6
渦尾学校教育課長	8 7
元山寿哉君	8 7
渦尾学校教育課長	8 7
元山寿哉君	8 7
渦尾学校教育課長	8 8
休 憩	8 8
元山寿哉君	8 8
永山市長	8 8
元山寿哉君	8 8
渦尾学校教育課長	8 9
元山寿哉君	8 9

渦尾学校教育課長 .....	8 9
元山寿哉君 .....	8 9
濱崎福祉課長 .....	9 0
元山寿哉君 .....	9 0
濱崎福祉課長 .....	9 0
元山寿哉君 .....	9 0
永山市長 .....	9 1
坂口洋之君 .....	9 1
永山市長 .....	9 2
奥教育長 .....	9 3
坂口洋之君 .....	9 3
永山市長 .....	9 3
坂口洋之君 .....	9 3
永山市長 .....	9 4
坂口洋之君 .....	9 4
山下健康保険課長 .....	9 4
坂口洋之君 .....	9 4
永山市長 .....	9 4
坂口洋之君 .....	9 5
山下健康保険課長 .....	9 5
坂口洋之君 .....	9 5
山下健康保険課長 .....	9 5
坂口洋之君 .....	9 5
奥教育長 .....	9 5
坂口洋之君 .....	9 6
渦尾学校教育課長 .....	9 6
坂口洋之君 .....	9 6
渦尾学校教育課長 .....	9 6
坂口洋之君 .....	9 7
山下健康保険課長 .....	9 7
坂口洋之君 .....	9 7
渦尾学校教育課長 .....	9 7

坂口洋之君	9 8
田口建設課長	9 8
坂口洋之君	9 8
永山市長	9 8
坂口洋之君	9 8
永山市長	9 8
坂口洋之君	9 9
田口建設課長	9 9
坂口洋之君	9 9
永山市長	9 9
坂口洋之君	9 9
永山市長	9 9
坂口洋之君	1 0 0
永山市長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
永山市長	1 0 0
休 憩	1 0 0
佐多申至君	1 0 0
永山市長	1 0 1
奥教育長	1 0 3
佐多申至君	1 0 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 3
佐多申至君	1 0 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 3
佐多申至君	1 0 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 3
佐多申至君	1 0 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 4
佐多申至君	1 0 4
福山消防本部消防長	1 0 4
佐多申至君	1 0 4
福山消防本部消防長	1 0 4

佐多申至君 .....	1 0 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 4
佐多申至君 .....	1 0 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 5
佐多申至君 .....	1 0 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 5
佐多申至君 .....	1 0 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 5
佐多申至君 .....	1 0 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 5
佐多申至君 .....	1 0 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 6
佐多申至君 .....	1 0 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 6
佐多申至君 .....	1 0 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 6
佐多申至君 .....	1 0 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 6
佐多申至君 .....	1 0 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 7
佐多申至君 .....	1 0 7
奥教育長 .....	1 0 7
佐多申至君 .....	1 0 7
奥教育長 .....	1 0 7
佐多申至君 .....	1 0 7
奥教育長 .....	1 0 7
佐多申至君 .....	1 0 8
上総務企画部長兼総務課長 .....	1 0 8
佐多申至君 .....	1 0 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 0 8
佐多申至君 .....	1 0 8
上村企画課長 .....	1 0 8

佐多申至君 .....	1 0 9
永山市長 .....	1 0 9
散 会 .....	1 0 9

第4号（10月8日）（金曜日）

開 議 .....	1 1 4
日程第1 議案第50号 日置市地区公民館条例の一部改正について .....	1 1 4
佐多総務企画常任委員長報告 .....	1 1 4
日程第2 議案第57号 日置市給水条例の一部改正について .....	1 1 4
日程第3 議案第58号 日置市下水道条例の一部改正について .....	1 1 4
福元産業建設常任委員長報告 .....	1 1 5
山口初美さん .....	1 1 9
中村尉司君 .....	1 1 9
山口初美さん .....	1 2 0
中村尉司君 .....	1 2 0
日程第4 議案第59号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号） .....	1 2 1
日程第5 議案第60号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） .....	1 2 1
日程第6 議案第61号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号） .....	1 2 1
日程第7 議案第62号 令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号） .....	1 2 1
日程第8 議案第63号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号） .....	1 2 1
日程第9 議案第64号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） .....	1 2 1
日程第10 議案第65号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第3号） .....	1 2 1
日程第11 議案第66号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号） .....	1 2 1
坂口予算審査特別委員長報告 .....	1 2 1
休 憩 .....	1 2 7
山口初美さん .....	1 2 7
山口政夫君 .....	1 2 8
日程第12 認定第1号 令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について .....	1 3 0
日程第13 認定第2号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 3 0
日程第14 認定第3号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 3 0

日程第15	認定第4号	令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	130
日程第16	認定第5号	令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	130
日程第17	認定第6号	令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	130
日程第18	認定第7号	令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	130
日程第19	認定第8号	令和2年度日置市水道事業会計決算認定について	130
日程第20	認定第9号	令和2年度日置市下水道事業会計決算認定について	130
		黒田決算審査特別委員長報告	130
休 憩			135
		黒田決算審査特別委員長報告	135
		山口初美さん	140
		山口政夫君	142
		山口初美さん	142
		坂口洋之君	143
		山口初美さん	144
		漆島政人君	144
		山口初美さん	145
		山口政夫君	146
休 憩			147
日程第21	陳情第3号	「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件	147
		佐多総務企画常任委員長報告	147
		山口初美さん	148
		重留健朗君	149
日程第22	議案第67号	令和3年度日置市一般会計補正予算（第8号）	149
		永山市長提案理由説明	149
		佐多申至君	150
		梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	150
		佐多申至君	150
		梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	151

佐多申至君 .....	1 5 1
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	1 5 1
黒田澄子さん .....	1 5 1
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	1 5 1
日程第 2 3 意見書案第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求 める意見書 .....	1 5 2
富迫議会運営委員長趣旨説明 .....	1 5 2
日程第 2 4 閉会中の継続審査の申し出について .....	1 5 3
日程第 2 5 閉会中の継続調査の申し出について .....	1 5 3
日程第 2 6 所管事務調査結果報告について .....	1 5 3
日程第 2 7 議員派遣の件について .....	1 5 3
閉 会 .....	1 5 3
永山市長 .....	1 5 4

---





令和3年第4回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 3日	金	本 会 議	予算・決算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 4日	土	休 会	
9月 5日	日	休 会	
9月 6日	月	休 会	
9月 7日	火	休 会	
9月 8日	水	休 会	
9月 9日	木	休 会	
9月10日	金	本 会 議	一般質問
9月11日	土	休 会	
9月12日	日	休 会	
9月13日	月	本 会 議	一般質問
9月14日	火	休 会	
9月15日	水	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月16日	木	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月17日	金	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月18日	土	休 会	
9月19日	日	休 会	
9月20日	月	休 会	敬老の日
9月21日	火	委 員 会	定例全員協議会・決算審査特別委員会分科会
9月22日	水	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月23日	木	休 会	秋分の日
9月24日	金	委 員 会	予算・決算特別委員会分科会予備日
9月25日	土	休 会	
9月26日	日	休 会	
9月27日	月	休 会	
9月28日	火	休 会	
9月29日	水	休 会	

9月30日	木	委員会	予算・決算審査特別委員会
10月1日	金	委員会	議会運営委員会
10月2日	土	休会	
10月3日	日	休会	
10月4日	月	休会	
10月5日	火	休会	
10月6日	水	休会	
10月7日	木	休会	
10月8日	金	本会議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決・追加議案上程

## 2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 6号	令和2年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 7号	公益社団法人日置市農業公社令和2年度決算及び令和3年度事業計画の報告について
報告第 8号	令和2年度日置市継続費精算報告書の報告について
報告第 9号	令和2年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
報告第10号	令和2年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
諮問第 4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
諮問第 5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
承認第10号	専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて
議案第48号	市有財産の処分について
議案第49号	日置市個人情報保護条例の一部改正について
議案第50号	日置市地区公民館条例の一部改正について
議案第51号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第52号	日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第53号	日置市江口蓬莱館条例の廃止について
議案第54号	日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止について
議案第55号	日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について
議案第56号	日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

- 議案第 57 号 日置市給水条例の一部改正について
- 議案第 58 号 日置市下水道条例の一部改正について
- 議案第 59 号 令和 3 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 60 号 令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 61 号 令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 62 号 令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 63 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 64 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 65 号 令和 3 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 66 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 67 号 令和 3 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）
- 認定第 1 号 令和 2 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 2 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 2 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 認定第 9 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 陳情第 3 号 「川内原発 20 年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件
- 意見書案第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書



第 1 号 ( 9 月 3 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 6号 令和2年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 7号 公益社団法人日置市農業公社令和2年度決算及び令和3年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 8号 令和2年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 9号 令和2年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第10号 令和2年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第12	承認第10号 専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて
日程第13	議案第48号 市有財産の処分について
日程第14	議案第49号 日置市個人情報保護条例の一部改正について
日程第15	議案第50号 日置市地区公民館条例の一部改正について
日程第16	議案第51号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第52号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18	議案第53号 日置市江口蓬萊館条例の廃止について
日程第19	議案第54号 日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止について
日程第20	議案第55号 日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について
日程第21	議案第56号 日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第57号 日置市給水条例の一部改正について
日程第23	議案第58号 日置市下水道条例の一部改正について
日程第24	議案第59号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）

- 日程第 2 5 議案第 6 0 号 令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 6 1 号 令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 3 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 6 4 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 6 5 号 令和 3 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 6 6 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 認定第 1 号 令和 2 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 2 号 令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 3 号 令和 2 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 4 号 令和 2 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 5 号 令和 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 6 号 令和 2 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 8 認定第 7 号 令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 9 認定第 8 号 令和 2 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 4 0 認定第 9 号 令和 2 年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 日程第 4 1 陳情第 3 号 「川内原発 2 0 年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件
- 日程第 4 2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について



本会議（9月3日）（金曜）

出席議員 20名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君

社会教育課長 横 枕 広 幸 君  
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君  
代表監査委員 櫻 井 健 一 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（池満 渉君）

ただいまから令和3年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（池満 渉君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池満 渉君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、下園和己君、佐多申至君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（池満 渉君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月8日までの36日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月8日までの36日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（池満 渉君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付しました資料のとおりです。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（池満 渉君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

6月1日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

6月10日に株式会社コタベと新規雇用5人を見込んだ立地協定の締結を行い、雇用機会の拡大に努めました。

次に、6月16日に新型コロナウイルス感染症に関する情報発信についての記者会見を行い、市のホームページ上に掲載する新型コロナウイルス対策ボードについて発表しました。

次に、7月21日に小園義徳前副市長の退任式並びに退庁式を行いました。

次に、7月26日に井多原章一副市長の登庁セレモニー並びに就任式を行いました。

次に、7月27日に子ども議会を開催し、社会についての理解と関心を高め、郷土を愛する子どもの育成を図りました。

次に、8月2日にエービーフーズシステム株式会社と新規雇用11人を見込んだ立地協定の締結を行い、雇用機会の拡大に努めました。

また、同日、国の緊急事態宣言の実施区域の拡大を受けて、第11回日置市新型コロナウイルス対策本部会議を開催しました。さらに、県が8月6日にステージを引き上げ、爆発的感染拡大警報を発令したことに伴い、8月13日までに2回会議を開催し、新型コロナウイルスの発生状況、今後の対応等について協議を行いました。

次に、8月10日に株式会社浜崎建設と草見自治会による届出避難所に関する協定式が行われました。今後も各地域の自治会に届出

避難所の登録をお願いし、災害等が発生した場合の市民等の避難場所の確保に努めてまいります。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

**○議長（池満 渉君）**

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第6号令和2年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第7号公益社団法人日置市農業公社令和2年度決算及び令和3年度事業計画の報告について

**○議長（池満 渉君）**

日程第5、報告第6号令和2年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第7号公益社団法人日置市農業公社令和2年度決算及び令和3年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

報告第6号は、令和2年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月10日に理事会が開催され、令和2年度の日置市土地開発公社決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告するものです。

令和2年度の事業報告の概況としまして、昨年に引き続き土地造成事業を6地区で取り組み、販売促進や管理等を行いました。

農村地域工業団地に関しては、令和元年度に引き続き、事業用地として5区画を賃貸し、造成地の全区画が売却または事業用地の賃貸となっております。

徳重工業団地に関しては、令和元年度に引

き続き2区画を事業用地として賃貸しており、1区画の一部を株式会社コタベに売却を行いました。住宅団地に関しては、緑ヶ丘住宅団地の1区画の売却を行い、その他の住宅団地については、保有土地の管理に努めました。

収支につきましては、収益総額9,391万9,443円、損失総額6,705万3,183円となり、差引き2,686万6,260円の当期純利益となりました。

次に、報告第7号は、公益社団法人日置市農業公社令和2年度決算及び令和3年度事業計画の報告についてであります。

去る5月21日に決算総会が開催され、日置市農業公社から令和2年度決算報告書及び令和3年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告するものであります。

令和2年度の実績につきましては、研修等事業、農地貸借斡旋等事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進しました。

令和2年度日置市農業公社の収支状況につきましては、全体収入合計額で7,834万6,767円、全体支出合計額が7,659万9,575円で、次期繰越し収支差額はプラス174万7,192円となりました。

また、令和3年度事業計画につきましては、これまでと同様に、研修等事業、農地貸借斡旋等事業、農作業受委託事業を3本の柱として充実強化を図ります。

なお、引き続き、生活困窮者支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上2件、報告いたします。

**○議長（池満 渉君）**

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

これで、報告第6号及び報告第7号の2件についての報告を終わります。

---

△日程第7 報告第8号令和2年度日置市継続費精算報告書の報告について

△日程第8 報告第9号令和2年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第10号令和2年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

**○議長（池満 渉君）**

日程第7、報告第8号令和2年度日置市継続費精算報告書の報告についてから、日程第9、報告第10号令和2年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

報告第8号は、令和2年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

令和2年度日置市継続費精算報告書の教育費の日吉義務教育学校整備事業が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第9号は、令和2年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率について、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基

準が25.0%に対して6.5%、将来負担比率については、早期健全化基準が350.0%に対して30.6%と基準値を大きく下回っている状況であります。

次に、報告第10号は、令和2年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計について、資金不足はなく、経営の健全性は保たれているところであります。

以上、3件報告いたします。

**○議長（池満 渉君）**

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

これで、報告第8号から報告第10号までの3件についての報告を終わります。

---

△日程第10 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第11 諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

**○議長（池満 渉君）**

日程第10、諮問第4号及び日程第11、諮問第5号の人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和3年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

東福泰則氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第5号は人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和元年12月31日をもって解職した前委員の後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

上荒磯公一氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君） これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第4号及び諮問第5号の2件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号及び諮問第5号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第4号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本件について東福泰則さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、東福泰則さんを適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第5号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから諮問第5号を採決します。

お諮りします。本件について、上荒磯公一さんを適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第5号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、上荒磯公一さんを適任者として認めることに決定しました。

---

△日程第12 承認第10号専決処分  
（令和3年度日置市一般会計補正予算（第6号））  
につき承認を求めること  
について

○議長（池満 渉君）

日程第12、承認第10号専決処分（令和

3年度日置市一般会計補正予算（第6号）につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第10号は、専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについてであります。

令和3年8月の大雨による災害の復旧に伴う災害復旧費の執行について、緊急を要したため、予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,668万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ273億6,235万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでは、繰入金では歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により、6,668万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、農道、水路、集落道等の施設維持修繕料等の増額、公共土木施設災害復旧費で、道路、河川等の施設維持修繕料の増額、文教施設災害復旧費で、学校、体育施設等の施設維持修繕料等の増額により6,668万4,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本件について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第10号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから承認第10号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第10号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第13 議案第48号市有財産の処分について

○議長（池満 渉君）

日程第13、議案第48号市有財産の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第48号は、市有財産の処分についてであります。

旧日置市立日吉小学校及び旧日置市立日吉小学校附属幼稚園に係る市有財産を処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第48号市有財産の処分について補足説明を申し上げます。

今回、処分する市有財産は、1、財産の種類ということで、土地及び建物で、旧日置市立日吉小学校の校舎及び旧日置市立日吉小学校附属幼稚園の園舎並びに敷地でございます。

2つ目に、土地及び建物の内容は、土地8筆、2万581m<sup>2</sup>、建物14棟、3,004.43m<sup>2</sup>。

3、処分金額としまして2,000万円でございます。

4番目に、相手方につきましては、日置市日吉町日置3309番地、小正醸造株式会社、代表取締役小正芳嗣でございます。

経緯につきましては、日吉小学校の廃止条例、昨年、令和2年12月議会で条例の廃止を提出しております。令和3年3月に行政財産の用途を廃止いたしまして、公募による有償譲渡ということで市の方針を決定しております。令和3年4月に市有財産売却に係る公募の公告を行い、意向表明の受付をいたしましたところ、4社から申出がありましたけれども、実際、売却の申込書の提出については、小正醸造株式会社1社のみでございました。

6月25日に選定委員会を開催いたしまして、小正醸造株式会社より学校跡地の利用について説明をいただきました。内容については、5人の新規の雇用や地域経済の活性化、地元自治会との協力体制等、十分配慮されていると総合的に判断いたしまして、小正醸造株式会社を買受候補人と選定し、7月1日に同社に選定した旨を通知したものでございます。

売買契約につきましては、市有財産の処分の手続で議会の議決後になるということを公告しているところでございます。

別紙にございます資料といたしまして、土地、建物の明細を添付してございます。

そして、次のページに位置図、さらにその次のページには、土地の平面図と建物の平面

図を添付してございます。ご確認をお願いしたいと思います。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第48号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第48号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は議案第48号市有財産の処分について反対討論を行います。

市民共有の貴重な財産を処分するなどということは、あってはならないことだと思います。納得いきません。この件に関しましては、子どもたちの声もお聞きしました。体育館がウイスキーの貯蔵庫になるなんて嫌だ。認めたくない。もっとみんなの役に立つことに使うべきだ。こういう声も寄せられました。たくさん子どもたちが学び、巣立っていった学校です。貴重な公的な財産を2,000万円という金額で一企業に売り渡すのは、やはりおかしいと思います。認めることはできません。

以上、簡単ですが反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。



○6番（佐多申至君）

現在の反対討論に対して賛成の立場で申し上げます。

当議案については、旧日置市立日吉小学校及び旧日置市立日吉小学校附属幼稚園に係る市有財産の処分を提案するものでございます。経緯においても当社から明確なものについては議会に、その都度、説明等もありました。段階的においても、その都度、議会にも報告があり、内容についても新規雇用や地域経済の活性化、地元自治会との協力体制も十分配慮されていると考えます。今後の公共施設維持管理の点からも、議案第48号については賛成いたします。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数。したがって、議案第48号市有財産の処分については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第14 議案第49号日置市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第14、議案第49号日置市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第49号は、日置市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第49号日置市個人情報保護条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほど市長のほうから提案もございましたとおりでございます。国のデジタル改革関連法の施行に伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたものでございます。

主な内容につきましては、保有個人情報の提供先への通知で、保有個人情報の記録を訂正した場合、誤ったまま個人情報が使用されることがないように、個人情報の提供先に書面により通知するものとなっております。

通知先が総務大臣から内閣総理大臣にということ、そして、特定個人情報の提供の制限が新たに1号追加されることに伴いまして、現行の規定が1号ずつ繰り下がるというような内容でございます。

別紙で、日置市個人情報保護条例の一部を次のように改正するというので、条例の第33条中、総務大臣を内閣総理大臣に、第

19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の日置市個人情報保護条例の規定は、令和3年9月1日から適用するものでございます。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第49号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は議案第49号に対しまして反対討論を行います。

国のデジタル庁設置に伴うものでございますが、行政が特定の目的のために集めた個人情報を集積し、企業の利益につなげやすくするもので、問題です。反対の第一の理由は、プライバシー侵害の問題があります。集積された情報は攻撃されやすく、一度漏れた情報は取り返しがつきません。

反対の第2の理由は、地方自治の侵害の問題があります。情報システムの共同化と集約の推進によって、自治体は国がつくる鑄型に収まる範囲の施策しか行えないことになりか

ねません。

第3の理由は、国民生活への影響についてです。もともと経団連などの要望のままに導入された、このマイナンバー制度は消費税増税を前提にしたもので、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、徴収強化と社会保障費の削減を進めるためのものなので、マイナンバー制度は廃止すべきです。

また、官民癒着の問題ですが、デジタル庁は約500人のうち100人以上を民間出身の非常勤職員としています。企業に籍を置いたまま給与補填を受けて働くことになり、特定企業に都合のよい政策の推進やルールづくり、予算執行など、官民癒着がさらに拡大するおそれがあります。こんなデジタル庁の設置は必要ありません。

この条例改正には以上のような問題があるために、反対せざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○6番（佐多申至君）

議案第49号日置市個人情報保護条例の一部改正について、賛成の立場で申し上げます。

当議案はデジタル庁設置法附則の改正に伴うマイナンバー法の改正があったことによる上位法の改正に伴う本市条例の改正であります。

内容は、マイナンバー法に規定する情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が総務大臣から内閣総理大臣への変更、また、同法19条、特定個人情報の提供の制限に条文の追加等でございます。

国で決まった法律に市町村が従うことは当然のことでございます。また、加えて、今回の反対討論は議案内容とは論点も違っていると考えております。

以上で賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数。したがって、議案第49号日置市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第15 議案第50号日置市地区  
公民館条例の一部改正に  
ついて

○議長（池満 渉君）

日程第15、議案第50号日置市地区公民館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第50号は日置市地区公民館条例の一部改正についてであります。

日置市皆田地区公民館の講座室5、日置市日置地区公民館の調理室及び日置市花田地区公民館の調理実習室の冷暖房の使用料を設定し、並びに別表の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明

させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第50号日置市地区公民館条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

別紙をお願いいたします。

昨年度、地区公民館の大規模改修が終了いたしましたして、併せて、昨年、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、地区公民館に冷暖房設備の取替え、改修工事を行っております。

そういったことから、各地区公民館の設置状況を再度、点検をいたしましたところ、条例との相違がございまして、今回、整合を図るために改正をするものでございます。

地区公民館の使用料を条例の別表2という表で定めているところでございます。地区公民館の名称を部、部屋の名称を項として捉えているところでございます。

具体的に、表の内容につきましては、一番上の表でいきますと、一番左側の欄が地区公民館の会議等の名称、一番上でいきますと研修室。2列目は使用時間でございます。午前8時半から午後1時までの料金220円、3番目の列は、午後1時から午後5時の料金220円、4番目の列が午後5時から午後10時までの料金550円。

そして、一番右端の列が冷暖房料1時間の使用料となっているところで、ここで空欄になっておりますけれども、今回、改正するのは一番右端の欄の冷暖房料1時間当たりの使用料ということになっています。

1行目の皆田地区公民館の研修室の冷暖房料の使用料、これにつきましては、現在、冷暖房施設がないために、改正前は110円でしたが、改正後には使用料を削除するということ。

次に、皆田地区公民館の講座室5と日置地

区公民館の調理室、花田地区公民館調理実習室には、いずれも冷暖房が設置してあるということで、使用料をいずれも1時間当たり110円とするものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。ただいま議題となっています議案第50号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第16 議案第51号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第17 議案第52号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第16、議案第51号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第17、議案第52号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第51号は、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部改正についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第52号は、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

それでは、議案第51号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに準じて改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

まず、特定教育・保育施設につきましては、施設型給付費の支給を受ける保育所、幼稚園、認定こども園を指します。また、特定地域型保育事業につきましては、同じ給付費の支給を受けております家庭的保育、小規模保育、事業所内保育を指すものでございます。

今回の改正につきましては、書面によることが規定されております保育所等で作成や保

存を行う書類、あるいは保育所等と保護者との手続等に関する書類等につきまして、デジタル化の推進に伴いまして、電磁的方法による対応も可能とすることを規定する内容が主なものでございます。

まず、目次において、第3章第3節の次に、第4章として新たに雑則を加えます。

次に、第5条の第2項から第6項を削り、保育所等から保護者へ交付される重要事項等の文書交付による説明や同意の規定のみといたしまして、同項の関連規定がございます第38条2項も削ることになります。

次に、第42条では、第1項第3号中「この号」の次に「及び第4号第1号」を加えまして、第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える等の改正によりまして、保育の利用調整における特定地域型保育事業者と保育所等との連携を規定をしております。

今回新たに第4章として規定をいたします雑則第53条は、先の第5条第1項で文書交付等を規定する際に削除いたしました同条第2項から第6項の記述につきまして、電磁記録や提供の方法、それから対象となる書面等を詳細にした条文を第5項まで規定いたしまして、第6項では2項から5項までの規定について、書面による同意の取得の読替えについて規定をしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第52号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに準じて改正をするものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

まず、目次において、第5章事業所内保育事業の次に第6章雑則を加えております。

次に、第6条第1項では、家庭的保育事業を終了した満3歳以上の児童に必要な教育につきまして、連携施設でも継続的に提供できるように規定をしております。

次に、家庭的保育事業のうち、事業所内保育所における地域枠適用の児童に限る規定を、同条第4項第1号にも適用する旨を第1項第3号に加えております。

第6章雑則の第49条では、家庭的保育事業者等が書面で作成・記録することが規定をされている書面等につきまして、電磁的記録により行えるというふうに規定をしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第51号及び議案第52号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号及び議案第52号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

△日程第18 議案第53号日置市江口蓬萊館条例の廃止について

△日程第19 議案第54号日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止について

○議長（池満 渉君）

日程第18、議案第53号日置市江口蓬萊館条例の廃止について及び日程第19、議案第54号日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第53号は、日置市江口蓬萊館条例の廃止についてであります。

日置市江口蓬萊館を民間に移管するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第54号は、日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止についてであります。

日置市農産物直売所城の下物産館を民間に移管するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第53号日置市江口蓬萊館条例の廃止について補足説明をいたします。

日置市江口蓬萊館につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、市の農林漁業の振興を担ってきております。

令和3年度に指定管理期間を満了するに当たりまして、市としましては、民間活力の導入の方針により、今期指定管理期間満了後は民間移管する方向で決定いたしております。

令和3年6月に日置市江口蓬萊館民間移管選定委員会を設置いたしまして、外部委員3名を含む計9名の委員により、移管の条件や募集要項を検討した上で公募いたしまして、その後、選定委員会の審査を経まして、市へ結果の報告を頂いております。

市としましては、この報告を受け止めまして、移管先の予定法人を江口漁業協同組合に決定いたしております。

今後は、財産処分の手続を進めまして、次期議会に市有財産の譲渡に係る議案を上程していく予定でございます。

以上のことによりまして、別紙のとおり、

日置市江口蓬莱館条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、すいません、失礼いたしました。議案第54号日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止についての補足説明をいたします。

日置市農産物直売所城の下物産館につきましては、平成21年度から指定管理制度を導入し、市の農業農村の活性化を担ってきております。

同じように、令和3年度に指定管理期間を満了するに当たりまして、市といたしましては、民間活力の導入の方針により、今期指定管理期間満了後は民間移管する方向で決定いたしております。

令和3年6月に日置市農産物直売所城の下物産館民間移管選定委員会を設置いたしまして、同じく外部委員3名を含む計9名の委員により、移管の条件や募集要項を検討した上で公募いたしまして、その後、選定委員会の審査を経て、市へ結果の報告を頂いております。

市としましては、この報告を受け止めまして、移管先の予定法人を城の下物産館合同会社に決定したところでございます。

今後は、蓬莱館同様、財産処分の手続を進めまして、次期議会に市有財産の譲渡に係る議案を上程していく予定でございます。

以上のことによりまして、別紙のとおり、日置市農産物直売所城の下物産館条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例も令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号及び議案第54号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第53号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第53号日置市江口蓬莱館条例の廃止について反対討論を行います。

江口蓬莱館は、市民共有の貴重な財産であり、民間に移管せず、市が直接責任を持って運営すべきと考えます。これが反対の理由です。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○10番（福元 悟君）

私は、この議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま補足説明もありましたとおり、江口蓬莱館につきましては、平成18年度から江口漁業協同組合に指定管理として経営を委ねてきているということでありましたが、この直売所は地域の拠点として、生産者の所得向上をはじめ、高齢者の生きがい対策など、あらゆる面で施設の役割が発揮されてきたと

ころであります。

しかしながら、これらの施設管理の在り方として、3年ないし5年の指定管理期間の手続や指定管理料、納付金の設定、また、民間事業者の参入機会への公募など、極めて煩雑で制度導入当初から議会側からも民間への移譲について強い意見が出されてきた経緯がございます。

このたびの管理条例廃止は、本市の財政事情による行政経営縮減だけをもって判断をすべきものではありませんが、事業者側が管理条例の規制を受けずに十分に経営手腕を発揮して、利用者へのサービス向上や時の経済状況に機敏に対応していくことがこれからもますます重要になってくるものと思います。

事業者の自由な裁量の中で、利用者の観光客へのサービスを高めることになれば、一層魅力ある施設として展開できるものと考えます。

さらには、先に示されました本市の公共施設等総合管理計画基本方針において、維持管理コスト10年間で10%の削減や民間ノウハウの活用が盛り込まれております。

公共施設の老朽化に対する今後の維持管理コストを考えれば、施設の民間譲渡は避けて通れない課題でありますので、この廃止議案につきましても賛成するものであります。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数。したがって、議案第53号日置市江口蓬莱館条例の廃止については原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第54号日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止について反対討論を行います。

城の下物産館は、市民共有の貴重な財産であり、民間に移管せず、今後も市が直接責任を持って運営すべきと考えますので、反対いたします。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

○10番（福元 悟君）

ただいまの議案第54号につきまして賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの議案第53号と同様な討論でありますけれども、本市の今後のこういった施設の維持管理コストを考えますと、今回示されました、先に示されました公共施設等総合管理計画の方針に示されたとおり、こういう施設につきましては民間で大いにその展開を発揮していただくことも大事でありますし、維持経費を抑えながら、財政について非常に厳しい中でありますので、改善を図るという手法は最も大事な要点だろうと思います。よって、賛成討論といたします。



○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数。したがって、議案第54号日置市農産物直売所城の下物産館条例の廃止については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第20 議案第55号日置市伊集院都市計画事業徳重土地  
区画整理事業施行に関する条例の廃止について

△日程第21 議案第56号日置市東市  
来都市計画事業湯之元第一地区土地  
区画整理事業施行に関する条例の一部  
改正について

○議長（池満 渉君）

日程第20、議案第55号日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について及び日程第21、議案第56号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第55号は、日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の廃止についてであります。

伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第56号は、日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてであります。

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第55号日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について補足説明をいたします。

徳重土地区画整理事業は、昭和61年3月に事業計画決定を行い、面積34.6haについて事業を進めてまいりました。

平成27年7月に換地処分を公告を行い、令和3年5月に清算金までの事業の全てが完了いたしましたので、今回、日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日

から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

次に、議案第56号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について補足説明いたします。

今回、民法の改正に伴い、土地区画整理法施行令の一部が改正されたことによりまして、本条例も改正するものでございます。

内容といたしましては、土地区画整理における清算金分割徴収または分割交付につきまして、利率の基準日を換地処分公告の日から換地処分の公告があった日の翌日に改正、また、利率の上限を6%から法定利率に改正するものでございます。

なお、現行の法定利率は年利3%でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（池満 渉君）**

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第55号及び議案第56号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第55号及び議案第56号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第55号日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第56号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

△日程第22 議案第57号日置市給水条例の一部改正について

△日程第23 議案第58号日置市下水道条例の一部改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第22、議案第57号日置市給水条例の一部改正について及び日程第23、議案第58号日置市下水道条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第57号は、日置市給水条例の一部改正についてであります。

水道料金を改定するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

議案第58号は、日置市下水道条例の一部改正についてであります。

公共下水道の使用料の額を改定し、併せて条文の整理を図るため、条例の一部の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第57号日置市給水条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

水道事業につきましては、前回の料金改定から約10年経過いたしております。

経営効率化による費用の抑制など、支出削減に努力してまいりました。

しかし、人口減少が進み、高齢化で地域の負担力が弱くなる中、水道施設の老朽化、耐用年数超えの管路の更新等に取り組む財源をいかにして確保するかが課題となってまいりました。

そこで、公営企業である水道事業では、市民の代表者等から成る審議会のご意見も尊重する中、更新財源の確保も時期を失わないように実施するため、今回提案させていただくものでございます。

早速でございますが、別紙を御覧ください。

今回の料金改定につきましては、市民生活、企業活動等への経済的な影響を考慮するために、1年目に第1条の基本料金の改定、2年目に第2条の従量料金の改定と、2年にわたっての料金改定といたしております。

改定内容でございますが、第1条の基本料

金の改定につきましては、給水契約者の約95%を占めます口径13mmの家庭や、事業所につきましては現行600円を800円に改定し、20mm口径から100mm口径までの基本料金につきましては、13mm口径の料金改定率に比例させた額を改定額として定めてございます。

続きまして、第2条の従量料金の改定でございますが、10m<sup>3</sup>までの分を1m<sup>3</sup>当たり10円の値上げ、10m<sup>3</sup>を超え20m<sup>3</sup>までの分を15円、20m<sup>3</sup>を超え30m<sup>3</sup>までの分を20円など、段階的に改定いたしております。

続きまして、施行期日でございますけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、第1条の基本料金改定を令和4年4月1日から、第2条の従量料金改定を令和5年4月1日からの施行といたします。

最後の経過措置の1及び2でございますが、基本料金、従量料金とも施行日前から継続して供給している料金が含まれる月、すなわち、改定前の3月分が含まれる請求につきましては、改定前の料金の例によります。

以上、議案第57号日置市給水条例の一部改正についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第58号日置市下水道条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同じく、人口の減少に伴う収益の減少が見込まれる一方、保有する施設の老朽化に伴う更新費用の増加等のため、建設改良費等の不足分を一般会計から繰入金にて補填している状況でございます。

一般会計は、下水道未使用者を含む市税を主な財源としていることから、今後増大する経費により繰入金への依存度が増していくことは、下水道未使用者との公平性の観点からも問題であり、改善が必要となっております。

また、繰入金に依存する経営状態である一方、地方財政措置の前提条件であり、補助事業の採択要件にもなっている経営努力の総務省基準、これが基準使用量 $20\text{ m}^3$ 当たり1か月3,000円ですけれども、これに満たしていないということなどから、今回、使用料の改定及び一部条文の改正を提案させていただきました。

早速ですが、別紙を御覧ください。

第7条第2項に規定してございます排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付する条項を削除するものでございます。

理由といたしまして、条文中にございます検査済証の交付につきましては、確認検査後にシール式の検査済証を交付し、玄関の入り口等に貼っていただいておりますが、新築の住宅等、直接住宅に貼ることを拒む家庭が多いほか、検査済みの履歴につきましては別途管理台帳により確認が可能であるため、今回、検査済証の交付を廃止したく、本項を削除するものでございます。

続きまして、第16条の表の改正でございますが、基本料金を1,000円から1,300円に、そして、従量料金の各区分を現行に比べ5円から20円値上げするほか、表中の $\text{m}^3$ の単位を計量記号でございませぬ $\text{m}^3$ 、いわゆる $\text{m}^3$ の計量記号のほうに改正いたしております。

値上げ幅につきましては、先ほどご説明させていただきました地方財政措置の前提条件であり、補助事業の採択要件でもある経営努力の総務省基準を満たすため、最低限の改定といたしております。

続きまして、第32条第3号中の改正でございますが、こちらにつきましても、先ほど説明させていただきました第7条第2項を削ることによる条文の整理でございます。

続きまして、附則の施行期日でございませぬが、第7条第2項及び第32条第3号につ

ましましては公布の日から施行、第16条の表につきましては令和4年4月1日から施行といたしております。

最後に、附則の2、経過措置でございますが、施行日前から継続して使用していただいている料金が含まれる月、いわゆる改定前の3月分が含まれる請求につきましては、改定前の料金の例によります。

以上で、議案第58号日置市下水道条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（池満 渉君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（山口初美さん）

通告はしてありませんでしたけれども、1点伺いたいと思います。

どちらの議案も値上げになるということは理解しましたし、このことがやっぱり市民に与える影響なども十分考慮されて段階的に値上げになるようにとか、いろいろと努力をされているという点は認めるんですが、料金値上げ、住民負担を増やす以外に本当に方法はないのか、その辺は検討されたのか伺いたいと思います。

○上下水道課長（新川光郎君）

ただいまご質問がございました料金改定についての審議についてでございますが、我々審議会を双方で立ち上げまして、市民の代表でございます皆さんからご意見を伺いました。その中におきましても、ただいま議員から出ましたように、様々な点から経費削減等について検討するべきであるというご意見を頂きました。我々もこのご意見に従い、様々な点から今後におきましても経費削減については検討していかないとお願ひしております。

しかし、我々上下水道は公営企業でありま

して、新型コロナ問題が一区切りついた後の経営のこのことも今の段階から検討しておかなければならないと思っております。

地域の人口減少がさらに進み、高齢化で地域の負担力が弱くなる中で、先ほども部長のほうから説明しましたように、今後は経費削減とともにどのような形で財源を確保するかが非常に難しい課題となっております。

コロナ禍等であることは十分承知しながら、これを先延ばしすることこそ、後の料金改定幅の増など、今以上、市民負担に大きな影響を落としかねないため、更新財源の確保も時期を失わないよう責任を持って実施していきたいと思っております。

また、あわせて、ただいま議員から頂きました料金改定ではなく、様々な方向から今後経費削減について検討していきたいと思っております。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第24 議案第59号令和3年度  
日置市一般会計補正予算  
(第7号)

△日程第25 議案第60号令和3年度  
日置市国民健康保険特別  
会計補正予算(第1号)

△日程第26 議案第61号令和3年度  
日置市健康交流館事業特  
別会計補正予算(第1号)

△日程第27 議案第62号令和3年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計補正予算(第1号)

△日程第28 議案第63号令和3年度  
日置市介護保険特別会計  
補正予算(第2号)

△日程第29 議案第64号令和3年度  
日置市後期高齢者医療特  
別会計補正予算(第1号)

△日程第30 議案第65号令和3年度  
日置市水道事業会計補正  
予算(第3号)

△日程第31 議案第66号令和3年度  
日置市下水道事業会計補  
正予算(第2号)

○議長（池満 渉君）

日程第24、議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算(第7号)から日程第31、議案第66号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算(第2号)までの8件を一括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第59号は、令和3年度日置市一般会計補正予算(第7号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,586万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280億8,821万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、臨時財政対策債の確定、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、災害復旧費などの予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方特例交付金で個人住民税減収補填特例交付金等の増額など、373万1,000円を増額計上いたしました。

地方交付税で、普通交付税の決定により

5億7,031万円を増額計上いたしました。

国庫支出金で、個人番号カード交付事務費補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の増額など、3,544万4,000円を増額計上いたしました。

県支出金で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額など、5,092万1,000円を増額計上いたしました。

財産収入では、旧日吉小学校売却に伴う不動産売却収入の増額により、2,000万円を増額計上いたしました。

繰入金で、財政調整基金繰入金の減額や介護保険特別会計繰入金の増額など、4億593万7,000円を減額計上いたしました。

繰越金で、前年度繰越金の確定により、2億8,360万2,000円を増額計上いたしました。

市債で、緊急自然災害防止対策事業債、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の増額など、1億6,080万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、県外出張旅費の減額など、35万9,000円を減額計上いたしました。

総務費で、将来の公債費の償還財源を確保するため、減債基金への積立てや施設整備に要する経費の財源となる施設整備基金への積立て、地域情報化推進事業費、個人番号カード事業費の増額など、6億2,928万2,000円を増額計上いたしました。

民生費で、保育所等整備事業費や地域介護福祉空間整備推進交付金事業の増額など、2,991万1,000円を増額計上いたしました。

衛生費で、保健センター費の空調改修工事や水道事業会計事業費負担金の増額など、

1,132万2,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費や県単林道事業費、城の下物産館管理費の増額など、5,736万8,000円を増額計上いたしました。

商工費で、新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント補助事業費や地域経済活動支援事業費の減額など、3,563万3,000円を減額計上いたしました。

土木費で、昆沙門自然の森公園資料館の電気使用料の増による道路維持管理費の増額など、397万4,000円を増額計上いたしました。

消防費で、高規格救急自動車等の事業費確定に伴う備品購入費や操法大会中止に伴う報償費の減額など、754万1,000円を減額計上いたしました。

教育費で、小中学校の衛生環境向上を目的とした小中学校管理費や維持補修費の増額、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う民俗芸能伝承活動支援事業費の減額など、1,625万1,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費で、現年単独林道災害復旧費及び現年補助農地農業用施設災害復旧費の増額により、2,128万8,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第60号は、令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,462万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,813万円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金や国・県支出金精算返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第61号は、令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,460万8,000円とするものであります。

歳出の管理事業費で、プールジャグジー配管洗浄における手数料の増額、売店仕入れにおける消耗品費の減額等を計上いたしました。

次に、議案第62号は、令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ587万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第63号は、令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,644万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,574万8,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金や前年度精算に伴う国・県支出金精算返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第64号は、令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ167万2,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,011万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、収入見込みに伴う後期高齢者医療保険料及び繰越金の減額を計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしました。

次に、議案第65号は、令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は総額に38万円を追加し、総額を9億1,705万2,000円に、支出は総額から636万1,000円を減額し、総額を8億6,849万8,000円とするもので、人事異動等による人件費の減額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は総額に526万4,000円を追加し、総額を2億1,026万4,000円に、支出は総額に535万4,000円を追加し、総額を6億8,895万3,000円とするものであります。

建設改良費で、大雨等に伴う設備修繕費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第66号は、令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のおりとし、総額を7億5,244万3,000円に、支出は総額に166万8,000円を追加し、総額を5億3,144万2,000円とするもので、料金改定に伴う委託料の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のおりとし、総額を1億6,470万1,000円に、支出は総額から68万3,000円を減額し、総額を3億5,389万2,000円とするもので、人事異動等による人件費の減額などを計上いたしました。

以上8件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから議案第59号から議案第66号までの8件について一括して質疑を行います。

議案第59号について発言通告がありますので、長倉浩二君の発言を許可します。

○4番（長倉浩二君）

議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてお尋ねいたします。

今回の補正予算書を見ますと、人件費で退職に伴う補正が2件、休職に伴う補正が2件ございます。決して少ない数字とは思わないが、この数字をどう受け止めていらっしゃるでしょうか。

また、特に退職のケースについて、これまでも同様のケース等あったと思いますが、要因等を分析されていると思いますけれども、共通する点は何かございますか。

最後に、人材確保はコストも時間もかかる一大事業でございます。今後、このような課題に対してどのように対処していくとか、以上3点お伺いします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきました今回の補正予算に関します退職者、休職者の件でございます。

今年度の退職者ということで今2人ということでございます。休職者につきましては3人でございます。

ここ二、三年の推移を見ますと、退職では7人程度、休職で3名ということで、年間の推移となっております。

年度途中での退職、休職になりますと、非常に事務事業への影響が大きいというようなところでございます。

過去の傾向の退職の理由について、新たな職への転職あるいは病気治療への専念ということで様々な理由がございますけれども、特

に若手の職員につきましては転職が多い状況にあるということでございます。

これらの課題に対応するために、令和2年度から健康福祉専門員を設置しております。病気休暇の取得とか等についてはもう面談による継続的な対応ということを行っているような状況でございます。

職員が十分、自分の能力を発揮できるような環境、また、意欲を持って働ける環境、働きやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（山口初美さん）

通告はしておりませんが、すいません、1点だけ伺いたいと思います。

一般会計の補正予算の中で、説明の中で、土木費で毘沙門の資料館の何か電気代の不足ということがちらっと説明があったんですが、よく分からないので、この点について説明をお願いします。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時52分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（田口悦次君）

毘沙門自然の森公園資料館の電気量の使用量についてですが、この公園の管理を日吉支所産業建設課で管理しております。資料館は管理を地元の地区公民館に委託している中で、新たな活用をする提案がありまして、現在、民間事業者が使用しております。地元への聞き取りから、今後の活用頻度が増える見込みであることを勘案しまして今回の補正の提案と



なりました。

また、電気代は市が契約者となっているため市が一旦全額を立て替えて、市の使用分を差し引いた額を使用者が負担することとなっておりますので、歳入の増額も提案しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号から議案第66号までの8件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後1時02分休憩

---

午後1時02分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会は、委員長に坂口洋之君、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君が互選された旨の報告がありましたので、お知らせします。

---

△日程第32 認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第33 認定第2号令和2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

△日程第34 認定第3号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第35 認定第4号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第36 認定第5号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第37 認定第6号令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第38 認定第7号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第39 認定第8号令和2年度日置市水道事業会計決算認定について

△日程第40 認定第9号令和2年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（池満 渉君）

日程第32、認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第40、認定第9号令和2年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

9件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

認定第1号から認定第7号までは、令和2年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監

査委員審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、令和元年度決算と比較して歳入が23.9%の増、歳出が25.9%の増となりました。

歳入では、国庫支出金や寄附金、繰越金などの増、歳出では、補助費等や積立金、災害復旧事業費などが増となったことによるものです。

一般会計の決算収支は、歳入総額380億1,300万5,000円、歳出総額366億9,322万1,000円で、実質収支は8億6,860万2,000円の黒字となりました。

実質単年度収支については、財政調整基金の取崩額が多かったため、7億1,927万7,000円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税については、個人住民税や軽自動車税が増加した一方で、固定資産税が新型コロナウイルス感染症対策における徴収猶予制度適用による減や法人市民税が標準税率改定による法人税割の減などにより1,665万5,000円の減となりました。

地方譲与税については、森林環境譲与税の増により1,041万7,000円の増となりました。

地方交付税については、普通交付税の増などにより3,472万円の増となりました。

国庫支出金については、特別定額給付金事業費国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金、道整備交付金の増などにより64億9,961万8,000円

の増となりました。

県支出金については、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金や過年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金、障害児通所給付費県負担金、国勢調査県交付金などの増により3億7,302万4,000円の増となりました。

寄附金については、ふるさと納税に係るウェブサイトによるPR強化や事業者等との連携による特産品の充実を図ったことなどにより、4億7,693万4,000円の増となりました。

地方債については、湯之元第一地区土地区画整理事業に係る地方特定道路整備事業債や運動公園整備に係る公園整備事業債などの減、日吉学園や小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備に係る学校教育施設整備事業債、現年補助公共土木施設災害復旧事業債などの増により4億6,015万4,000円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の23.2%を占める民生費が85億1,844万3,000円、次に総務費が22.5%を占め82億4,491万1,000円、土木費が9.1%を占め33億5,645万6,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が3億4,590万4,000円の増、投資的経費が7億6,029万1,000円の増、その他の経費が64億4,893万7,000円の増となりました。

義務的経費の内訳としまして、人件費については会計年度任用職員制度の創設による報酬や期末手当、退職手当組合負担金などの増により869万7,000円の増となりました。

扶助費については、児童扶養手当支給事業費などの減、障害児通所給付費やひとり親世帯臨時特別給付金事業費などの増により2億

7,545万9,000円の増となりました。

公債費については、過疎対策事業債や地方特定道路等整備事業債などの減、合併特例事業債や臨時財政対策債などの増により6,174万8,000円の増となりました。

投資的経費の内訳としまして、普通建設事業費については、4,897万4,000円の減、災害復旧事業費については、8億926万5,000円の増となりました。

普通建設事業費の補助事業では、道整備交付金事業や保育所等整備事業費などの増、体育施設に係る活力創出基盤整備事業費や湯之元第一地区に係る土地区画整理事業費などの減により3,818万3,000円の減となりました。

単独事業では高度無線環境整備に係る地域情報化推進事業費や日吉学園校舎増築に係る小学校建設事業費などの増、吹上浜公園サッカー場整備事業費や小学校維持補修費などの減により1,079万1,000円の減となりました。

その他の経費の内訳としまして、物件費については、プレミアム付商品券事業費や埋蔵文化財の垂口遺跡発掘調査費などの減、小中学校教育振興費やふるさと納税に係る委託料や手数料等の増などにより1億8,275万3,000円の増となりました。

補助費等については、企業誘致対策費補助金やかごしま国体準備・運営事業負担金などの減、特別定額給付金事業費や中小企業者等支援事業費補助金などの増により56億8,870万1,000円の増となりました。

積立金については、ふるさと納税によるまちづくり応援基金や将来の公債費の償還財源確保のための減債基金への積立金の増などにより5億9,066万5,000円の増となりました。

繰出金については、観光振興費や介護保険事業費などの増、公営企業会計移行による公

共下水道事業費及び農地総務管理費への繰出金の減などにより1,290万3,000円の減となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は、前年度より0.6ポイント増加し、6.0%となりました。

経常収支比率については、前年度より0.9ポイント減少し、92.1%となりました。

市債残高については、令和2年度末で321億3,129万8,000円で、令和元年度末と比較して4億7,328万6,000円増加しました。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標で3か年平均で算出され、前年度と比べ0.7ポイント増加し、6.5%となりました。

今後も引き続き、財政健全化計画や第4次行政改革大綱に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、令和2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額64億606万7,000円、歳出総額62億5,137万9,000円で、歳入歳出差引額は、1億5,468万8,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税9億3,340万7,000円、県支出金46億4,890万5,000円、繰入金6億7,304万8,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費44億7,374万2,000円、国民健康保険事業費納付金15億6,942万3,000円などとなりました。

次に、認定第3号は、令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和2年度の利用状況は、宿泊人員

4,470人、休憩人員6,562人の合わせて1万1,032人の利用となり、前年度比宿泊6,056人減、休憩1万4,686人減の合計2万742人の利用者減となりました。

決算額は、歳入歳出総額1億3,532万5,000円で同額となりました。

歳入の主なものでは、事業収入5,995万4,000円、繰入金7,532万円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費1億3,532万5,000円となりました。

次に、認定第4号は、令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和2年度の利用状況は、宿泊人員612人、入浴人員1万7,229人、プール及び温泉共通人員1万3,179人、飲食利用人員ほか1万6,044人の合わせて4万7,064人の利用となり、前年度比宿泊1,513人減、入浴1万7,872人減、プール及び温泉共通利用人員3,935人減、飲食利用ほか1万2,483人減の合計3万5,803人の利用者減となりました。

決算額は、歳入総額9,841万1,000円、歳出総額9,841万円で、歳入歳出差引額は1,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入4,735万円、繰入金5,101万円などとなりました。

歳出では、経営費9,841万円となりました。

次に、認定第5号は、令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額582万3,000円、歳出総額498万6,000円で、歳入歳出差引額は、83万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料285万4,000円、繰入金218万3,000円、前年度繰越金78万5,000円などとなり

ました。

歳出では、温泉給湯事業費で498万6,000円となりました。

次に、認定第6号は、令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてあります。

歳入総額57億8,068万7,000円、歳出総額55億9,123万3,000円で、歳入歳出差引額は、1億8,945万4,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料10億5,889万4,000円、国庫支出金14億622万4,000円、支払基金交付金14億3,085万4,000円、県支出金7億9,919万9,000円、繰入金8億7,120万3,000円、繰越金2億1,038万1,000円などとなりました。

歳出では、総務費6,377万2,000円、保険給付費51億6,295万2,000円、基金積立金8,826万9,000円、地域支援事業費1億4,709万8,000円、諸支出金1億2,914万円となりました。

次に、認定第7号は、令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額7億6,253万9,000円、歳出総額7億6,088万6,000円で、歳入歳出差引額は、165万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料4億9,547万8,000円、一般会計繰入金2億4,780万6,000円、諸収入1,699万1,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金7億2,658万3,000円、保健事業費2,623万6,000円などとなりました。

次に、認定第8号及び認定第9号は、公営企業会計の決算認定であります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第8号は、令和2年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収支については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年5月から8月まで水道基本料金の免除を実施したことなどにより、水道料金は5,305万8,000円の減となりました。

全体では、水道事業収益8億1,903万5,000円、水道事業費用7億4,362万6,000円で7,540万9,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額2億5,671万2,000円、支出額6億2,376万4,000円で差引不足額3億6,705万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から705万2,000円、過年度分損益勘定留保資金から3億6,000万円補填しました。

次に、認定第9号は、令和2年度日置市下水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収支については、公共下水道事業使用料は、2億7,180万7,000円、農業集落排水事業下水道使用料は1,069万7,000円となりました。

全体では、下水道事業収益8億2,362万2,000円、下水道事業費用6億1,169万7,000円で2億1,192万5,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額1億7,055万5,000円、支出額3億6,930万6,000円で差引不足額1億9,875万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から508万

8,000円、当年度分損益勘定留保資金から1億4,958万3,000円、引継金から4,408万円補填しました。

以上9件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（池満 渉君）

これから、認定第1号から認定第9号までの9件について、一括して質疑を行います。

まず、認定第1号について、発言通告がありますので、山口 初美さんの発言を許可します。

#### ○16番（山口初美さん）

認定第1号令和2年度一般会計歳入歳出決算認定につきまして、二、三伺います。

まず、教育長の方にこの就学援助制度のことについてでございますが、この教育を平等に受けることは国民の権利であるわけですが、生活が苦しい家庭につきましては就学援助制度がありまして準要保護などを受けている世帯もあるわけですが。昨今のコロナ禍の中で生活の苦しい家庭が増えていると予測されますけれども、昨年度、令和2年度の準要保護申請、就学援助の申請の状況を伺いたいと思います。

説明書の中で受けられた数は示されているんですが、申請をされた世帯について、また、申請をされた児童生徒の数、小学校、中学校それぞれどれぐらいで、援助をその中で受けられた数まで一応お示し頂きたいと思います。

そして、もうコロナ禍の中で経済状況の急変などが途中で起こったということも本当に予想されるんですが、そういう申請がなされて適切に対応されたものかどうか、その点について教育長に伺いたいと思います。

もう一点は、令和2年度の決算を総括的に見まして、特にコロナ対策についての評価や課題を市長にどのように捉えておられるのか、ここが出发点になるかと思っておりますので、大変、市長がこのことをどのように捉えておられる

のかということが大変重要だと思ひまして、その点を伺いたひと思ひます。

以上です。お願ひします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

ただいまありましたご質問にお答ひいたします。

昨年度の就学援助の準要保護申請者数は小学校で388人、中学校で240人となっております。そのうち認定を受けた方が小学校で278人、中学校で189人となっております。

また、申請を受けた世帯数ということですが、申請の世帯数につきましては小中学校合わせて417世帯で、そのうち認定を受けた世帯につきましては309世帯となっております。

また、続きまして2問目の質問でございますが、昨今のコロナ禍に伴ひまして、離職などによる家計急変家庭も想定されたことから、令和2年9月25日に学校を通じまして就学援助制度の年度途中の申請について周知を行っております。年度途中の申請につきましては1件申請がございましたが、現に就学援助を受けている家庭からの申請であったため、実績としてはないということでございます。

以上で説明を終わります。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

令和2年度におきましては、まず4月7日の国の緊急事態宣言を受けまして、全国的な感染拡大が懸念される中で1年間、国や県、関係機関と連動しながら市民の皆様の暮らしと安全を守るために感染対策や経済対策、生活困窮者対策など多角的で重層的な事業に市を挙げて取り組んだと考えております。

国の地方創生臨時交付金等を活用いたしまして、国や市による各種の給付金等の給付のほか、商品券等の地場産業の支援、さらには施設等の感染防止対応等の取組などを行って

おります。

感染の拡大に伴ひまして、事業の縮小または休止をせざるを得ないというような側面もありまして、事業効果が限定的になった1年だということがいえる一方で、県外出張旅費やイベント中止による経費を削減するなど、全庁的な取組を行ひまして、より迅速で効果的に市民生活の維持を支援できたというふうを考えております。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

当局のほうのご答弁は以上ですか、確認をしたいと思ひます。

この就学援助制度、基準がございますが、この基準で一律にラインを引いてこれ以上は駄目というようなそういうことはされていないというふうに願うんですが、経済状況の急変というのはやはり今後もあり得るし、とにかく申請しないといけませんので申請が面倒でされないというようなこともひよつとしたらあるのかもしれないので、学校のほうでもやはり児童生徒の様子を見ていただいたり、その申請をこの人はしたほうがいいんじゃないかなというところなどはちょっと相談に乗っていただいたり、そういう細かい配慮も必要なかなというふうに思っております。特にいろいろ仕事の時間が減らされたり、仕事を失わなくても勤務時間が減らされたり、単価が下がるということはあまりないとは思いますが、本当に厳しいというのが外から見ても分からないような、そういう経済状況もあるかもしれないので、そのことをぜひ再確認したいところです。

申請されても受けられない方がたくさんいらしたわけなんですけど、そこら辺を十分配慮されてこの申請者数と受けられた数なのか、そこら辺をもう一回確認をさせていただきたいと思ひます。

それとこの市長の令和2年度の決算をどの

ように捉えておられるか。コロナの対策については、今、部長のほうからご説明はあったわけですが、本当にコロナが、今、日置市でもまだまだ感染が拡大しております、昨日も4名確認がされたわけですが、そういう状況の中で本当にこの全力でコロナ収束に向かわせていかななくてはならない、そういうことを全力で令和2年度も取り組まれたとは思いますが、そこら辺の市長の評価を一言伺いたいと思います。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

就学援助につきましては認定要件がございますので、その認定要件に合った方々が認定されるということになります。ただし、コロナ禍においては昨年度は現年度の、通常は前年度の所得に対して認定をするということですが、コロナ禍に対しましては現年度の収入見込みで申請を行っていただくというように形で柔軟な対応で申請を受け付けたところがございます。

以上です。

**○市長（永山由高君）**

令和2年度の新型コロナ対策についての評価ということのご質問ですけれども、現在進行形でまだ新型コロナウイルスの影響というのは出ておるものですから、単年度を切り取っての評価というのは難しいであろうというのが私の認識です。引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

特に、経済対策に今は難しさを感じているところでして、これだけ急激にまた爆発的感染の時期が出てきてしまうと、経済対策をどのタイミングで特に強めていくのかという部分については、これは課題であり続けるであろうというふうに認識をしているところです。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第9号までの9件については、議会選出の監査委員を除く19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後1時37分休憩

---

午後1時37分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会は、委員長に黒田澄子さん、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君が、互選された旨の報告がありましたので、お知らせします。

---

△日程第41 陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件

**○議長（池満 渉君）**

日程第41、陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件を議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第42 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

について

○議長（池満 渉君）

日程第42、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員の内から、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える、2人の候補者がいましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（池満 渉君）

ただいまの出席議員数は20人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（池満 渉君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（池満 渉君）

異状なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて、順次記載台で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（池満 渉君）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

議場を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（池満 渉君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に下園和己君、佐多申至君を指名します。

開票の立会いを、お願いします。

〔開票〕

○議長（池満 渉君）

選挙の結果を報告します。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票数20票、無効投票数ゼロ票です。有効投票の



うち、川越信男議員 17 票、畑中香子議員  
3 票、以上のとおりです。

---

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9 月 10 日は、午前 10 時から本会議を開  
きます。

本日は、これで散会します。

午後 1 時 47 分散会



第 2 号 ( 9 月 1 0 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（1番、8番、11番、14番）
-------	---------------------

本会議（9月10日）（金曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満渉君		

欠席議員 1名

17番 坂口洋之君

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君

社会教育課長 横 枕 広 幸 君  
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、中村清栄君の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

○1番（中村清栄君）

皆さん、おはようございます。質問の前に、新人議員として一言挨拶を述べさせていただきます。

執行部の皆様、これまでは一市民として大変お世話になりました。日置市議会議員となっておよそ4か月となります。これからは日置市の議員として、私の基本理念であります、若い力を日置市へ、を基に、先輩議員とともに若い世代の声を市政に届けられるように頑張っていきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、中学校の部活動について質問いたします。

1、部活動をする上での教育的意義とは何か、お伺いいたします。

2、部活動を運営する中での現状と課題とは何か、お伺いいたします。

3、ボランティアの外部指導員の採用を積極的に取り入れてはどうか、お聞かせください。

次に、ひおきベビカムサポート事業について質問いたします。

この不妊治療事業について、制度を活用している人数及びその結果、出産に至った件数

をお伺いいたします。

2、一般不妊治療の助成期間が2年間とあるが、期間延長及び助成額の拡充、また特定不妊治療等の助成の拡充は検討できないか、お伺いいたします。

最後に、PCR検査助成制度について質問いたします。

県内自治体で実施しているPCR検査の助成について、この日置市においても検討できないか、お伺いいたします。

そして、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えします。

質問事項1、中学校の部活動については、教育長にて回答いたします。

続いて、質問事項2、ひおきベビカムサポート事業について、その1、制度を活用している人数及びその結果、出産に至った件数について回答します。

令和2年度実績で、一般不妊治療申請数40件、特定不妊治療申請数29件となっており、出産に至ったのは15件となっております。

その2、一般不妊治療の期間延長及び助成額の拡充、特定不妊治療等の助成の拡充について回答します。

一般不妊治療の助成期間については、産科医のご意見を伺いながら制度設計しており、ほか自治体の状況を踏まえましても、2年の助成期間については、現段階では変更する予定はありません。

また、特定不妊治療につきましても、所得制限を設けないなど、ほか自治体と比較します。助成を受けやすい設定になっておりますので、現段階では、助成の拡充は考えておりません。

質問事項3、PCR検査助成制度について、



その1、PCR検査の助成について回答いたします。

任意でのPCR検査を助成の対象とすることで、医療機関で行う検査件数がかかり増えることが想定され、現在、コロナワクチン接種や濃厚接触者のPCR検査を行っている医療機関の負担も大きくなります。感染が疑われる場合のPCR検査は行政検査となり、基本的に無料で検査できることから、助成については考えておりません。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1の中学校の部活動についてお答えをいたします。

まず、その1、部活動の教育的意義ということでございます。部活動は生徒が主体的に選択をし、異学年などの生徒と協力して活動を行う学校教育活動であります。

部活動を通して運動や文化の意義に触れたり、自らの体力や表現力、コミュニケーション能力などを高めたりすることができ、このことは各教科の学習や生徒会活動、生徒指導を補完する重要な役割となります。

その2、現状と課題というところでございます。生徒たちが心身ともに健全に成長するために、部活動をどのように推進するのかを全職員で共通理解を図り、協働・連携して取り組むことが重要です。

その中で、生徒の自主性や自発性を尊重し、生徒同士や生徒と教員の人間関係づくりを行えるようにするとともに、自他の安全等に気をつけさせることなどを指導していかなければなりません。

その3、外部指導員についてでございます。外部指導者の活用については、国においても推進をしようとしているところであり、生徒の技能向上や教員の業務改善につながることから、進めていきたいと考えております。

一方で、外部指導者としての適切な人材の確保が課題であり、学校は学校運営協議会や地区公民館の会議等で情報収集に努めているところです。

以上でございます。

#### ○1番（中村清栄君）

教育長に答弁いただきましたが、再度質問いたします。

部活動の教育的意義について、それは部活動に対する顧問への働きかけは、現状どのようにしていますか、お聞かせください。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

部活動の目的、教育的意義、学校の方針としては、年度初めの職員会議や部活動顧問会議、この中で校長が学校の基本方針を示した部活動規定を基に説明を行い、そして職員の共通理解を図っています。

#### ○1番（中村清栄君）

先生たちが理解してもらえるような分かりやすい説明をしていただければと思います。

部活動なのですが、2023年から部活動は段階的だとは思いますが、地域移管されていくことについてはどうお考えか、お聞かせください。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

土曜日、日曜日、休日の部活動指導の段階的な地域への移行、これは学校の先生方の長時間労働の改善と負担軽減につながります。そして、生徒にとっては、専門性の高い外部指導者からの指導を受けられるため、技能の向上が図られます。

一方では、保護者や地域の方々の理解を得るとともに、人材確保や予算的な措置など、環境整備が必要になってくると考えます。

#### ○1番（中村清栄君）

環境整備のほうも視野に入れて考えていってもらえればと思います。

次に、現状と課題に関して再度質問いたします。

課題解決のために実施していることは何か、お伺いいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

部活動の指導が一部の先生方に任されて、そして負担になっているというような現実がありますけれども、こういったことを改善していくために、顧問のほかに副顧問の先生を配置して、複数の教員が連携・協働して生徒の指導に当たるようにしています。このことは、生徒の個別の対応と生徒との人間関係づくり、そして部活動中の事故防止などにもつながっています。

○1番（中村清栄君）

顧問が一時的にでも不在で、危険と思われる部活動とは何か、お伺いいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

顧問がいるいないに限らず、どの部活動においても事故は起こり得ます。特に相手と接近、接触する種目、また使用する道具によってはけがの危険度が異なってくると考えています。

しかしながら、できるだけ顧問が不在になる時間を最小限にとどめ、事故防止の徹底を図っていく必要があると思います。

○1番（中村清栄君）

そういった接近、接触するような部活動などですが、その部活は顧問がいない中でどのように練習メニューが周知され、行動化されているのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

全ての部活動において、顧問または代わりの先生がその日、全く指導に入れない場合は、その日は活動を中止します。一時的な不在の場合は、まず顧問がキャプテンに個別の基礎的な練習、また少人数で行っても危険度の少ない練習内容、そして使用する道具について指示を出しています。

○1番（中村清栄君）

それが学校全体に共有されて徹底していく

ために、学校はどういったことをされているのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

各学校で行われる顧問会議また職員の打合せなどの機会に絶えず確認するとともに、時には管理職が定期的に巡回して、そして見届け、指導を行っています。

また、活動する場所が隣接している部活動の顧問同士で連携しながら、事故を未然に防ぐための情報の共有を行っています。

○1番（中村清栄君）

さきの議会で予算化まで至った野球部のケースがありましたので、顧問そして生徒たちに対しての落とし込みをしっかりといただければと思います。

次に、外部指導員の件ですが、再度質問いたします。保護者からの指導者に対する声というのは届いているでしょうか。もっとうまくしてほしいなど、強くしてほしい、練習メニューを工夫してほしいなど、そういった声というのは届いているでしょうか、お聞かせください。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

生徒たちやチームへの期待から、指導の質や活動時間、そして対外試合の回数を増やしてほしい。そういったご意見を頂くことがあります。学校はそういった要望を丁寧に聞きながら、学校として対応できることを努力しているところです。

半面、教師の働き方改革そして生徒の余暇、これを生み出すことについても、そういった要望を頂いている方々に説明をしているところです。

一方では、生徒たちの日々の練習の様子を見ながら、大変よく頑張っているなどというふうなお褒めの言葉を頂くこともあり、このことは指導している顧問、先生方のやる気につながっているところです。

○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。厳しい声ばかりだと思っていたので、そのような声もあるというのはよかったです。

そういったところで、顧問と保護者で経験者の外部指導員を探す努力というのはされてはどうかと思うんですけど、お伺いいたします。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

教育長の答弁にもありましたが、ほとんどの学校が地域や保護者の会議等で、指導者の情報提供をお願いして、そして人材を探しております。また、ある学校は部活動の保護者会こちらで協議していただいて、外部指導者の依頼、そして決定をしているようです。

このように学校だけの努力ではなくて、保護者や地域と十分連携・協働していくことが不可欠だと思いますので、市としましては、市全体の人材確保、そして情報共有といったことを行っていきたいと思っております。

#### ○1番（中村清栄君）

外部指導員と顧問とで日程調整するなど、工夫してみたら、地元の方で引き受けてくれる方もいるのではないかと思います、見つけやすいのではないかと思います、そのところ、お考えをお聞かせください。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

その地域の人材のまたお仕事のなどの都合もあると思います。十分連携を図っていくことで、例えば、顧問が一時的に不在の時間帯に、その地域の方が入れるというような調整が図られれば、これは生徒にとっても安心して部活動が行える、そういう環境につながるのかなと思います。そういう連携といったものは非常に重要だと思います。

#### ○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。今後を期待しております。

ちなみにその外部指導員なんですけど、指導している場合、生徒らのけがや備品等の損壊

に関しては、責任はどうなるのか、お聞かせください。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

基本的に、部活動ガイドラインや学校の方針を無視した指導でなければ、責任を問われることはありません。そして、生徒のけがの治療については、全員が加入している保険が適用されます。

#### ○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。完全に地域移管されるまでは、こういった問題というのはなくならないと思うので、少しでも実現できるようにと思います。

次に、不妊治療事業ですが、市長に答弁いただきましたが、再度質問いたします。

考えはないとのことでしたが、日置市としては、とてもありがたい制度です。ですが、助成期間以上かかる人に対しての、その人のためのシステムづくりというのは今後検討できないでしょうか。例えば4年かかれば3分の1だとか、そういったシステムづくりというのは検討できないでしょうか、お聞かせください。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

不妊治療は治療内容により非常に個人差があるということは十分認識しているところでございますが、冒頭、市長も申し上げましたとおり、現在につきましては期間の延長及び助成額の拡充については、考えておりません。

#### ○1番（中村清栄君）

今、若者が日置市に徐々に移り住んでいる方もいます。少子化対策としても実験的にしてみたらどうか、市長のお考えはどうか、お聞かせください。

#### ○市長（永山由高君）

お答えします。この事業は早い時期から不妊治療に取り組みやすい制度になっているということ、そして、申請者のうち44.9%が妊娠に至るなど、効果も高い事業であると

認識しています。少子化対策に寄与していると言えますが、先ほども申し上げたとおり、現段階では期間延長及び助成額の拡充については考えておりません。

以上です。

#### ○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。なかなか難しいとは思いますが、そういった声もあるということも分かっただけならばと思えますし、経済面での負担もですが、精神的にも身体的にも負担や不安がある中で、ご懐妊しても、今はコロナの中、立会い出産もできないという現状があります。そういった悩みの相談窓口なんですけれども、実際のところどの程度活用されているのか、お伺いいたします。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

健康保険課では、子育て世代包括支援センターの母子保健型としまして、助産師や保健師がいつでも相談できる体制を整えておまして、妊娠期から電話や来所相談、訪問等にて妊産婦の不安などに寄り添い、出産・子育てまで切れ目のない支援を行っておりますので、必要とされる方が十分活用されているというふうに考えております。

#### ○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。あれもなかなか難しいとは思いますが、今後、経済面もですが、精神的や身体的にも負担軽減できるよう取り組んでもらえたらと思えます。

次に、PCR検査の助成の件ですが、市長に答弁いただきましたが、再度質問いたします。

考えはないとのことでしたが、今、抗原検査というのがありますが、市内のドラッグストアでも購入できるものがあるんですけど、その抗原検査とPCR検査との違いは何か、お聞かせください。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

PCR検査は核酸検出検査とも言われまし

て、コロナウイルス遺伝子である核酸を、専用の機器を用いて特異的に増幅し、これを検出する検査法でございます。

一方、抗原検査とは、コロナウイルスの構成物質であるタンパク質を、ウイルスに特異的な抗体を用いて検査する検査法で、比較的短時間で結果が出る定性検査と、専用の測定機器を用いて検査する定量検査がございます。

以上です。

#### ○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。PCR検査のほうが確実性も高いということなののでしょうか。あと、濃厚接触者と最近、接触者というのが出たんですけど、その違いは何か、お聞かせください。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

濃厚接触者とは、幾つかの要件等がございますが、例えば、手が触れることのできる距離、おおむね1mで、必要な感染防止対策なしで患者と15分以上接触があった方を指します。

一方、接触者とは、正確にはその他の接触者を指しますが、濃厚接触者の要件には当たらないものの、患者と同じ場所にいたことで、感染の可能性が全くないと言い切れない方となります。最終的には保健所が行う疫学調査によりまして判断されることとなりますが、いずれも行政検査の対象となります。

なお、検査の結果が陰性であれば、濃厚接触者は2週間の自宅待機を求められますが、接触者の場合はそういった制限はないと伺っております。

#### ○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。今後、濃厚接触者以外の市民が検査を受けることによって市民の不安を取り除き、無症状の陽性者の早期発見になるのではないかとと思うので、助成の仕方というのをもう一度考えてみてはどうかというところで、最後に再度お聞かせ願いたい

というところで、私の最後の質問とさせていただきます。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

日々の生活の中で感染に不安を持つ方もいらっしゃると思いますが、PCR検査に対する助成につきましては、現在のところ考えておりません。市民の皆様へは、これまでどおり徹底した感染防止対策に努めていただくとともに、少しでも体調が悪いときは、迷わず医療機関へ相談していただきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（池満 涉君）**

次に、8番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔8番富迫克彦君登壇〕

**○8番（富迫克彦君）**

改めましておはようございます。質問に入る前に、8月のお盆の前後に連日大雨警報が発令されました。そのとき異例の8月ということになったわけですが、避難所対策とか、災害対応、またお盆前から急増してきました新型コロナウイルスの感染者への対応等々に当たられてこられた市長をはじめ職員の皆さんに心から敬意を表するとともに、そのご苦労に感謝を申し上げたいと思います。

また、その大雨の際、日置市でも1名の方がお亡くなりになりました。長崎県では、大雨の中、独り暮らしの高齢者宅を訪問された民生委員の方もお亡くなりになっております。そのほか多くの犠牲になられた方々に対して、心からお悔やみを申し上げると同時に、ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い3問質問いたします。

まず1問目は、中学生の職場体験学習について、教育長にお尋ねします。

中学生にとって働く喜びを学習するとともに、市内にどのような業種があって、どんな方々が仕事に頑張っておられるのかなど、地

域社会の状況を自分の目で見て体験する機会として設けられている職場体験学習だと思いますが、その現状についてお尋ねします。

市内の中学校で、現在職場体験を受け入れていただいている企業の業種別件数、割合はどうなっているのでしょうか。また、その受入れ企業の募集はどのように行われているのか、お尋ねします。

それから、労働力不足が言われる昨今、農業や建設業等、労働力不足に悩んでいる事業所等、現在受入れをされていない業種にも積極的に受入れをお願いする必要はないでしょうか。

2問目は、市長が提唱される関係人口を増やすための方策についてお尋ねします。

市長就任後3か月余りが経過しますが、現在の取組状況はどうでしょうか。昨年6月議会で廃校施設の有効活用について質問をいたしました。前宮路市長のときに、文部科学省を中心に取り組むみんなの廃校プロジェクトの例を紹介しましたが、全国の紹介事例を御覧になってどのような感想をお持ちになったのでしょうか、お尋ねします。

廃校施設や東市来支所にも空きスペースがありますが、関係人口の増加策として、総務省のホームページにある、お試しサテライトオフィス、県内では、薩摩川内市が旧里村役場の使われなくなった議場を、また、錦江町はリノベーションした廃校を、徳之島の伊仙町では民家風のコテージを改装されて、サテライトオフィスとして3団体がホームページのほうに登録されています。このような施設を整備することについて検討できないでしょうか。

3問目は、上下水道料金の改定についてであります。

先月7月の全員協議会で説明があり、今議会に条例改正が提案されている案件で、この後、常任委員会でも審議されますが、全員協

議会での説明資料で理解できなかったことについてお尋ねします。

今回の料金改定を検討する中で、令和元年9月議会で報告した熊本県荒尾市の包括業務委託について、どのように検討されたのか伺います。

日置市でこのような包括業務委託に取り組んだ場合のメリット・デメリットをどう考えるのか、伺います。

3つ目は、将来的に上下水道事業を守る、料金面からだけではなくて、実際にインフラをどのような形で守るのか、漏水対応など、いざというときに対応される業者の方々、それとその技術力をどう守り、継承させていくのかなど、多方面からの検討が必要だと思いますが、どのようにお考えかお尋ねし、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

質問事項1、中学生の職場体験学習については、教育長より回答いたします。

続いて、質問事項2、関係人口を増やすための方策についてのその1、現在の取組状況について回答いたします。

今年度実施予定となっていた関係人口の事業について、就任以降担当職員との対話を重ね、現在、ウェブサイトの設置とお試し住宅の整備を進めております。マニフェストに掲げるオール日置の考えと目的について、職員向けの研修会を開催し、全庁的な共有に取り組んだところでございます。

その2、みんなの廃校プロジェクトの例、紹介事例を見ての感想についてお答えします。

みんなの廃校プロジェクトについては、関係人口を増やすための魅力的な取組も数多く紹介されています。中でも、サテライトオフィスやコワーキングスペース、大学の研究所としての活用などに注目したところでございます。

活用に成功した理由が事例ごとに紹介しており、ポイントは事業検討段階からの地域住民や関係企業、行政との徹底した連携・協業にあると感じたところです。

その3、廃校施設や東市来支所でのサテライトオフィスとしての整備について回答いたします。

マニフェストにも掲げてございますとおり、リモートワーク時代における都市部から地方へのオフィス移転ニーズを捉え、クリエイティブ産業など、企業誘致、新産業誘致を図っていきたくと考えております。

サテライトオフィスについても選択肢の一つとして、設置場所や運営形態などについて検討を進めている状況です。

続いて、質問事項3、上下水道料金の改定について。

その1、熊本県荒尾市の包括業務委託についての検討を回答いたします。

令和元年12月、産業建設常任委員会から頂きました行政視察結果報告を基に、荒尾市の包括業務を受託している特別目的会社あらおウォーターサービスの代表企業メタウォーター株式会社の鹿児島支店長を招き、事業可能性の調査を行いました。

包括委託導入の経緯、官民連携の手法、委託契約の概要など、包括委託の事業スキームや契約締結後に確認できた課題などについて情報を収集し、現在進めている個別委託の拡充及び将来像設定のための参考としております。

その2、包括業務委託に取り組んだ場合のメリット・デメリットについて回答します。

荒尾市につきましては、施設の設計・建設、維持管理、修繕等につきましては、民間事業者のノウハウを活用し、包括的に施設を管理するDBO方式を採用しています。

本方式のメリットといたしましては、民間ノウハウ活用による財政支出の削減や、地元

の管工事組合を特別目的会社の構成企業とすることによる地域雇用の維持、人材の育成が図られています。

デメリットといたしましては、委託した業務に関する技術やノウハウが水道事業者である市側に蓄積されず、委託業者をモニタリングできる職員の育成が必要なこと、業者が契約更新に応じない場合や撤退した場合などに、経験の少ない職員により絶え間なく給水業務を履行しなければならないという、安全安心な水道水の提供に関する問題が発生すると考えております。

その3、インフラをどのような形で守るのか。多方面からの検討が必要とのご質問につき回答します。

水道につきましては、生活する上で必要不可欠なライフラインであり、これからの人口減少社会による収入財源の確保や進行する高齢化への対応、また、有事の際に迅速に対応できる事業者及び職員の育成・確保など、多くの課題を抱えている現状がございます。

今後におきましては、地域の実情を踏まえた上での広域連携や、PFIなどの官民連携による効率のよい水道事業への再構築を図ることにより、運営基盤の強化を図ることが求められていると考えております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1の中学生の職場体験についてお答えをいたします。

その1でございます。企業の業種別件数、割合というところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の関連で、昨年度から今年度にかけて、これまで受け入れていた企業等が、感染症対策の観点から受入れを断念せざるを得ない状況がございます。

令和元年度のデータを申し上げますと、受入れの最も多かった業種が保育園や幼稚園で、

27件、94人であって、全体の23%を占めています。

次に、スーパーやコンビニエンスストアなどの商業施設で、20件、83人、約20%でした。

3番目に多かったのは福祉施設で、19件、50人、約12%でした。

その2でございます。受入れ企業の募集についてでございますけれども、生徒が体験を希望する職種を聞きながら、前年度まで受け入れていただいた企業や団体等に依頼をしたり、新規の企業等については、保護者や地域の方々の情報を基にしながら、受入れについて相談したりしています。また、市商工会からの紹介や助言もいただいております。

その3でございます。令和元年度においては、牧場や建設業の会社に受入れをしていただきました。しかしながら、農業や漁業、建設業などへの体験を希望する生徒は、毎年大変少ない状況にあります。

企業へ受入れをお願いするとともに、学校での職業ガイダンスや企業からの積極的な情報発信等により、生徒たちが農業や建設業に魅力を感じ参加してみたいと思えるような手だてを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（富迫克彦君）

ただいまご答弁いただきました。

まず中学校の職場体験学習のことでございます。現在受け入れていただいている事業所は、サービス業また福祉施設などが多いというようなことで、比較的屋内で作業をする分野が多いように感じました。また、その募集についても、前年の事業所を中心にということで、なかなか業種を増やせない状況ということもよく分かりました。

現場の先生方もお忙しい中でのいろいろな工夫をされてきているとは思いますが、子どもたちに多種多様な体験先を確保するため、例

えば市役所の建設課を通じて建設業協会、管工事組合など、また農林水産課を通じて農業法人等々情報を集めて、多くの受入れ先を用意する。これは将来少しでも市内に残ってくれる子どもたちを増やすために、市内で活動されている事業所を紹介するという目的でもいいと思うんですけども、受入れ先を増やせないでしょうか。先ほど少し答弁いただいたと思いますが、再度お尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

今、議員からご提案いただいた方法も含めて、いろいろな市内の団体等のご協力も得ながら、職場体験活動の受入れ先を増やしていきたいと思います。

市内の様々な企業や職種について子どもたちに紹介し、そして、子どもたちの選択肢を広げていくこと、これは職場体験活動を活性化するとともに、子どもたちに望ましい勤労観や職業観といったものを身につけさせるのではないかと思います。

また、生徒たちの身近なところで多くの人たちが、今まで目にすることがないような職種に従事され、そして市民生活を支えていらっしゃるということに気づけば、子どもたちは、そうした方々への感謝の気持ちを抱き、そして自分も将来この日置市で社会のために貢献していきたい、そんな気持ちになっていくのではないかなと思います。

#### ○8番（富迫克彦君）

前向きなご答弁だと思います。実は、昨年受け入れてもいいですよという企業が、ある中学校にお願いしてたんです。そして、今年またあるんだろうなということで確認したら、その情報が漏れてたんです。というのは、先生方の異動もあるのでその辺が不徹底だったのかなというふうには感じておりますが、やはりそういう希望もある業者の方々もまだいらっしゃるんだろうというふうにも感じます。

今、答弁いただきましたように、実際、受

入れ先が増えたとしても、子どもたちの人数とか、また選択肢です。子どもたちがどういうふうにかえるかということもあるので、実際は受入れられない事業所もあるかというふうにも思います。

それと、受入れ先の業態によっても危険度が高いとか、体験させるような仕事がないというようなケースなど、受け入れ難いというようなこともあり得るというふうにも思います。

中学生の時期に市内の様々な業種を知ること、現在、企画課のほうで取り組んでいる高校生のための合同企業セミナーにもつながればなあというような思いもございしますが、いかがでしょうか。

そして、これらの取組がうまくマッチすることで、将来、就職希望で学校を終わられたときに、できるだけこの日置市に住んでもらう。そういう一つのインパクトといいますか、起爆剤になればと考えますが、その辺についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○企画課長（上村裕文君）

お答えします。市内の企業で構成される日置市異業種交流懇話会会員企業28社のうち、令和元年度に職場体験学習へ参加した企業は4社であることから、引き続き参加の依頼をすることで、地元企業を知ってもらう機会を増やし、職業教育の充実につなげていきたいと考えております。

以上です。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

中学校では、先ほど申し上げましたが職場体験活動を行っているとともに、また、ある学校では地域の農産物、特産物を販売するなどして、郷土愛を高める活動にしております。

また、市内の小学校におきましても、米作り、またお茶の栽培、サツマイモの栽培といった農業体験、ほかに、マダイの放流などを行って、この日置市の自然のすばらしさと、



そして基幹産業などについて学んでいます。

これらを系統的に整理していったら、小学校から中学校、中学校から高校というふうにつないだ教育を展開していくことで、子どもたちがこれまで以上に日置市の魅力を感じ取ることができるのではないかと思います。

#### ○ 8 番（富迫克彦君）

今、学校教育現場の取組と企画課の取組、それぞれご答弁いただきましたが、私が言うのもあれなんですけど、企画課の異業種交流懇話会、これ誘致企業が中心になって、なかなか地場の企業の方々が参加できないということもございますので、企画課と学校教育課、また連携されながら、各種の団体とも協議をして幅広い選択肢を設けていただければなと思うところです。

それでは、2問目の関係人口を増やすための方策についてということで、先ほどご答弁いただきました。就任後いろいろ工夫されて種をまかれていますのかなというふうに感じます。一朝一夕にできる事業ではございませんから、時間を要することも分かります。

そこで、みんなの廃校プロジェクトを御覧になられた感想もお伺いしました。全国の先行事例では、その市町村の出身者がふるさとを離れ活躍される中で、少しでもふるさとの活性化を思い進出されているケースも多く見られると思います。

9月2日の南日本新聞では、鹿児島市の下鶴市長が、本来なら県外で活躍される県人会の会合に出向いて、鹿児島市の状況を市政報告会という形で説明されているということでしたが、今年度は、新型コロナウイルスの関係でユーチューブを介してオンラインで900人ほどの関係者に伝えられたという記事が紹介されました。

日置市も、関東・関西県人会がありますが、それらの団体に市の状況を説明され、廃校になった施設の活用についてお願いする必要は

ありませんか、お尋ねいたします。

#### ○ 地域づくり課長（有島春己君）

関係人口創出に向けての施策の中で、本市出身者は本市の応援者になり得る大きな存在であると認識をしております。このような出身者で構成される関東・関西県人会との関係は非常に重要であると考え、より深い関係を構築し、市政運営における協力を頂いていきたいと考えているところです。

つきましては、廃校施設活用に限らず、協力要請したいプロジェクトなどは積極的に情報発信していきたいと考えております。

また、先ほど市長答弁でもありました、今年度設置しますウェブサイトです。ウェブサイトの公開のタイミングで、当県人会と連携し、本市の関係人口施策にご理解とご協力をいただければと考えているところでございます。

以上です。

#### ○ 8 番（富迫克彦君）

分かりました。県人会との接点も密にしていきたいというようなことでした。このみんなの廃校プロジェクト、全国で学校の廃校が増える中で、内閣府なども他省庁とも連携して、いろんな財政的な支援が盛り込まれております。これらの支援、補助等を活用して、さっきお話しした住宅のことは答弁いただいたんですけども、この廃校等の支援、補助等を活用してモデル的な施設を整備してみたらどうでしょうか。

例えば、地区公民館とか、最低限必要な部屋を残して、それ以外の部屋をモデル的にオフィスに改造するとか、また、別な部屋は滞在できるような形に改造するなど、これは地区の理解が必要になると思いますが、そういったところを先行して、この補助金等を使ってやってみたらと思うんですけど、どう考えられますか、お尋ねいたします。

#### ○ 地域づくり課長（有島春己君）

例えば地区公民館でモデル的などということですが、現在、市の公共施設は、市有財産活用基本方針として、一括しての民間移管を第一に方針をお示ししているところでございます。

地区公民館の一部の部屋のみの整備となりますと、施設を一体的に行政財産として管理しております地区公民館の状況では、難しいのかなと考えるところです。

#### ○8番（富迫克彦君）

廃校となると施設の規模も大きいので、いろいろ難しい局面はあるかと思うんです。ただ、やはりその地区公民館としてどこまで使うのか、その辺を明確にしながら、今のその規制を余りにとらわれず、自由にやはり市のほうが使っていく。こういう考え方も大事なところだと思います。

総務省のホームページに、お試しサテライトオフィスのことで、先ほど少し紹介しましたけれども、全国36道府県がエントリーされております。その中で、鹿児島県では薩摩川内市、錦江町、伊仙町がエントリーされておりまして、先日は曾於郡の大崎町が、JT Bと連携してサテライトオフィスへの誘客に取り組むということも報じられました。

また、7日に県庁の18階、以前レストランだったところを、NPOの方々が委託を受けてサテライトオフィスとして、また新しく起業されるような方々の相談も含めて幅広く活動されるという記事もございました。

1回目の答弁でありましたように、地方への移住といいますか、在宅勤務、テレワークのことも含めて、そういう流れが今できているのかなと思うんですが、そういうことで、東市来支所、市長も御覧になられたと思いますが、大分空きスペースも増えております。地区公民館等はどうしても、その地区の方々のご理解も必要なので時間を要しますが、東市来支所ということに限定すれば、割とこのサ

テライトオフィスは取り組みやすいというふうを感じるんですが、その辺どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

#### ○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

東市来支所の活用につきましては、今後の庁舎機能の在り方や組織再編を含めて、総合的に検討して見極めてまいりたいと考えております。

また、提案をいただきました内容につきましては、今後検討の上、参考とさせていただきます。

#### ○8番（富迫克彦君）

それでは、3問目の上下水道料金のことについて入っていきたいと思います。

荒尾市の先行事例については、今、答弁ございましたように、メタウォーターさんをお呼びになって勉強もされたということでしたが、老朽管の布設替えとか、また料金の改定、これは将来を見据えていずれかの段階ではやらないといけないというふうに私も思います。

しかし、今回の条例改正に当たっては、少し検討が足りないのではということも思っております。今、財政管財課のほうで、市有財産（土地建物）活用市場調査——サウンディングというんですか——に取り組んでおられますが、同じように水道事業を将来的にどう運営していくのか、この市場調査の方法も参考に事業者を公募されてみてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○上下水道課長（新川光郎君）

ただいまご質問がございました将来的にどう運営していくのか、また、事業者の公募につきましてでございますが、日置市では、将来を見据えた水道の理想像であります安全、強靱、持続を具体化するため、令和元年度に新水道ビジョンを策定し、県下でも遅れています管路・施設等の更新・耐震化等に取り組んでいます。

このビジョンの中には、官民連携の手法の検討につきましても記してございますので、議員からご提案のございましたサウンディング調査の実施につきましても、水道事業運営審議会の議題とし、意見交換してまいりたいと考えております。

**○議長（池満 渉君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○8番（富迫克彦君）**

ただいま、今後の料金改定を含めて、いろんな検討をする際には市場調査のこと、サウンディングのことも視野に入れながら検討をしたいということでありましたが、実際、市民の安心安全な生活を守る、一番大事な水を守るという意味から、各地で頻発している漏水対策、漏水の修繕ですね。

そういったものに対して今、管工事組合を中心としながら対応をいただいているというふうには理解しますが、いずれの企業も零細であって従業員が少ないと、なおかつ求人をしてなかなか人が集まらないというような状況があるやに聞いております。

そういう意味では、やはり官と民の連携、これもある意味共生・協働の形になっていくんでしょうけれども、今後の検討される中ではそういう事業者の方々の経営の安定化、先ほどメリットのところでも少し触れられたと思いますが、そういうことも十分視野に入れながら検討を進めていただければと思います。

それから、今回、この後常任委員会で条例案について検討をしてまいりますが、その結果として条例が可決された場合、来年4月から水道、下水道、それぞれ基本料金が改定さ

れることとなります。なかなか今、新型コロナウイルスの収束が見えない中で、来年4月から家庭の出費が増えるということになります。

個人的にはまだまだ検討する必要があると、もう少し見直しも必要かなという感じもいたしますが、今のこのコロナの状況を考えると、来年4月から実施するのはどうなんだろうという心配をしております。条例が可決された場合、その実施時期を見送る、もしくは再検討されることもあり得るのかどうか市長にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

**○市長（永山由高君）**

お答えします。

コロナ禍による経済的影響、これがあることは十分承知をいたしております。

前回の料金改定から約10年間、水道課、下水道課を統合しての人員の削減、技術職員の本庁一本化、検針業務などの外部委託による人員削減など、複数の取組により経営の効率化を図ってまいりました。

しかし、人口減少による使用料収入の減少、近い将来必ず訪れる施設の大量更新、これによる多額の更新費用という収入・費用の両面からの厳しい現状は、支出削減だけではカバーできない状況となっております。

日置市といたしましても、今回の料金改定だけで経営の安定が図られるとは考えておりません。しかし、先延ばしすることこそ、後々の料金改定幅の増など、今以上に市民負担に大きな影響を与えかねない。そのためにももちろん、議員ご指摘の官民連携の取組につきましても十分情報収集を行うとともに、更新財源の確保も時期を失わないよう、公営企業として責任を持って実施したいと考えております。

今回の改定につきましては、審議会で頂きましたご意見を尊重し、令和4年度、令和5年度の2年にわたる激変緩和を考慮した改

正ともいたしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

次に、11番、山口政夫君の質問を許可します。

〔11番山口政夫君登壇〕

**○11番（山口政夫君）**

私は、通告に従い3問の質問をいたします。

1問、市民への広報紙・文書配布等の改善を図らないか質問します。

1項目、高齢化・過疎化・自治会未加入や外国人の居住も増える中、自治会配付文書や回覧板等の在り方の改善が望まれます。改善の一つとして、多国言語・読み上げ機能を有する電子情報配信アプリやMBCテレビデータ放送・市ホームページなど複数のシステムを導入し改善を図らないか伺います。

2項目め、デジタル化が進む中、市民へのスマートフォンやタブレットなど、地区公民館・自治会・高齢者クラブ・女性団体や社会教育学級等で頻繁に講座を開催し、市民の安心安全なデジタル通信機器の活用の推進に努めないか提案いたします。

2問目、認知症による行方不明者への対応、対策について質問します。

第8期介護保険事業計画に、介護認定された認知症数は801人とあり、認知症初期集中支援チームを効果的に運用し、また、医師・認知症疾患医療センターとの連携を強化しますとある。そこで認知症と診断された人は何人と把握しているか伺います。

2項目め、行方不明時のSOSネットワーク体制を構築し、徘徊模擬訓練を実施するとありますが、不明者の情報共有やネットワーク体制・訓練内容を伺います。

3項目め、家族の同意を得て、行方不明等の恐れのある認知症高齢者等事前登録実施要綱の法整備を行い、行方不明捜索願の提出さ

れたとき、速やかに、事前登録情報シート、住所・氏名、あるいは顔写真等で情報の共有を行い、迅速な不明者の発見に努めないか提案します。

3問目、地区公民館の体制・交付金の在り方について。

1項目、地区振興計画の策定及び実施団体は、条例地区公民館か、地区自治公民館か、市長の見解を伺います。

2項目め、条例地区公民館の管理責任者を支援員とし、現在の館長を地区自治公民館の館長、あるいは会長・代表者とし、組織名称も地区自治会、あるいは地区連合協議会、あるいはコミュニティ協議会等と体制を変えるべきではないか提案します。

3項目め、現在の地区振興計画書に基づいた交付金の在り方を廃止し、手挙げ方式、つまり事業ごとに計画書及び予算書を添え申請を行い、事業や補助額を決定し、地区自治公民館が事業を実施し、共生・協働による地域活性化を図るよう改善すべきではないか提案し、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

回答します。

質問事項1、市民への広報紙・文書配布等の改善、その1、複数のシステムを導入し改善を図らないかのご質問につき回答をいたします。

市のホームページについては、日本語を含む8か国語に対応しているところではありませんが、読み上げ機能については日本語のみであり、PDFデータについても一部の多言語化や読み上げができないことから、外国人にとって情報が伝わりづらい状況であることは認識しております。

また、MBCデータ放送については、各課から掲載依頼があった際に市の情報を掲載しているところであり、今年度は新型コロナウ

ウイルス感染症のワクチン接種に関する情報などについて掲載を行ったところであります。

アプリ上に広報紙のデータ等を登録し、多言語化や読み上げを行うツールを活用をしている自治体があることは認識しており、大変有効なツールでもあることから、導入自治体を参考に検討を行っていきたいと考えております。

その2、市民の安心安全なデジタル通信機器活用の推進について回答をいたします。

デジタル通信機器の活用に向けては、今後、NTTドコモと県が行う実証プログラムに参加し、民間事業者による無料のスマホ講座を活用していきながら、様々な場面でスマートフォン等のデジタル通信機器に触れていただく機会を設けていく予定にしております。

続いて、質問事項2、認知症による行方不明者への対応、対策についてのその1、認知症と診断された人の人数について回答します。

介護保険課における認知症高齢者の方の把握については、令和2年9月時点において介護認定を受けた方2,887人の中で、認知症高齢者の日常生活自立度1以上と判定された方は2,614人で、高齢者人口の15.8%を占めています。

また、地域には、認知症の診断を受けていない方、介護認定を受けていない方がいると考えられるため、認知症の人の正確な数は把握できませんが、厚生労働省が示している認知症の方の割合は高齢者人口の約17%とされており、これを基にすると、日置市の認知症の方は約2,800人と推定されます。

その2、情報共有やネットワーク体制・訓練内容について回答します。

本市においては、行方不明時のSOSネットワーク体制が構築されていないため、今後、県内外の先進地自治体の取組を参考にしながら、本市の実態に合ったSOSネットワーク体制を第8期介護保険事業計画中に構築して

いきたいと考えております。

また、徘徊模擬訓練については、平成28年度から令和2年度までに、地区公民館や介護事業所等で計5回、市主催では、令和2年度に認知症施策推進会議等で2回実施しております。

令和3年度からは、認知症見守り支援講座と題して、自治会や地区公民館等4か所で徘徊模擬訓練を計画しております。内容は、迷い歩きの認知症の方への声かけや対応を体験するというもので、徘徊時だけでなく、日頃の見守りや声かけについて学ぶ内容となっております。

続いて、その3、事前登録情報シートで情報の共有を行うことについて回答します。

認知症高齢者等の事前登録及び行方不明時の情報共有や連携体制については、SOSネットワーク体制の構築に併せて警察等の関係機関と協議を行い整備し、行方不明者の早期発見に努めていきたいと考えております。

質問事項3、地区公民館の体制・交付金のあり方について、その1、地区振興計画の策定及び実施団体について回答します。

地区振興計画の策定及び実施団体は、地区自治体公民館であると認識しております。

その2、条例地区公民館の管理責任と組織名称について回答します。

条例地区公民館は、共生・協働の地域社会と市民の主体的な地域づくりを推進する拠点として位置づけており、館長は、施設の管理運営、利用促進や職員の管理監督などの業務を担っていることから、条例地区公民館長の役割は、支援員とは別に必要と考えております。

なお、条例地区公民館と地域コミュニティである地区自治公民館の役割が混同し、分かりづらいとの意見があることは承知しておりますので、今後、時代のニーズに合った体制に検討を進めてまいりたいと思います。

その3、交付金の在り方について回答します。

今後の交付金の在り方については、財源が合併特例債を活用した基金であることや、条例地区公民館と地区自治公民館の役割の整理が必要なことから、第5期の事業実施期間中に制度見直しの必要性があると認識しております。

以上です。

#### ○11番（山口政夫君）

ただいま回答を、ほぼ前向きな、全て前向きな回答を頂きました。

2回目の質問をさせていただきます。

まず、広報紙・文書等の在り方でございます。

私がお願いして提案したアプリですが、実は、さつま町、南大隅町も、市長もご存じというの聞いております。ここで、政務調査で聞きたかったんですけど、行けないもんですから、議長、事務局を通じて書面で一応アンケートを取らせていただきまして、非常に効果があると、それと、今10ギガですかね、さつま町が。40万円ちょっとという費用だそうです。

私も職員さんに、一応知識のある方にお聞きしましたら、日置市で、例えばさつま町はほとんど広報さつまとか、お知らせ版だけと聞いています。

ですけども、私が思っているのは、商工観光課が所管するインバウンドの対策として、美山とか、観光拠点のデータもアップすれば、やはり40ギガ程度あれば、料金的にも70万円程度の予算かなと、そこまで。

そうしますと、先日ですかね、政府もコロナの予防接種が80%以上したら、接種証明書を発行して経済の交流を図りましょうということで、11月ごろからそれを導入するということも国が発表しています。

そういうことから即、できれば対応して

いただいて、インバウンド、コロナ収束を対処できるようにしていただきたい。

それと、もう1点この件について市長にお願いというか、提案なんです。

市長が就任してすぐコロナ対策で、市のホームページのトップにコロナボードを掲載していただきました。これは市民の皆さんからも非常に好評で、いいですねと。

そのときに私が一番最初に思い浮かんだのが、自治会長時代にこの文書の配付、高齢者に非常に負担があるとか、そういうのも聞いていましたので、コロナが収束後、できたらこのトップページのボードを、市の重要な広報のお知らせ版という形で継続できないか、市長の見解をお伺いします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

コロナボードにつきましては市長の発案で、市民目線で、タイムリーな情報をいかに市民に分かりやすく伝えるかということで、ホームページ上で出ておりますけれども、今、文書等の、重要文書の位置づけですね。コロナが収束した後に広報のボードとしての活用する方法だと思うんですけども、重要事項を今回掲載するに当たって何が重要なのかということをやっぱりもんでいく必要があるかというふうに思っております。

市民には分かりやすい情報というのをタイムリーに伝えないといけないもんですから、やっぱりその情報の選択というのを今後検討をしていく必要があるというふうに思います。

#### ○11番（山口政夫君）

ぜひ、その重要性もですけども、書面に頼らない。というのが、自治会の未加入数も相当増えております、この1年間で。そうしたときに、市民課に聞いたら、60人ほど郵送で届けてくれというような申出があったと聞いております。ですけど、これを全て未加入の2,000人程度にするってなると経費も

かかります。

そういうことから、こうした、それと、高齢者が、過疎地の場合、見ようとした、今スマートフォンは皆さんお持ちです。ワンクリックで、すぐ次の市の情報を見れるねということが大事だと思いますので、これはぜひ進めていただきたいとお願いしまして、2問目に入りたいと思います。

2問目も、進めるという方向で聞いております。認知症者数も2,800人、これはあくまでも推測ですね。ご指摘のとおり受診されない方もいらっしゃいますので、この程度いるということで、と思います。

2問目、3問目、同じ内容かなと思いますので、一緒に2問目をやります。

私がなぜこのネットワークをお願いするか言いますと、4年間消防関係で不明者のあるときに搜索にお伺いしました。そうしますと、本当に名前は、搜索願を出されるときに住所、氏名は必ず聞きますから皆さんご存じなんです。

ところが、顔が分からないねと、地元の人はお分かりです。ところが、消防職員、消防団員、出勤されても認識できないわけですね。自治会長や家族の方から写真等をお願いして配付するのに、約30分から長い場合は4、50分かかっているわけですね。そのときにも消防署の職員、団員から情報が、こねんとならばなというのを受けておりました。私もそれを実感しています。

その後、消防長にも相談しました。そうしますと、過去5年何件、日置市でも認知症で搜索出勤していますかと、35件発生しているということも聞きました。その中で、それは以前ですが、消防署の職員が不明者の搜索活動で、その不明者と接触しているんですけど、その不明者という認識が確認が取れずに、後から発見されたとき聞いたら、職員が接触していたというような事案も実はありました

と。

ですから、そういうのを防ぐためにも、やはりこの情報シート、情報共有というのが一番大事だなと思っております。

それと、私は大牟田の届出制度が、これ20年やっております。ところが、1か所だけですけれども、介護課長からも聞いております。県内で9か所ぐらいこの制度を導入している。

その一つのさつま町の例を言いますと、認知症高齢者SOSネットワーク事業実施要項、先ほどネットワークの構築に併せて検討しますということでした。大牟田市も登録制度とネットワークは別々に制定しております。

ただ、このネットワーク事業という要項を見ますと、ネットワークの要項と不明時の協力、この申請書を見ますと写真等の添付もついております。こういうことから、早急にやはりこういうのを進めるべきかなと思いますが、そこらを再度お伺いします。

#### ○介護保険課長（東 浩文君）

実施要項の整備につきましては、本年度、SOSネットワーク体制の構築のための情報収集を行っていきます。そして、第8期介護保険事業計画の最終年度であります令和5年度までに、認知症施策推進会議や関係機関との協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

以上です。

#### ○11番（山口政夫君）

計画されているということですが、5年度中ということではなくて、1年でも早く構築して実施するということが、スピード感を持ってやるということが大事だと思いますので、そこはよろしく願います。

次に、3問目の地区公民館体制です。

非常に市長には失礼な、1問目は、かと思えます。ただですね、これ私、4年ずっと同じことを質問しました。いずれにしても昨年

まで地区公民館がしておりますという答弁、説明なんです、執行部にしても。

ですけども、交付金が地区自治体公民館に交付し、事業をし、私も支援員をしているときに、唐突に領収書を地区自治公民館でもらってくださいと、なかなか理由、支援員の皆さんが理解できなかったんですね。ですから、おかしいじゃないですかって言うけど、いやいやこれ地区公民館のこの地域振興計画事業は行政がやっているんですよという認識だったんです。

昨年の9月に、1年前です。前市長に再度最後に質問したら、全て地区自治公民館がやっておりますと。

申し訳ないんですが、実は、なぜここを言ったか言いますと、これをですね、日置市のホームページです。9月7日までは地区公民館が策定と実施をしております、ホームページ。いろいろこの質問を出しまして、実は9月7日に地区自治公民館と地区振興計画、地区自治公民館が制定し実施をしておりますと、こういう認識のずれがあるわけです。ということは、市民の地域の自治会の皆さんもやはり同じなんですね。

それと、館長の位置づけもそうなんです。地区自治の代表者を、規約を見ると館長を置くと、名前は登録上はあります。ところがその方を地区公民館の館長と、それで行政が辞令を交付しています。ですから、地域の代表というよりは、行政の代表ですよ。そういうこともあります。

それと、余り言いたくないんですけど、今までいろんなトラブルが発生しています。ひどい場合は館長が支援員といろいろ、というのが、支援員は行政職員ということで市が採用をしております。地域振興計画の事業内容にも、これはいい、これはだめというのは分かっています。ところが、それを言いますと館長が、俺が言うことを聞かんと、だから、

この支援員をやめさせてくれとか、ひどい場合はですね。

そういうこともありましたから、私がずっと言っているのは、条例公民館は、行政は館を設置しているんですよ、そこの職員は、地区自治が実施する事業のサポート、いわゆる支援員として事業の支援をしたり、助言をしたりするんですよと、ですけども、残念ながらそれができていないんですね。ですのでお願いしておく。このほうがいいんじゃないかという提案です。

それと、交付金の在り方、これも地区を回り、職員と話しますと、辞めていただきたいという意見が非常に多いです。

なぜか言いますと、特に近年はコロナで事業ができません。それと、コロナ禍でなくても、予算を使い終わろうと、もらったお金だから使い終わろうと、そうしますと、どうしても事業を増やすんですね。自治会長なんかから、事業が増えて地区館ができたからすることが増えたと不満がある。だけど、お金はもらってやりたいという、そういうことがあるから改正すべきだと申し上げております。

そこをもう一遍、市長、いかがでしょうか、どのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（永山由高君）

先ほども申し上げましたとおり、今の制度に様々な混乱を伴う問題が起きつつあるという状況については把握をしております。一方で、制度見直しを行っていく上で、関係各所への聞き取り、調査、説明は必要であろうというふうに考えております。

今後、条例、交付金等の見直しは行っていきたいと考えておりますが、急激な変化で市民の皆様に混乱やご迷惑をおかけしないようなスケジュールも考慮しながら、早急に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。



### ○11番（山口政夫君）

そこは私も思っております。ですので、できれば5期の前にも、前市長もこういうふう  
に交付金の在り方も変わっていきますよとい  
うことは申しておりました。そのためにも  
3期中にある程度の方針を決めて、令和4年  
度に1年、あるいは半年でもいいです。しっ  
かり説明をする。

何でか言うと、先ほど私も言いましたが、  
経験したとおり、次はこげんすど、次はこ  
げんすど、はい次からしてくださいなんで  
すね、今までが。だから、それじゃなくて、  
しっかり説明をしてもらいたい。そういう意  
味でも、令和5年度は、次の話合いをせんと  
いかんわけです。だから、5期中にするとい  
う意味は分かりますけど、早急に進めていた  
だきたい。

そういうことで、今回の質問に対して、全  
て前向きに取り組んでまいりますという回答  
を受けました。全て、私は市民の安心安全に  
生活できるまちづくりにつながる提案をした  
つもりでございます。このようなことから、  
迅速な決定と、また、対処、対応ということ  
を望み、最後に、再度市長の答弁を求め、質  
問を終わります。

### ○市長（永山由高君）

議員からのご提案では、4年度からの説明  
をというお話しでございましたけれども、こ  
ちらで素案をまとめる前に、まずは今関わっ  
ておられる方々とのコミュニケーション、こ  
れを図ってまいりたいなというふうにして  
おる次第です。

以上です。

### ○議長（池満 渉君）

次に、14番、黒田澄子さんの質問を許可  
します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

### ○14番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。本日最後の一般質問を

させていただきます公明党の黒田澄子でござ  
います。

8月の豪雨災害で被災された方々や命を落  
とされた方々、また、ご家族に対しまして、  
心からのお見舞いとお悔やみを申し上げます。

さて、この夏は東京オリンピック・パラリ  
ンピックでの活躍など明るいニュースもあり  
ましたが、本市でもコロナ感染陽性者が出ま  
したとの放送が毎日のように続いており、今  
朝もそのような放送があっておりました。い  
まだ晴れ晴れとしない日々が続いております。  
市民の皆様の日常が一日も早く元に戻るこ  
とを祈りつつ、通告に従って一般質問をさせ  
ていただきます。

初めに、3歳児健康診査の視覚検査へ、屈  
折検査機器の導入をについて4点お尋ねしま  
す。

3歳児健康診査での家庭で行う視力検査の  
正確さを市はどう考えておられますか。

また、目の病気や障害等が発見される時期  
が遅れることでの、子どもへの影響をどう考  
えますか。

さらに、目の異常の発見が遅れることでの、  
その子どものリスクに対して、保護者への啓  
発の状況はどうでしょうか。

最後に、眼鏡をかけても視力が出ない弱視  
等の早期発見のために、屈折機器の導入を考  
えませんか。

2点目に、子宮頸がんワクチン接種の定期  
接種を逃したこの女性たちへの救済、キャッ  
チアップの必要性について5点お尋ねをいた  
します。

8月にはネットニュースや新聞で、国の子  
宮頸がんワクチン接種勧奨再開検討への記  
事が掲載されました。8年前にストップした  
田村大臣が現大臣で、再開は私の大きな宿題  
とし、いつまでも今の状態でいいというわけ  
ではない。責任を感じていると述べています。

初めに、個別通知のない令和元年度と本市

が個別通知を行った令和2年度の接種者数と接種率をお尋ねします。

次に、過去2年間の子宮頸がん検診の年齢別の受診者数と受診率をお尋ねいたします。

また、キャッチアップ接種の必要性への考え方と、キャッチアップ助成に取り組む先進地の状況についてお尋ねします。

さらに、女性の命を守るためのキャッチアップ助成に取り組まれないかお尋ねをいたします。

最後に、現在は接種希望者が市役所に取りに来なくては出していただけない予診票を、送付できないものかお尋ねをします。

3点目に、恒久的に生理用品配付をとの点で2点お尋ねします。

特に学校等での生理用品をトイレに配付することでの効果をどう考えますか。

また、女性の健康保持・増進のために、恒久的に生理用品配付を予算化すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4点目に、特別教室のエアコン整備を計画的に行うべきではについて3点お尋ねします。

現在の各特別教室のエアコン設置状況と、特別教室エアコン整備計画、その優先順位についての根拠をお尋ねいたします。

次に、音楽室や調理実習を行う家庭科室へのエアコン設置の要望はないのか。

最後に、特別教室へ計画的にエアコン整備をすべきではと、お尋ねします。

5点目に、ふるさと納税に動物愛護枠を設けないかについて3点お尋ねします。

初めに、野良猫等への市民からの苦情はどのようなものでしょうか。また、市の対応・対策はどうされていますか。

次に、先進地での対策はどのようなものでしょうか。

最後に、野良猫等への不妊・去勢手術の助成のために、ふるさと納税に動物愛護枠を設けないかお尋ねします。

最後に、収納等のスマホ決済の種類を増やせないかについて3点お尋ねします。

銀行等の口座引き落とし以外の収納方法の種類・件数をお尋ねします。

次に、近年、QR・バーコード決済サービスでの決済導入が進んでいますが、他市の活用状況はどうでしょうか。

最後に、いつでも納付できる便利なスマホ決済等の種類を増やせないかとお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

### ○市長（永山由高君）

お答えします。

質問事項1、3歳児健康診査の視覚検査へ屈折検査機器の導入をというご質問につき、その1、家庭で行う視覚検査の正確さについて回答します。

3歳児健診の視覚検査は、鹿児島県母子保健マニュアルを基に、保護者からの聞き取りアンケート及び視力検査を実施していますが、発達により検査内容が理解できない場合もあり、正確さとしては不十分であることは認識しております。

その2、発見される時期が遅れることでの子どもへの影響について回答します。

発見が遅れることで、身体面や心理面など子どもの発達に大きな影響があると考えます。

その3、目の異常の発見が遅れることでのリスクに対して、保護者への啓発の状況について回答します。

3歳児健診時に行う子どもの耳の聞こえのアンケートに、目の検査の必要性や異常の早期発見などについて記載し、啓発を行っております。

その4、屈折検査機器の導入について回答します。

屈折検査機器の必要性は感じており、国は来年度に補助制度を創設する動きもありますので、それらを踏まえて、導入については十

分検討をしたいと考えております。

続いて、質問事項2、子宮頸がんワクチン接種のキャッチアップについて、その1、令和元年度と令和2年度の接種者数、接種率について回答します。

令和元年度の接種者はありませんでした。令和2年度は21人が摂取し、1.5%の接種率となっております。

その2、過去2年間の年齢別の受診者数、受診率について回答します。

令和2年度の受診者数と受診率につきましては、20代が91人で、5.52%、30代が222人で9.27%、40代が350人で12.58%、50代が366人で12.19%、60代が724人で18.40%、70歳以上が747人で10.20%となっております。

令和元年度につきましては、20代が73人で4.26%、30代が220人で9.15%、40代が283人で10.06%、50代が373人で12.20%、60代が780人で19.34%、70歳代以上が756人で10.46%となっております。

その3、キャッチアップ接種の必要性への考え方及び先進地の状況について回答します。

現在、子宮頸がんワクチン接種のキャッチアップ事業を実施している県内の自治体はありませんが、確認できた中では、青森県の平川市で事業を導入しているようです。

平川市では、今年度に限り、公費接種での機会を逃した17歳から19歳の女性に対し、3回接種分までの助成を行っております。

その4、キャッチアップ助成に取り組まないかとのご質問につき回答します。

定期の予防接種としての位置づけではありますが、国の方針としての積極的な干渉とならないように留意するよう注意がなされており、定期予防接種に当たらないキャッチアップ助成には取り組む考えはありません。今後

とも、現在の制度について、広報紙等で広く周知してまいりたいと考えております。

その5、ワクチン接種の予診票送付につき回答します。

現在、予診票の送付については、ほかの予防接種との関連も含め、接種希望のあった方の母子手帳を確認した上で随時発行しております。今後、積極的な接種勧奨を再開するかどうかを判断していく動きがあることから、国の方針に従って進めていくものと考えております。

質問事項3、恒久的に生理用品配布につき、その1は教育長より回答をいたします。

その2、恒久的に生理用品配付を予算化すべきではないかとの質問につき回答をいたします。

本年度、LR、レディレスキュー、コロナ禍における「生理の貧困」支援をキャッチフレーズとして、経済的な理由だけでなく、家庭の事情で生理用品を入手することが難しい女性等に対し、生理用品の配付を行う準備を進めています。

なお、来年度以降の恒久的な生理用品の配付については、取組を進める家庭の状況も見ながら、継続して配付できないか検討をしているところです。

生理の貧困については、女性活躍社会の実現に向けた大切な取組であると認識しております。今後も国や県、近隣市の動向も注視しながら、継続的に予算化できるよう努めてまいりたいと考えております。

質問事項4、特別教室へのエアコン整備につきましては、教育長より回答をいたします。

質問事項5、ふるさと納税に動物愛護枠を設けないかとのご質問のその1、野良猫等への市民からの苦情及び市の対応・対策について回答します。

市民からの苦情や相談として、敷地などに侵入した際の排泄物の悪臭のほか、望まない

居つき、飼い主ではない方が行う餌やり行為への不満も寄せられております。

そのような苦情に対して、市といたしましては、現地を確認し、生活環境の悪化につながるような買い方や不適切な餌やりに対しては、注意を促した上で、保健所への情報提供を通して指導をお願いしています。

その2、先進地での対策について回答します。

動物の愛護及び管理に関する法律では、都道府県知事等に動物の飼養や給餌等で生活環境が損なわれた際の指導、助言の権限が明記されており、その権限に基づいて対応をしているのが一般的です。

先駆的な自治体では、地域性に合わせて避妊等手術費の助成や捕獲機の貸出し、猫の譲渡活動などについて、地域での対話と合意を前提とした地域猫対策が取り組まれていると認識しております。

鹿児島県におきましても本年度から、手術経費や飼養管理経費の一部を助成する地域猫活動等補助金を開始されたところです。

その3、ふるさと納税に動物愛護の枠を設けないかとのご質問、回答します。

野良猫等の不妊去勢手術に至るには、地域の仕組みづくりや手術費用の捻出のほか、手術していただく獣医師の確保も重要です。地域の状況把握や、お世話をされている方との情報交換を通して、ほかの助成金や、ふるさと納税なども含めて、今後の方向性について検討が必要だと考えます。

質問事項6、収納等のスマホ決済の種類を増やせないか、その1、銀行等の口座引き落とし以外の収納方法の種類・件数について回答します。

口座引き落とし以外での納税方法につきましては、金融機関や市役所本庁会計課、または各支所会計課分室での直接納付やコンビニエンスストアでの納税方法のほか、ペイビー

と楽天銀行アプリを使ったスマホ決済があります。

件数につきましては、コンビニ収納が固定資産税や国民健康保険税等の税金、また、市営住宅使用料や保育料、上下水道料等の料金を合わせて、令和元年度が8万5,498件、令和2年度が8万9,577件となっております。

また、Pay Bの収納件数につきましては、令和元年度が212件、令和2年度が402件であり、楽天銀行アプリにつきましては、令和元年度が50件、令和2年度が186件となっております。

その2、QR・バーコード決済サービスでの決済導入及び他市の活用状況について回答します。

他市の状況につきましては、鹿児島市のほか、南さつま市、いちき串木野市などがPay BやPay Payなどのスマホ決済を取り入れているようです。

その3、スマホ決済等の種類を増やせないかとの質問につきまして回答します。

既存のスマホ決済に加え、令和3年12月からは、Pay Pay、銀行Pay、au Pay、LINE Payでも納付できるように準備をしているところです。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項3のその1でございます。

生理用品の購入について、家族にすら相談できない子どもたちにとって、学校のトイレに生理用品が準備してあることで悩みや不安を緩和し、安心して学校や家庭などで過ごすことができるようになると思います。

質問事項の4でございます。エアコン設置についてでございます。その1とその3について一緒にお答えをいたします。

特別教室は、小学校及び義務教育学校前期課程で124教室中、エアコン設置は40教室、中学校及び義務教育学校後期課程で89教室中、エアコン設置は17教室あります。

エアコン整備計画については現在ございませんけれども、昨年度策定いたしました長寿化計画に併せ、火気を使用する部屋や使用頻度の高い特別教育から優先して設置していきたいと考えています。

その2でございます。学校側からの特別教室へのエアコン設置について、音楽室、理科室、調理室、技術家庭室への要望を受けております。

以上でございます。

○議長（池満 渉君）

ここで、しばらく休憩をいたします。次の会議を午後1時といたします。

午後0時03分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、ご答弁頂きましたので再質問させていただきます。

3歳児の健康診査についてのお尋ねをいたします。

視力検査の精密健康診査受診券の過去3年間の発行状況はどうなっておりますでしょうか。

○健康保険課長（山下和彦君）

過去3年間における、精密健康診査の受診券の発行はございません。

○14番（黒田澄子さん）

専門医での検査の結果があった場合、今回は発行されていないということですが、専門医で検査された場合の結果は、市が共有されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

結果につきましては、健康保険課のほうに共有されるというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

保護者への啓発についてでございますが、十分、この目について啓発がされているのでしょうか。保護者への情報提供とか、保護者がこの目の異常に気づくことがどれだけ大事かということが把握されていないということは大変なことだと思っています。

答弁の中でも、そのようなことを記載しておりますというふうに出ております。どのような文書での記載か、お尋ねします。

○健康保険課長（山下和彦君）

3歳児健診のアンケート調査の中で、目の異常につきましての記載がございますが、内容といたしましては、「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳でほぼ完成します。ところが、強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視があると、目の機能の発達が遅れ、十分な視力が得られないことがあります。こうした異常を早く見つけて正しい治療や指導受けるためにも、視力検査は大切な検査でございます」という記載がございます。

○14番（黒田澄子さん）

最初の答弁でも、「正確さとしては不十分だということは認識している。そういった中で、目に対しては大事なことですよとの記載もしてある」というふうにご答弁頂いております。

また、発達が遅れることではどうかという点で、身体的な面や心理的な面、今、少しお話をされましたけど、この目の状態でどのような影響があるというふうに市は考えておられますか。具体的にお知らせをしていただきたいと思っております。

○健康保険課長（山下和彦君）

ちょっと、先ほども申し上げましたけれど

も、目の異常によりまして、遠視、近視、乱視、そういったもの等が早期に検査では発見されますが、そのまま放っておきますと、なかなか発達の段階で固まってしまうと、なかなかそういった回復が難しい状況になっていくということでございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

それでは、視点を変えて、公益社団法人日本眼科医会が今年の7月に発表した「3歳児健康診査における視覚検査マニュアル、屈折検査の導入に向けて」を出されています。概要をお尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

3歳児健康診査は、弱視など視力の発達の遅れや目の疾患を早期に発見して治療につなげるための重要な機会であるものの、平成3年度から導入している視覚検査は、家庭で行われることや、3歳児の応答が正確でないことから、多くの弱視が見逃されています。そのため、このマニュアルが有効に活用され、全国全ての自治体で屈折検査が導入されることで、見逃される弱視がなくなることを願っているという内容になっております。

**○14番（黒田澄子さん）**

そうです。3歳児健診で弱視を見つけると、治療が進んでいると9割が回復する。しかし、6歳児で見つかり、なかなかここが回復されない。ということは、3歳児健診がいかに視覚検査にとってキーポイントになるかということ、やはり眼科医の方たちも頑張っていたらいいという思いでの、多分、これは発表だったと思っております。国も大体3割程度は入れているが、なかなか進まないということ、危惧されて、いろいろ方策を、先ほど、国もということが出ておりましたので、乗り出してきております。

保護者への啓発は、今のそれだけで十分だとお考えかどうか、お尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

確かに、現在やっている検査につきましては十分でございませんで、やはり、こうした屈折検査機器等の導入がございましたら、より正確に早く、そういった異常というのが発見されるというふうに認識はしておりますが、周知という意味では十分されていないという状況ではございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

実は私、昔、幼稚園に勤めていまして、本当にぼんやりした園児さんがおられました。みんな、性格だと思っていました。でも、視力に問題があることが分かって、本当に分厚い眼鏡をかけて来られたときに、キリッとした子どもに大変身をされていました。

子どもはそもそも目の異常があることは分かりません。また、親も毎日過ごしていても、こんな性格の子だと多分思っておられ、幼稚園の先生たちも穏やかなのんびりした子だなというふうに思っていたのですが、見えなかったということがよく分かりました。発見してあげることで、ちゃんとそういった器具を使うことで、この子の生き方も、また、周りの見方も大きく変わったということ、私はそのとき若かったけれども、びっくりして、その子の変わり具合がですね、本当に目だっただんだというのを今でも思い起こすところでございます。

他市のこの屈折機器検査の導入はどのようになっていますでしょうか。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

県内でこの屈折検査機器を導入している自治体というのは、確認できている中では始良市でございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

答弁の中でも、来年度、国が概算要求しているということで、何とか半額助成になるんじゃないかということもあることもあって、今後検討したいとなっております。

日置市の未来を担う子どもが健全な成長を

遂げること、また、弱視をしっかりと早期に発見することは大変な、大事なことだと思います。

最後に、市長のご見解を伺います。

**○市長（永山由高君）**

視覚異常を早期に発見するための屈折検査機器の導入につきましては、非常に有効な手段であるというふうに認識をしております。今後、国の補助制度などの動向も踏まえまして、十分に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

来年度の取組に期待をしたいと思って、次の質問に移ります。

子宮頸がんワクチンです。世界では減少している子宮頸がんは、今も日本では毎年約1万人の女性が罹患をして、3,000人が亡くなっています。日にちにすると、毎日8人の女性たちが亡くなっている計算になります。1万人の罹患者の中には、子宮摘出をされた女性も多くあるようで、妊娠の可能性も奪われるなど、苦しんでおられる方も少ない現状です。

昨年、私は対象者へ個別通知を提案しました。その後、厚労省のリーフが新しく発行され、本市では、市民に不利益が生じないよう、小6から高1までの対象者全員にこのリーフを送付するといった迅速な対応をしていただき、大変に評価できるものと私は考えています。

しかし、国は3回分の約5万円の接種費用は無料といった定期接種はそのままにしたまま8年以上も積極的勧奨をやめ、そのことで、情報がなく、この無料接種のチャンスを逃す市民が増えてしまった経緯がございます。

今年3月29日、公益社団法人日本産科婦人科学会、また、同じく、日本産婦人科医会が連盟で、厚労大臣に出されたHPVワクチ

ンに関する要望書の概要についてお尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

要望書では、速やかな子宮頸がんワクチン定期接種の接種勧奨の再開、9価子宮頸がんワクチンの定期接種化、子宮頸がんワクチン接種機会を逃した女性へのキャッチアップ公費接種の実施、ワクチン接種ストレス関連反応や機能性身体症状などの多様な症状への診療体制の強化、国際的な動向の国民への周知についての施策を要望するといった内容でございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

本市も個別通知をした令和2年度は、21人に接種者が増えたのご答弁されました。過去に、周知不足のために周知機会を逃した人がいたことを表しているこの数字だと、私は考えます。市はどのように考えられますか、お尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

積極的な勧奨を控えるよう通知が出ていましたことから、個別での通知は行っておりませんでした。昨年度は国がリーフレットを刷新したことから、全ての対象者に送付いたしました。それにより、接種者が増えたと認識をしております。

これとは別には、市で年度当初に全世帯に配布する健康カレンダーでのお知らせ、市のホームページへの掲載、広報紙への掲載など、これまでも周知は行ってきたところではございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

このワクチン接種と検診、これで95%の予防ができると言われていています。今回、見てみますと、若干増えている年代、下がっている年代、ありますけれども、それに対する、検診に対する、市はどうやってこれを向上させていこうというふうなお考えでしょうか、お尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

子宮頸がん検診の受診率は、令和2年度、全体で11.9%、令和元年度が11.7%と低く、特に年代が若くなるほどその傾向にあります。受診しやすい環境づくりのために、現在実施している予約制による土日検診や夕方検診、クーポン券による医療機関での検診等について、より分かりやすく、より多くの方々へ理解していただくための周知を行い、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

**○14番（黒田澄子さん）**

この予診票の送付についてでございますが、働いている保護者が市役所が開いている時間に予診票を取りに来ることはとても困難です。他市においては電話一本で、鹿児島市など電話一本で送付していただいております。また、その他全国でもホームページに予診票を載せてあって、自分でデータを取って行かれる人たちが非常に効果的だと言われております。本市の取組についてお尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

日置市におきましては、接種を希望される方につきましては、まず、来庁していただきまして、接種履歴等を確認した上で、予診票を発行しております。また、電話等での問い合わせの場合は、母子手帳等の送付も併せてお願いしております。そこで、過去接種の内容に確認できた上で、予診票を発行しているという状況でございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

今の答弁、再度確認します。お電話で、母子手帳のコピーを市役所に送付したら、予診票は送付して下さっているというふうな答弁でよろしかったでしょうか。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

お電話での問い合わせの場合は、母子手帳を郵送でコピーを送っていただきまして、それとシステムで確認した上で発行しているという

状況でございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

そのことは市民がよく分かっているのか、お尋ねをします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

先ほど言いました健康カレンダーの中には、接種を希望される方につきましては、健康保険課のほうにお問合せくださいということで周知はしておりますので、お問合せのなかった部分につきましては、そういった形で回答しているところでございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

私が尋ねているのは、電話で送付してほしいと、これを送ったら送付しますよという、このシステムをご存じでしょうかとお尋ねをしております。もう一度お願いします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

そういった具体的なお知らせにつきましては、今のところ、お知らせはしておりません。あくまでも問合せがあった分につきまして対応しているところでございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

その辺もっと分かりやすくしないと、市の仕事としては手薄ではないでしょうか。

今回、このキャッチアップについては、本当、財源のこともございますのでやってほしいという、そういった思いではありません。国がそもそもやるべきだなと思っておりますが、やっぱり、それで機会を逃した方がいるわけです。高齢者の肺炎球菌ワクチンは、地方がそれをどんどん言い出して、国がいよいよ、もう一度やりました、この再接種をですね。そういうことを考えると、この命に関わる接種でございます。こういったものが、やっぱり機会を逃した方へのチャンスがあることについて、最後、市長のお考えをお尋ねをいたします。

**○市長（永山由高君）**

女性の命に関わる非常に大切な予防接種で



あるということは理解をしております。今後、国において接種勧奨の再開を行っていくかのどうかの判断を待って、その方針に従い、対応していきたいと考えております。

以上です。

#### ○14番（黒田澄子さん）

このことについて、厚労省にも問合せをしました。もう既にそういうことをやっているところ、何もなくてもホームページに載せているところ、また、キャッチアップをされているところ、何かのおとがめがあるんでしょうかとお尋ねしました。全くそれはありませんというお答えでした。市民の、やっぱり命を考えた首長さんたちが一生懸命捉えられたんだなというふうな思いでおります。その辺、またお酌み取り頂ければと考えております。

次に移りたいと思います。

何とか今回も予算化を生理用品、考えておられるということでございます。さきの6月議会で予算化するという答弁頂きましたけども、既に配布済みでしょうか。また、公共施設はどこに配布か、お尋ねをします。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

現在の状況でございます。8月27日に入札をしております、業者を選定をいたしました。9月24日までに、そのものが納品される予定でございます。

それから、公共施設への設置ですけれども、市役所の本庁舎、それから各支所、図書館、各中央公民館、女性センター等のトイレに設置をする予定でございます。

#### ○14番（黒田澄子さん）

市の予算化だけではなくて、生理用品の直接的な現物を寄附されたり、また、民間の事業者などが寄附金を差し上げたいなど、そういったことが、今、日本の社会でも起きております。もっと市民参画ができるSDGsの視点も交えた事業として、市が予算化することだけではなくてもできるんじゃないかなと

思っておりますが、市長のお考えをお尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

議員おっしゃるように、行政だけでやれるものだけではないという認識もございますので、今後民間団体等とも意見交換しながら、今後の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○14番（黒田澄子さん）

私たち議会は、そういったことができない、公職選挙法で縛られておりますが、議員辞めた暁には、現物などをぜひという思いの方が20名ほどおられると思っております。ぜひ、そういったことも、たくさんじゃなくても、ちょっとでもという人もいますので、そういったこともぜひ取り組んでいただければと申し添えます。

また、特別教室のエアコンは、今後計画を立てていかれるというふうなことでした。これ、計画はいつ頃までに立てられて、何年間の計画で、いつ頃から予算化をしていこうと考えておられるのか。

さきの市長のときに、全教室にたしか3年間ぐらいで普通教室やるぞと言われてたら、国がトンと落としてくれて一斉に終わったので、そのときの思いはぜひ特別教室につないでいただきたい。国の3分の1の補助もありますので、ぜひ頑張っていただきたいと思っておりますが、暑いので早急に計画立てられて、早急に実施していただきたい思いが、学校のほうも子どもたちのほうもあると思っております。もう一度お尋ねします。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

特別教室についてのエアコン設置については、議員がおっしゃられますように、早急な設置が一番望まれるものでございますが、この長寿命化計画では、市の財政的なことも考

慮しながら、今のところ、大規模な長寿命化につきましては、令和6年度からの実施というところで計画をしているところでございます。

また、どの程度の計画かということですが、ただいま議員からご質問頂きまして、各学校に調査をかけ、特別教室がどの程度あるかということも、数も分かっております。その中で、学校が希望する特別教室の設置、優先順位等もありますので、その辺は、今後それらを参考にしながら計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

計画がなかったところに計画をつくると、やっぱり一歩前進はされたと思っておりますが、やっぱり今の子どもたちがいるうちに、ぜひ、少しずつでもやっていただければと考えるところです。

それでは、次に移ります。

ふるさと納税に動物愛護枠、ちょっと野良猫の苦情がいっぱい届いていると思っておりますが、それを保健所につないだ後、猫はどうなっていくのか、お尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

本市を管轄をしている保健所からのお話ですけれども、市が野良猫の苦情として保健所のほうにつないだ後につきましては、その捕獲の場所によりまして、道路や公園といったような公共の場所で、病気で弱っていたり負傷をしていたりする猫に限りまして、その所有者が判明しない場合に、その猫を動物愛護管理法に基づいて引取りを行っているというところでございます。

引き取られた猫につきましては、動物管理所を経まして、県の動物愛護センターで一時保護をされて、その情報が県の動物愛護のホームページで紹介をされたり、または、譲渡会が開かれたりしまして、その猫に関しては、新たな引き取り手、飼い主さんが見つか

っていくというような流れになっているようでございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

殺処分について、犬と猫の数値はどれくらいになっているのか、お尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

鹿児島県の動物愛護管理推進計画によりまして、令和元年度の実績といたしまして、犬と猫の殺処分の頭数といたしましては、県内で犬が126頭、猫が948頭となっております。

**○14番（黒田澄子さん）**

なかなか一時保護になる猫は少なく、また、譲渡される猫も少ない。猫はどんどんやっぱり増えていってしまう。野良猫を殺さない手だてを全て民間に委ねるやり方、これについて、市はどう考えておられますか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

野良猫の課題ということになりますけれども、根本的なところといたしまして、飼い主が飼養を放棄をいたしましたり、それから、無責任に餌をむやみに野良猫に与える方がおられたりというような存在が大きな要因になっているというふうに考えております。

市といたしましては、まず、そのような事例が発生しないように、保健所と連携しながら、猫の適正飼養の指導等を引き続き、粘り強く行っていくということを考えつつ、市民の方への啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

**○14番（黒田澄子さん）**

粘り強くやっている間に、猫はどんどん増えるかなど。猫は生後6か月で子どもを産めるように成長します。生まれたら6か月後ですよ、半年です。今や、年4回ほどの発情で、1回の交尾でほぼ100%妊娠すると言われております。大体平均5頭から6頭出産する。ずっと掛け算していくと、普通ネズミ算といいますが、猫算方式でやると、もう1年間で

相当な数の野良猫が世の中に生まれてくる、そういった数になります。不妊とか去勢手術以外で増やさないという方法はなくて、要は九百何頭殺処分されている、そういった殺す方向に動いていくことを止めようというのが国の方針だったと思っています。

そこで、ふるさとチョイスを見ると、寄附者がふるさと納税の使い道を決められるのがふるさと納税です。残念ながら、この国では罪のない動物の命が多く奪われていますということで、ガバメントクラウドファンディングの中で、同じ自治体が同じテーマで連携しているんですけど、その中で、私が気に入った名前は「にゃんこと私の共同宣言～不妊・去勢でにゃんとかすっぺ～」山形市、そういったタイトルでクラウドファンディングもされています。

また、本市の姉妹都市、兄弟都市でしたか、多賀町、ここは先進地で、野良猫の不妊手術専門の診療所が今年オープンし、県内限定で出張もされている。やっぱり、ペットも家族、そういった視点で、今、日本の国は動いている中で、殺さない方法を一生懸命頑張っています。

再度、この動物枠の設置について、市長にお考えをお尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

先ほど申し上げましたように、今年度から、鹿児島県地域猫活動等事業が始まりましたので、この事業に参加している団体の活動を模範にしながら、本市においても、地域住民の合意の下に取り組みされる住民主体の活動を支援してまいります。

また、本市では、公益財団法人動物基金と共同で取り組む不妊手術事業に登録をしております。当面、この基金を活用して、市内の動物愛護ボランティアや動物病院のご協力を頂きながら、県が掲げる、人と動物の共生する地域社会の実現、猫等の殺処分ゼロを保健

所と連携しながら目指してまいります。

以上です。

#### ○14番（黒田澄子さん）

動物愛護枠がつかれないのなら、何でも使っていていいですよというところで、ぜひご検討を頂ければと考えます。

次に移ります。

スマホ決済の種類は、市民はどのように周知を受けているのか、お尋ねします。

#### ○会計管理者兼会計課長（外園和代さん）

ご質問の市民の皆様への周知ですが、Pay Bにつきましては、平成30年3月23日発行のお知らせ版と平成30年4月号の広報ひおきで周知しております。また、楽天銀行アプリにつきましても、平成31年3月発行の広報ひおきお知らせ版で市民の皆様へ周知しております。

以上です。

#### ○14番（黒田澄子さん）

しっかり広報はされているということでした。

ただ、やはり、なかなかそれを目に触れない方、それと、市役所に来られる市民というのはそんなにたくさんなくて、コンビニとかスーパー、ドラッグストア、そういったところに行かれる方は多いのではないかと思います。

ぜひ、今後、そのPay Pay、銀行Pay、au Pay、LINE Pay、こういったものが12月から始まることが決定しましたら、そういった場所に、こういったこともできますよという、小さなポスターでもいいんですけど、商店とコンビニ等に掲示ができないものか、お尋ねをいたします。

#### ○会計管理者兼会計課長（外園和代さん）

今後の取組ですけれども、スマホ決済アプリを利用すると、コンビニに行けなくても市民税の納付ができることから、今後も市民の皆様へ納付していただきたい方法を、それに

取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

日本はなかなか現金主義で、現金を持ってというのがまだまだ根強くありますけど、今、随分移行してきているかな、その中には、やはり、こういったスマホなどをお持ちの方も増えているという現実があります。こういったことをどんどん啓発をして、便利に暮らせるまちづくりが、やっぱり住んでいただけるまちづくりかなと思います。

最後に、市長のお考えをお伺いして、私の一般質問を終わります。

**○市長（永山由高君）**

スマホ決済も含む多様な決済方法を進めていく、これは時代の流れでもあるというふうに考えておりますので、しっかり対応してまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（池満 渉君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時30分散会

第 3 号 ( 9 月 1 3 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（16番、2番、17番、6番）
-------	---------------------

本会議（9月13日）（月曜）

出席議員 20名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君



社会教育課長 横 枕 広 幸 君  
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、16番、山口初美さんの質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

おはようございます。私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

今回も議員の持ち時間が20分に短縮されてしまい、大変残念ですが、通告した6つの問題について質問いたします。

まず1問目は、会計年度任用職員制度についてです。

非正規公務員の処遇をよくするためだとして地方公務員法が改正され、昨年4月に始まった新制度、会計年度任用職員制度ですが、処遇は改善されたのでしょうか。本市の現状はどうかを伺います。

2問目は、放課後児童クラブの拡充についてです。

いわゆる学童保育は、働きながら子育てをする保護者の、我が子が豊かで安心できる放課後をとという願いにより生まれました。このコロナ禍で、その保護者の願いはより切実になっているのではないのでしょうか。しかし、伊集院小学校区や妙円寺小学校区など、大きな校区では放課後児童クラブに入れない児童がいたり、きょうだい別々の児童クラブに通うなどの状況などもあるようです。市が公的責任で拡充すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3問目は、野焼きによる煙の問題について

です。

今、コロナ禍の下で感染防止対策としても換気をまめにするようにということが呼びかけられています。エアコンを入れていても時々換気するなど、私たちはできるだけ窓を開けて生活していますが、野焼きの煙でそれができなかつたり、迷惑をしているといった声があります。赤ちゃんや妊婦さん、ぜんそく持ちの人、気分の悪い人等々、煙の苦手な人はたくさんいます。

そもそも、野焼きは法律で禁止されています。野焼きをできるだけしないで、きれいな空気をみんなで共有できるまちに日置市をしたいと私は思います。野焼きは法律で禁止されているということを周知徹底し、やむを得ず刈った草などを燃やしたいときには必ず市役所に届出をすること、また風向きや風の強さなど十分配慮し、周辺の環境をよく考えて安全対策などを十分に行うこと、人に迷惑をかけないように市民への周知を行うべきと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか伺います。

4問目は、吹上浜沖洋上風力発電事業計画についてです。

日置市を挟んで南さつま市から、いちき串木野市までの広い海域に102基もの巨大な風力発電の計画は様々な問題があります。漁業への影響をはじめ、低周波音や超低周波音による健康被害、風景が台なしになることや絶滅危惧種に指定され、鹿児島県が保護条例まで作って守ろうとしているアカウミガメの問題、野鳥や渡り鳥たちのバードストライクを招くなどの悪影響や、潮流の変化による砂丘の浸食や海底の変化、挙げれば切りがありませんが、いろんな心配があります。

日置市としても、このような様々な問題を検証していく必要があると考えます。関係する部署が連携し、いろいろな角度から研究し、まちの将来を見据え、私たちにとって必要な

ものかどうか検証をするための研究チームを庁舎内に作る考えはないか、市長に伺います。

5問目は、コロナ禍における自殺予防対策についてです。

コロナ禍は女性により深刻な影響を及ぼしています。特に、シングルマザーの状況は厳しくなっています。また、配偶者からの暴言や暴力の被害などの相談も増え、鬱の発症や自殺者が増えるなど社会問題となっていますが、日置市での相談の状況や自殺予防対策を伺います。

最後、6問目は、飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録と協議会の設置についてです。

飼い主のいない猫に携わる地域猫活動を行っているボランティアの方は、市内のあちこちにおられます。そのボランティアの登録とネットワークづくりに取り組まないか伺いまして、以上、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えします。質問事項1つ目、会計年度任用職員制度で待遇改善できたかのご質問のその1、現状はどうかという点につき回答します。

会計年度任用職員制度は、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するために設けられた制度と認識しております。

地方公務員法の各規定が適用されることから、守秘義務などの服務に関する規定が適用されることや職務の内容、専門性に応じて行政職給料表に基づいた給与が支給されることなど、適正な任用や勤務条件の確保が図られていると考えております。

質問事項2、放課後児童クラブ拡充についてのその1、公的責任で拡充すべきではないかのご質問に回答します。

本市では、16事業所に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を委託しており

ます。

本年4月末に事業所に確認したところでは、定員に達している事業所もありますが、新規受入れ可能な事業所も数事業所ございました。

特に、伊集院地域においては、児童数増加の高止まりにより、放課後児童クラブの定数が不足していたことから昨年、公募の上、1事業所を追加し、12月から事業委託を行ったところでございます。

質問事項3、野焼きによる煙の問題についてのその1、市民への周知徹底について回答します。

お見込みのとおり、野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、原則禁止されております。

ただし、災害の廃棄物や風俗習慣上あるいは農林漁業を営むためにやむを得ない焼却等は例外として扱われるため、配慮なく慣習的に作業される案件も散見され、通報を頂く場合がございます。

野焼きの臭いや煙は生活環境悪化の要因になりますので、地域内の相互理解の中で行われるよう、また時間や風向き、焼却量に十分な配慮がなされるよう随時、防災行政無線での呼びかけや、お知らせ版などを活用して引き続き周知を図ってまいります。

質問事項4、吹上浜沖洋上風力発電計画についてのその1、研究チームを作らないかのご質問につき回答します。

当該計画については、稼働するまでの期間が長期に及ぶものと認識しており、現段階としまして、具体的な規模や場所をはじめ、建設に伴って与える周囲への影響など流動的なものが多いと認識しております。

本市では現在、庁舎内はもとより、近隣市や県と密に情報共有を図っており、今後、計画の進捗を注視しながら検討を続けてまいりたいと考えております。

質問事項5、コロナ禍における自殺予防対

策についてのその1、相談の状況や自殺対策の状況について回答します。

コロナ禍における自殺対策として、精神科医師によるこころの相談会や児童相談などを実施しており、その中でもコロナの感染に対する不安や、登園自粛による子どもと24時間いることへのストレスなど、コロナが影響と考えられる相談も寄せられました。

質問事項6、飼い主のいない猫に携わるボランティアの登録と協議会の設置についてのその1、ボランティアの登録とネットワークづくりについて回答します。

鹿児島県の「地域猫の手引」では、地域住民の合意の下で住民が主体となって飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、一代限りの命を全うさせるまで衛生的に飼育管理を行うことを地域猫活動と定義しています。

本市では昨年度、地域で飼い主のいない猫のお世話をされている方、8人からお話を伺う機会をつくりました。

当分の間、鹿児島県の助言を受けながら、この方々と情報を共有して、よりよい仕組みを研究してまいりたいと考えます。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

ご回答いただきましたので再度伺ってまいります。会計年度任用職員になればボーナスをもらえるのがメリットだというふうにされてきましたけれども、非正規でもボーナスが出ると大変期待もありました。確かにボーナスは支給されたようです。ある方は3万円頂きましたよと言われました。このボーナスの支給金額など、どういうふうに支給されたのかをまず、伺いたいと思います。

#### ○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

会計年度任用職員の期末手当の支給率につきましては、再任用職員と同じの1.45月ということでございます。

#### ○16番（山口初美さん）

今回この質問をするために私は、日置市の会計年度任用職員の方の声を何人か聞かせていただきました。残業代が出ないという声がありました。平日、仕事が終わらずに残業をしても、その分は全く計算されない、ある部署では誰も残業代をもらっていないですよというようなことがあったんですが、これは本当でしょうか。もし本当であれば問題ですし、こんなことがまかり通っている日置市では本当にいけないと思います。

市長は、このことをご存じでしょうか。また、対策などを伺いたいと思います。

#### ○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

残業代の件についての確認はできていませんけれども、やっぱり会計年度任用職員は、その制度の趣旨に従って適正な配置あるいは勤務の条件というのをちゃんと確保していかないといけないと、そのように思っているところでございます。

#### ○16番（山口初美さん）

日置市役所の中で同じ仕事を同じように責任を持ってやっても、待遇が違えば、非正規、正規どちらも気持ちよく働けないのではないのでしょうか。住民福祉向上のために働く公務員は、身分をきちんと保障され、安定した収入で安心して働けなくてははいけません。そうしてこそ住民福祉は向上します。

日置市役所で働く非正規職員の数が正職員より多くなっているのは問題ですし、またこういう状況の下では正職員の待遇も改善することはなかなか難しいと思いますが、この点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

#### ○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきましたように、会計年度任用職員は職員全体の55%を占めております。人数にいたしまして563人というところでございます。

ご指摘いただきました非正規職員への業務

とかでございますけれども、業務の複雑・多様化ということで、毎年度やはり適正な配置というのをそれぞれ吟味して会計年度任用職員というのは設置をしているところでございますので、効果的な行政サービスを行っていくためには、やっぱりなくてはならない存在であるというふうに認識しているところでございます。

**○16番（山口初美さん）**

あまり答えになっていないような気がしますが、いろんな声を紹介します。

会計年度任用職員の方で、10年ほど非正規で働いていても退職金は全くありません。そして、毎年1年ごとの任期で、次も採用してもらえるのか常に不安を感じているという人もいらっしゃいます。来年度もまた雇ってもらえるのか不安です。また、大きな病気をしたらどうなるのかなど、いつも不安に思っています。

こんな声があることを市長は、ご存じでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

ただいまご指摘いただきました不安な要素ということで、やっぱり1つ目には、制度上、雇用期間が毎会計年度ということで最長1年ということであるということ。また、やっぱり職場の環境、人間関係あるいは健康、そういったものの不安もあるかもしれません。そういったときには健康福祉専門員を昨年度から設置させていただきまして、健康福祉相談員・専門員のほうにも相談が寄せられているようなところでございます。そういう相談窓口も整えまして、改善するべきところは改善していくと、そういうふうに行っているところでございます。

**○16番（山口初美さん）**

民間企業に働く労働者には労働契約法やパート労働法が適用され、無期雇用への転換や不合理な待遇格差の解消などが義務づけら

れています。公務の非正規職員にも同様な保護の適用が必要ではないでしょうか。

日本郵政の職場でも、正規と非正規の格差は駄目と判決が出ています。最高裁が、格差は不合理であるとして損害を認める判決が出されました。

このような点について、市長のご見解を伺いたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

正規職員、これにつきましてはやっぱりその役割、責務というのがあるかと思えます。例えば、業務におきましても組織管理の運営とか、あるいは財産の差押え、許認可業務等々、ある程度やっぱり専門的な知識が必要であるというふうに思っております。

正規職員の採用につきましては、やっぱり競争試験というものが原則ということになっているような状況でございます。しっかりとそこら辺りの役割、責任を持ちながら取り組んでいくことがやはり大事ではないかというふうに思うところでございます。

**○16番（山口初美さん）**

本当に正職員が当たり前の日置市になっていくように私は願っております。本当にこの同じ仕事をしていても、市民から見れば誰が正規か非正規かも分かりませんし、見てみますと福祉の専門家のような人が臨時の非正規で働いている、そういうまちでいいのかなあということを本当に素朴な疑問を私はいつも感じております。ぜひ本当に正規の人も非正規の人も、一緒に心一つに市民のために働く、そういう役所でなければいけないわけですので今後、改善されていくことを願っております。

次の質問に移りたいと思います。この放課後児童クラブの問題ですが、私に寄せられました妙円寺小学校区の保護者の方の声を紹介します。

放課後児童クラブの小学校近くへの早急な

設置をお願いします。特に、妙円寺小校区は卒園生のみです。学年制限があります。困っている家庭は多くあります。地域の人材を活用して、ぜひ早く立ち上げてください。子どもを守ってください。とにかく、学童を作ってください。鹿児島市のベッドタウンといいながら、かなり遅れています。小学校から歩いていける安全なところに夕方6時から7時頃まで預かってもらえる学童を要求します。今後の世の中を担う子どもを生んだのに後を守る制度がないのは、日置市はおかしいです。

これは30代の女性からの訴えでございます。私は、この声をしっかりと議会に届けて市政に生かしていただきたいと思っております。

市長のご見解を一言、伺えないでしょうか。

#### ○市長（永山由高君）

先ほども申し上げましたとおり、昨年度、1事業所を追加しているというところがまずは今の現状でございます。

放課後児童健全育成事業実施要綱がございます。この中では、適切な事業運営ができる者に委託をして実施するというふうに現状は定めておるところでございます。

なお、各事業所の運営については、国が定める放課後児童クラブ運営指針に基づいて実施しているというのが現状でございます。

今後も、放課後児童クラブの拡充を図る必要性が生じたときは、受入定員の増員または新規事業所の募集等の対策をしっかりと講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

今の現状が、その保護者の願いには合致していないんだということをぜひ、しっかりと認識していただきたいと思っております。

働きながら子育てをする保護者にとっては、放課後児童クラブはなくてはならないものです。安心して預けられる児童クラブがあつてこそ、保護者も安心して働くことができるわ

けです。この目的達成のために市役所も、ぜひ一生懸命この放課後児童クラブの拡充を進めていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、この野焼きというのは早朝だとか夕方、また土曜日や日曜日など、役所が閉まっている時間を見計らって野焼きをする人も多いのではないかと私は感じております。この対策が必要ではないでしょうか。

役所が閉まっているには届出ができない、それなので、そういう時間を選んでかえって野焼きをしてしまうというような方がいらっしゃるという、土日等の呼びかけなど必要ではないかと思っておりますが、その辺のことを伺っておきたいと思っております。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

お問合せの件ですけれども、特に兼業で作業をされている方は、天候やそれから時間的制限の中で、やむを得ずそのような状況に陥って作業をされている現状があるのではないかとということも認識しております。

近辺の状況把握ですとか地域での理解を得ることも大切だと思っておりますので、自治会長等にその辺もお願いをしながら作業をしていただくようにしていきたいと思っておりますし、先日もたまたま休日に出ておりましたら、そのような電話がございましたので、担当職員が現場へ行って現地で直接また指導をするというようなことも随時行っておりますので、そのような対応で啓発を地道に進めていく方向になるかと思っております。

#### ○16番（山口初美さん）

刈った草は必ずしも燃やさなくても、土の中にすき込めば肥料になるんだという、そういうこともございます。

今、コロナ禍の下で、コロナ感染が確認された方も数日は自宅待機しなければならなかったり、ワクチン接種後に体調を崩したり、気分が悪くなったりする人など結構いらっしゃる

やるようです。そんな方々を野焼きの煙で苦しめるようなことがないように、きれいな空気を市民みんなで共有できるよう、野焼きはできるだけ遠慮していただくよう呼びかけてほしいのですが、市長、いかがでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

ただいまお話がありましたような状況というのは、特にコロナが拡大をしている現状の中では当然出てきていると思いますので、先ほど来申し上げておりますように、やはり地域住民として、特に新しく農地の近くに団地ができたりしているところで起きている課題ではないかと認識をしておりますので、そういったところの自治会にまた重点的にお話をしていくように心がけたいと思っております。

**○16番（山口初美さん）**

毎日のように何かを燃やす方がいらっしやったり、やはり燃やさないと気が済まないような、そういう方もいらっしやるかと思っております。煙で不快な思いをしている人がどこかにいることをぜひ広報をしていただき、せつかくのきれいな空気をわざわざ汚さないで済むような、そういう呼びかけもぜひお願いしたいと思います。

市役所の職員や議員の方々には、ぜひお手本になっていただきたいという、そういう市民の声があったことを最後に紹介して、次の質問に移りたいと思っております。

次は、吹上浜沖洋上風力発電の計画ですが、これは私のご提案には答えていただけなかったようでございますが、吹上浜は日本三大砂丘の一つでございます、県立自然公園に指定され、サーフィンや潮干狩りなど、県民の憩いの場となっています。ここに102基もの風車が並んだら、美しい景観は台なしになってしまいます。

美しい水平線を壊してほしくありません。この点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。漁協や景観の関係についてのご答弁を申し上げます。

まず、漁協への影響につきましては、現在も操業区域でもあることや魚が回遊するような区域でもございます。国が行う促進区域の指定につきましては、再エネ海域利用法第8条第1項第5号で海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとの基準もございます。

また、漁業に支障があると見込まれる場合は、区域指定は行わないとされていますことから今後、事業者においては海底・海流、生息環境等、綿密な環境調査等を行うとともに、漁協及び漁業者に対し、丁寧な説明もされるものと思っております。また、大変重要であると思っております。そのような環境眺望を含めて、各関係機関と動向を注視しながら対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

私も市民でグループを作って、この反対署名などに取り組んでいるんですが、たくさんの方々は今、協力していただいているところでございます。この風力発電事業の事業者、東京に本社がある株式会社インフラックス、主要スポンサーは米国大手のインフラファンドで既にどんどん進めているようです。事業が進めば地域に利権が絡んできて地域が分断され、しこりを残りますので、そうなる前にこの計画を止めたいと私は思っております。

現在、市長のこの事業に対する認識を伺っておきたいと思っております。まだ住民合意は全くできていないというふうに思うのですが、その確認の意味で、市長のご認識を伺っておきたいと思っております。

**○市長（永山由高君）**

本件につきましては、様々なご意見を頂い

ておるところでございます。もちろん、反対のご意見もたくさん耳にしております。一方で、賛成だという方の声も頂いておる次第です。まだ合意には至っていないという認識を持っております。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

次の自殺予防対策について伺いますが、市のほうにも幾つか相談は来ているような感じがいたしましたけれども、私は日吉町に住んでおりますので今朝も防災行政無線で放送があったんですが、心配事相談所はもう今回もコロナの影響でできませんというような放送があったんですが、その後に関心一言付け加えないと、相談に来るなどと言っているような、そういう印象もしたわけです。

本当に市民が信頼して市役所へ相談に行けば何とかなるんじゃないだろうか、そういうふうに思って市役所へ相談に行く、そういう市役所にしていかなければならないときに、そういう呼びかけでいいのかなあというふうに思ったわけですが。

日置市には女性センターがございます。女性専門のそういう相談もできる場所なのかなあというふうに考えるんですが、その活用を今、本当にしていくべきじゃないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

福祉課のほうには配暴センターがございます。企画課には女性センターがあるということでございますが、相談の内容によって様々な複合的な絡みというのがございます。それぞれの相談の担当者と連携をして、どういった支援ができるのかということでは協議をしていかないといけないというふうに考えているところでございます。

#### ○16番（山口初美さん）

特に、女性が精神的に追い詰められている状況が今、予想されているわけです。こうい

うコロナ禍の下で社会的に弱い立場の人、追い詰められて逃げ場のない人、そういう人に優先して対応していかなければならないと思いますが、本市の福祉の窓口は、このような弱い立場の人たちや女性たちが相談に来られる、または相談に来やすい窓口になっているかどうかということを考えるわけですが、市長は、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（永山由高君）

今、特にコロナ禍で苦しんでいらっしゃる女性の方、またお子様も含めて、ここまでやれば大丈夫というラインはなかなか引けないものであろうというふうに思っておる次第です。ですから、常に努力を続ける必要があろうというふうに考えておる次第です。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

助けてほしいと声を上げられない人がいるかもしれません。いろんな悩みや問題を一人で抱え込んで追い詰められて、生きる希望を見いだせなくて鬱病を発症して自殺を選択してしまう、こんな人が日置市で一人でも出ないような対策が今、本当に求められていると思います。

コロナ禍による経済危機が長期化していますので、女性センターを活用して、女性による女性のための生活や仕事、子育て、何でも相談会、こういうような企画をしてみたいんじゃないかと思っております。

これも一つの提案でございますが、ぜひ検討していただければいいように、男性主導で企画される従来型の相談会では、女性特有のニーズや悩みを相談しづらい状況もありますので、この点もぜひ検討していただくことを期待しておきたいと思っております。

最後の地域猫活動のボランティアの問題でございますが、たしか熊本県だったと思うんですが、以前、コロナに感染した高齢の男性



が猫を飼っているので入院ができないと言って入院を拒否して亡くなった方がいらっしゃいましたが、猫の面倒を見てくれる人がいれば、猫を頼める人がいれば、この方も入院して治療を受けることができ亡くなるようなことにはならなかったのかもしれませんが。

本市でも、飼い主が入院したり、施設に入所したり、急に亡くなったりすれば、猫たちはたちまち野良猫になってしまいます。これを放っておくことはできません。このような情報が寄せられれば、すぐにボランティアと情報を共有し、対策を協議し合い、協力し、分担して猫を保護していけるわけです。

ぜひ前向きに、このネットワークづくりに取り組んでいただくことを期待いたしますが、昔から、この猫の苦情というのは、ふん尿の問題、そういうことが結構多かったのではないかと思います。日置市ではこういった苦情があった場合、今どのように対応されているのか伺います。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

ただいまご質問のありました、ふんとか尿の環境の問題につきましては、まずは電話を受けて環境の担当が現場を確認に行って、ご本人のそういう現場の確認ができて餌やり行為等の確認ができれば、その方に注意だけを促して帰ってまいりまして、鹿児島県の保健所と情報共有をいたします。法に基づいて保健所のほうが実地で指導、それから勧告をするというような流れになっております。

#### ○16番（山口初美さん）

猫の問題は地域の問題です。日置市にも猫を好きな人、嫌いな人、いろんな人がいます。みんなが気持ちよく安心して暮らせるまちにするためにも、猫の問題をみんなで解決していきたい。

そのためにもボランティアのネットワークづくり、日置市もぜひ行政が役割を果たしていただくことを期待して、私の一般質問を終

わります。

#### ○議長（池満 渉君）

次に、2番、元山寿哉君の質問を許可します。

〔2番元山寿哉君登壇〕

#### ○2番（元山寿哉君）

まず、この場をお借りしまして、8月の大雨被害を受け、お亡くなりになられた方、ご家族の方々へお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われた方々へお見舞い申し上げます。

それでは、日置市民を代表し、永山市長が重要視される対話の場として、日置市民の皆様のために有意義な議会となるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、1、コロナ対策について4項目、2、子ども・子育て支援について4項目、一般質問をいたします。

前回議会におきまして、永山市長が最優先と明言されましたコロナ対策について、1項目め、家庭内感染が増加傾向にあり、本市においてもホームページ上にて注意喚起されていますが、感染者の一時待機場所の設置が必要ではないでしょうか。

2項目め、低年齢層への感染が増加しておりますが、今後、保育園、幼稚園等でクラスターが発生し、一時閉鎖になった場合、感染者以外の通園児への対応は想定し、検討されていますでしょうか。

3項目め、12歳以上のワクチン接種も始まっていますが、接種後の副反応などを考慮し、体調不良時は公欠扱いとならないでしょうか。

4項目め、GIGAスクール構想によって整備された環境を生かし、リモート授業等の選択肢を広げるために、機器の自宅への持ち帰りのルール整備を早急に進める必要があるのではないのでしょうか。

2、子ども・子育て支援について、1項目め、小中学校における不登校状態の定義と現

状人数は、どのようになっていますでしょうか。

2 項目め、日置市子ども支援センターの役割とは何でしょうか。

3 項目め、国が推進している子ども家庭総合支援拠点の役割は何でしょうか。また、設置における進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

4 項目め、本市におけるヤングケアラー状態と認める定義は何でしょうか。また、ヤングケアラー状態にある子どもは何人確認されていますでしょうか。

以上、お尋ねして1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えします。質問事項1つ目、コロナ対策についてのその1、感染者の一時待機場所の設置について回答します。

新型コロナウイルス感染症に感染した人に対する必要な措置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県が行う事務に該当するため、質問の内容にはお答えできません。

その2、感染者以外の通園児への対応についてお答えします。

保育園等で陽性者または濃厚接触者が確認された場合、保健所ほか関係機関と協議の上、臨時休園等の規模及び期間を検討しています。

臨時休園等となった場合、その期間中、家庭での保育をお願いすることになりますが、感染症拡大防止のため、速やかに施設等の消毒を実施し、早期に開所できるよう各園と連携を図ってまいります。

その3、体調不良時の公欠扱い以下につきましては、教育長より回答いたします。

続いて、質問事項2、子ども・子育て支援についてのその3、国が推進している子ども家庭総合支援拠点の役割及び設置における進

捗状況について、回答いたします。

子ども家庭総合支援拠点は、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、その福祉に関し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもので、本市においては令和4年4月の開設に向けて準備を進めております。

既に設置している子育て世代包括支援センター「チャイまる」が同拠点を兼ねる形にしたいと考えておりますが、拠点には相談室、親子の交流スペース等の設備が標準であり、それらの確保や人員配置等が課題となっております。

その4、本市におけるヤングケアラー状態と認める定義及び人数について、回答します。

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般的に本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

本市もこのような認識であり、改めて市独自の定義というものは定めておりません。

ヤングケアラー状態にある子どもの人数については、本人にその自覚がなかったり、家族のことを知られたくないなどの理由から表面化しにくい問題であり、把握することが非常に難しいと考えております。

市としましては、今後、家庭相談員やアンケート等を通じて把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1のコロナ対策についてのその2、公立幼稚園の件についてお答えをいたします。

公立幼稚園においても、臨時休業となった場合は保護者のご理解を得ながら、ご家庭で過ごしていただくこととなります。

その3でございます。12歳以上のワクチン接種の扱いでございます。

ワクチン接種後、副反応であるかどうかにかかわらず、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づき、欠席とするのではなく、出席停止の措置を取ることができます。

その4でございます。GIGAスクール構想に関するご質問でございます。

現在のところ、タブレット端末の持ち帰りはできないこととしていますが、今後、感染拡大による臨時休業等への対応など、様々なケースを想定して持ち帰りができるようにするためのルールづくりや環境整備について、検討を進めてまいりたいと思います。

質問事項2のその1でございます。不登校状態の定義と現状というところでございます。

不登校の児童生徒とは、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因の背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあり、病気や経済的な理由以外のために年間30日以上欠席をした児童生徒がこれに該当します。

今年度、9月1日現在の本市の不登校の児童生徒の数は、小学校と義務教育学校の前期課程で21人、中学校と義務教育学校の後期課程で32人でございます。

その2でございます。子ども支援センターの役割についてでございます。

市子ども支援センターは、福祉と保健、教育の各部署が連携しながら、日置市に住む0歳から18歳までの子どもやその保護者の相談を受けたり、子育て等の助言や援助を行っております。

また、それらの子どもたちの保育や教育に関わっている人たちへの支援も行っています。

以上でございます。

## ○2番（元山寿哉君）

では、コロナ対策について1項目めです。

感染者についての一時的待機場所、取扱いについては、感染症法上、市が関与できないことは理解しました。現在、鹿児島県下、まん延防止等重点措置適用のさなかであります。当初9月12日までの適用が、今月末まで延長決定されました。感染者拡大の一因でもあるのかと推測しますが、本市ホームページ上でも8月23日更新分で、家庭間感染が増えていますと注意喚起され、注意事項等掲載されていますが、現実的には対応が難しい家庭もあるのではないかと考えます。

先日、8月28日の南日本新聞紙上で掲載された、鹿児島市でのケースを紹介したいと思います。

感染者の男性は、自宅での隔離には限界があり、車中泊を選択したとのこと。真夏でありますので、暑さをしのぐため、一晩中クーラーをつけ、エンジン音が近所迷惑にならないように公園などの駐車場で過ごし、その間、知人から野外シャワーを借り、公園トイレを使用し3日間を過ごし、その後、県の療養施設入所ということでした。

その点を踏まえ、感染者が厳しいのであれば、濃厚接触者専用避難所の設置についてはどうでしょうか。

## ○健康保険課長（山下和彦君）

濃厚接触者への対応ということでございますが、今のところ、市としましては特に対応は行っていないところではございますが、ただ、濃厚接触者となった方で、親族や友人などの支援が全く受けられない方々に対しては、保健所と連携しながら市が委託している高齢者向けの配食サービス等を提供するなど、個々の実情において対応しているという状況でございます。

## ○2番（元山寿哉君）

こちら濃厚接触者となれば、陽性検査PCR検査をし、陰性であった場合でも、コロナウイルスに感染している可能性の高いもの

として、感染者との最終接触日から14日間、自宅での健康観察の期間が必要となり、リスクのある方だという位置づけだと思います。

それでは、家庭外の職場等で家族が濃厚接触者となり、PCR検査陰性との判定、他家族は濃厚接触者でない接触者、PCR検査結果陰性の場合に、その家族等の一時避難場所の設置は必要ではないでしょうか。検討の余地はないでしょうか。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

家庭以外のものでございますが、そこにつきましては、保健所と十分協議した上で、対応ができるかどうかは考えていきたいというふうに考えております。

#### ○2番（元山寿哉君）

感染拡大の防止には、まずリスクから引き離すということが大切だと思います。

家庭間のリスクから引き離すという施策、他自治体の例を挙げます。

奄美市が、濃厚接触であってもPCR検査陰性の方を一時待機場所として受け入れる避難所の設置をしたとのことです。先ほど申し上げた14日間の健康観察期間を過ごす場所の提供で、同居家族をリスクから引き離し、家庭間感染を防止する取組だと思います。こちらも参考にして、ぜひ本市においても検討していただければと思います。

2項目めです。基本的には、仕事を休んでの家庭での保育ということ。この状況下でもありますので、保育園から保護者へ協力依頼を事前に行っているということで、確認しております。

ただ、医療従事者、保育関係等、どうしても急に休むことが難しい職種の方がいらっしゃいます。コロナ禍、今の社会を支えている職種の方々ゆえに、急な休みが取れない方々と言えると思います。

そこで、例えば、市内4か所の地域子育て支援センター事業を行っている保育園、旧

4町に1か所ずつあります。こちらに協力依頼はできないでしょうか。該当全ての子どもを預かるということではなく、述べましたとおり、職種に限るなど緊急性の高さで絞り込みなどを行った上で検討はできないでしょうか。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

本市では、地域子育て支援センターが4か所ございます。それぞれの保育園に社会福祉法人等へ委託をしているところでございます。

同センターは、おおむね3歳未満の児童及び保護者を対象とした子育ての親子の交流や子育てに関する相談支援を行う場でありまして、大半が保育園施設の一部を利用しているという現況がございます。そういったことから、部屋の確保、職員の配置等を含めて、臨時的な保育の場としての活用は難しいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○2番（元山寿哉君）

現状、難しいということでは理解いたしました。が、いろいろな可能性を探っていただいて、支援のほうを、また再度、検討いただければと思います。

3項目めです。12歳以上のワクチン接種について。まず、現時点で、本市における12歳から15歳のワクチン接種率を伺いたいと思います。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

9月8日現在の1回目の接種率でございますが、46%となっております。

#### ○2番（元山寿哉君）

本市においては、12歳から15歳を対象にワクチン接種券、7月16日に発送していると思います。そのタイミングは夏休み直前でありました。お答えいただいた出席停止扱いについては、6月2日文部科学省からの通知が根拠であると思いますが、このことについて、学校から保護者への周知はありまし

たでしょうか。もちろん、学校現場におきましては、ワクチン接種自体が任意となるため、同調圧力等と捉えることを避ける、「接種する、しない」子ども同士での起因するトラブル回避への配慮が必要だと思います。

もし、その点が理由となり、学校発信でのこの情報の周知が難しいのであれば、ワクチン接種促進のため重要な情報提供だと思いますので、市発信の周知が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

本市において12歳以上の児童生徒へのワクチン接種が始まるのに合わせて、7月に学校へ通知しました。ただし、先ほど議員がおっしゃいましたように、夏休み直前ということもあり、学校によっては保護者への周知が不十分だったと思います。

ワクチン接種を希望する場合、接種当日及び副反応が出た日は出席停止になることなど、保護者へ周知するよう、改めて学校に指示をしたところであります。

#### ○2番（元山寿哉君）

4項目めです。夏休みが終わり、9月から新学期が始まっております。まん延防止等重点措置適用のさなかにおいて、子どもたち、保護者、新学期のスタートを不安な気持ちで迎えた方は少なくなかったと思います。

本市においては、市内小中学校、義務教育学校、市立幼稚園計26か所に、唾液採取型の簡易PCR検査キットを配備し、感染の早期発見と拡大防止を図り、学校での感染への不安を減らす取組を実行されています。子どもたち、保護者の不安を少しでも緩和するすばらしい取組だと評価しております。

同じく、学校での感染への不安を減らす取組として、リモート授業や在宅学習への早期の備えが必要なのではないかと考えます。現在、機器持ち帰りが難しい原因は何でしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

まずは、先生方が、このタブレット端末の操作の仕方について熟知することが必要だと思います。また、特に小学校1年生、まだ文字の習得が難しい段階にありますけれども、小学校1年生、また下学年の子どもたちにおいては、このタブレットの操作について、もう少し習得する必要があるかと思っています。

そのほか、各家庭でのWi-Fi環境といったものが違いますので、そのあたり、やはり整備が進まないと、家庭と学校を結んだりリモート授業というのは、まだ困難な部分があるかと思っています。

#### ○2番（元山寿哉君）

ただいま答弁の中で、Wi-Fi環境ということでありました。こちらもち帰りが難しい一つだと思います。

この持ち帰りに関連して、鹿児島市と鹿屋市の2つのケースを紹介したいと思います。

9月5日南日本新聞掲載の分です。鹿児島市星峯西小のケースです。4年生から6年生の児童、家庭に9割以上のWi-Fi環境があることを確認し、端末を持ち帰らせております。それ以外の家庭には、市教育委員会が配備したモバイルルーターとSIMカードを貸出しして対応ということでした。

鹿屋市田崎小学校のケースです。6年2組1クラスでオンライン授業を試行したとのこと。方法としては、家庭にネット環境が整う児童はタブレット端末を持ち帰らせ、自宅でWEB会議システムで授業に参加し、出席扱いとする。それ以外のネット環境がない家庭の児童は、登校し授業を受けるということでした。

鹿屋市学校教育課に問い合わせたところ、登校児童を減らして、密を避ける取組であるとのこと。また、私も懸念しておりましたが、家庭にネット環境がない子どものみの登校とすることで、保護者からの異論等については

なかったかという問いには、事前に同意書を取っており、特に問題がなかったとのことでした。

鹿児島市のケースはコストもかかり、スピード感がありませんが、鹿屋市のケースであれば、すぐにでも実行できるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

市としましては、今後、持ち帰りに必要な環境を整備するために、学校の先生方の協力いただきながら、持ち帰りのルールづくり、リモート授業を含めた家庭学習の内容などを研究していきたいと思っています。

先ほど、議員が鹿屋市のケースをご紹介いただきましたけれども、参考にしながら検討していきたいと思えます。

**○議長（池満 渉君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○2番（元山寿哉君）**

前回、議会でも取り上げさせていただきましたGIGAスクール構想です。当初、令和5年度までのハード面の環境整備が計画が前倒しされ、昨年度中には完備されたとのこと確認しております。計画が早まった理由の一つとして、コロナ禍でのリモート授業や自宅学習プリント等のやり取りのリモートを実現するためでもあったと思えます。何より子どもたちの安全、安心を第一義に早急な対応を要望いたします。

コロナ対策についての質問総括としまして、市長をはじめ関係当局の職員の方々には日々状況の変化するコロナ禍において、対策、対応に尽力されていらっしゃると思います。敬意を表

します。今回、提言させていただきましたのは、市長メッセージにも、感染者やその家族関係者などが不当な差別、いじめなどの人権侵害とならないよう、市民の皆様や思いやりのある対応と冷静な行動をお願いいたしますとあります。

紹介しました鹿児島市での車中泊のケースでも、感染者やその家族にとっては、感染したことに対する後ろめたさのような思いを感じます。どうしても自己責任であるかのような対応を課した状態ではなく、行政のさらなる手厚いバックアップがあることで、世間の意識は変わるのではないかと考えます。市長の本市におけるコロナ対策の基本姿勢をお伺いして、コロナ対策についての質問を終了したいと思います。

**○市長（永山由高君）**

基本姿勢ということでご質問ですけれども、これはマニフェストでも書かせていただいておりますとお伺い、感染対策、経済支援、そして生活支援といった部分を包括的に進めてまいりたいというふうに思っております。

既に新型コロナウイルス対策本部は、健康保険課のみならず、関係各課と連携して推進できる体制が整っております。今後も引き続き、国、県と連携しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○2番（元山寿哉君）**

理解いたしました。期待しております。

続きまして、子ども・子育て支援について、1項目めです。定義について理解いたしました。報告人数における不登校の原因、理由など、詳細、内容、お分かりであればお願いします。また、不登校の相談、解決に深く携わっている日置市子ども支援センターへの年間相談者数、相談件数をお伺いします。この点につきましては不登校に限らなくても結構です。

### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

不登校の要因としましては、学校生活などへの不安、無気力のほかに不規則な生活習慣や家庭への事情などがあります。近年は、これらが複雑に絡み合った状態になって、解決が非常に難しいケースとなっております。

また、自分の思いをうまく表現できず、周囲のお友達との人間関係が上手に構築できない状況が進んでしまい、結果的に不登校にいたるといふケースもあります。

本市の不登校の数の推移、傾向としましては、ここ数年間は約70から80人で横ばいの状況です。その中で、小学校の不登校の数がやや増加傾向にあります。この中には、兄弟が揃って不登校になってしまうというケースもありますので、保護者に対する子育て支援の充実を図る必要があると考えています。

また、市の子ども支援センターへの相談件数についてですが、令和2年度について申し上げますけれども、令和2年度、1年間の相談件数というのは6,204件、人数は295人です。内容としましては、やはり不登校、家庭での生活、また発達障害といったところが数が多いです。

### ○2番（元山寿哉君）

不登校の原因、理由については、今はもう複雑化しているということで理解いたしました。また、市子ども支援センターへの報告者数と相談件数なんですけど、過去3年間を調べました相談者数ですが、今答弁があったとおり、過去3年鑑は相談者数については横ばいなんですけれども、相談件数については1.5倍になっているということで、ここからも1件1件の相談者1人が抱える問題が複雑化しているということがデータからも読みとれると思います。

そこにおきまして、このような複雑な内容の相談に携わります子ども支援センターのスタッフ、家庭相談員やスクールソーシャル

ワーカーの方々のメンタル面のフォロー体制というのは整っていますでしょうか。

### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

子ども支援センターでの相談業務として、電話での対応のほか、センターに来ていただく来所相談、また相談員等が各家庭を訪問する訪問相談などがあります。この相談の折に、相手の方、相談者から訪問を拒まれたり、またときには苦情を言われたりすることがあるそうです。これらのことについては、その相談員が上司、所長に報告をし、今後の対応について、指導、助言を受けているところです。

また、毎月1回、子ども支援センターに配置されている県のスクールカウンセラーが勤務しますので、そのときに対応の仕方とか、また相談員の悩み等について話を聞いていただいて、適切な助言をもらっているところです。

そのほか、子ども支援センター職員が月に1回集まりますので、そのときに情報を共有し、また苦情等への対応について意見をもらっているところです。

このように、子ども支援センター職員は日々個人情報扱っておりますので、なかなか外部の方に相談がしづらい状況があります。ですので、教育委員会も含めて、相談に対応する職員の心理的なケアといったものを十分配慮していかなければならないと考えております。

### ○2番（元山寿哉君）

非常に大切なところだと思いますので、フォロー体制整っていることを確認しました。引き続きよろしく申し上げます。

続きまして2項目めです。日置市子ども支援センターの役割として答弁いただきました。市子ども支援センターは、現在、兼任している相談機能として5つの相談事業を兼任しているということで、こちらに関しては、所管課が4所管課、福祉課、社会教育課、学校教

育課、健康保険課と複数の部署が横断的に福祉と教育の融合、ワンストップでの機動性を有し、日置市の子どもや保護者の問題について尽力されているセンターだということで理解しております。

関連しまして、子育て世代包括支援センター設置時において、既にこの設置されていた市子ども支援センターとの業務分担がなされたのか、伺いたいと思います。

また、今回、子ども家庭総合支援拠点というのが令和4年4月ということで確認されました。こちらにつきましても、設置に当たりまして、日置市子ども支援センターとの業務分担等の検討がありますでしょうか。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

設置時におきまして役割等について協議はしております。家庭の事情によりまして、複合的に関係してございまして、業務分担というものを明確にしたものはございませんが、役割としては、子育て世代包括支援センターの利用対象者、これは妊産婦並びに乳幼児、及びその保護者が中心ということになっております。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の役割を担っているというふうに考えております。

また、子ども支援センターについては、学齢児童、生徒を中心に相談をワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ役割が非常に大きいものがあるというふうに考えております。

業務分担等について、しいて言いますと、中心となる相談者がどういった方なのかでその役割分担ができていくというふうに考えているところでございます。

また、今回の子ども家庭総合支援拠点の設置につきましては、市内在住の子どもとその家庭、及び妊産婦等を対象としてございまして、その中でも、特に要支援児童、及び要保護児

童等への支援強化を求められております。

また、虐待等子どもの抱えるリスクの程度によって、市、県がその役割を分担して対応する必要がありまして、児童相談所との調整期間を担当していくことになるかと思っております。

これまでも「チャイまる」子ども支援センターにおいて、相談から支援、保護まで対応してきたところでございますが、拠点は人員配置など常時対応できるよう、する必要があるということから、より重点的な支援が強化されるというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

理解いたしました。

それでは、4項目め、ヤングケアラーについてです。ヤングケアラーの定義は、答弁でもありましたとおり、定義付は難しいところだと思います。定義がないので何人いるかという答えは出ないのも当然だと思います。

ヤングケアラーについて考える上で、家庭での過剰な手伝い等を、家庭でのしつけ、習慣の範囲であることとの判断が難しいのではないかと考えます。

それでは、ヤングケアラーについて、要保護対策地域協議会において取り上げられたことがありますでしょうか。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

要対協で取り上げられたということですが、ヤングケアラーではないかという事例はございました。数件あったというふうに確認しています。

#### ○2番（元山寿哉君）

要対協の中でも、日置市にも思われるという表現で潜在的にはいるのではないかという認識だと思います。ヤングケアラーについては、見ようとしないと見えない存在、見ようとしても見えにくい存在だと言われておりま



す。自律的に、ヤングケアラーは自律的に生きる基礎を培い、人間として基本的な支出を養う重要な時期であるにも関わらず、健康と生活の質の低下に苦しむ可能性があり、教育や訓練の機会を逃しているであろう子どもたちのことだと言われていました。

今回、ヤングケアラーを取り上げさせていただき、本市にも広く市民の皆様へ周知され、地域住民の方々の認識のもと、先ほども答弁でもありました、本市にも潜在的に存在するであろう、思われる、該当する子どもたちの発見の機会が増え、子どもたちの挑戦を阻む環境を減らすことにつながることを望んでおります。

最後に、子ども・子育て支援についての質問を総括いたします。

今回取り上げました日置市子ども支援センターですが、平成19年に設置されたセンターです。平成28年の児童福祉法一部改正に伴い、国から設置が推進され、本市においては令和元年に設置された日置市子育て世代包括支援センター、同じく今回質問で設置予定が来年度確認されました子ども家庭総合支援拠点、サービスを強化されたこの2拠点が設置されるまでは、この日置市子ども支援センターにおいて、子ども、保護者の抱える問題解決、答弁の中でもありました、今複雑化しているこの問題解決に大きく貢献されています。

国の動向より先んじて、先駆的な環境をこの日置市は整備してきたということ、この市子ども支援センターの15年という実績を持っている、この点は本市が子育て支援を強化しているということへの大きな強みであると考えます。

この点を踏まえ、最後に市長に本市における子育て支援への姿勢についてお伺いし、私の最後の質問といたします。

○市長（永山由高君）

先ほど、コロナ禍での女性、子どもの支援の面についても同様にしてお答えしましたけれども、これだけ社会が多様化、複雑化する中で、必要な支援もまた刻々と変化しているというふうに考えております。つきましては、国の動向、県の動向も踏まえながら、そのときに必要な支援を可能な限り、進めてまいりたいという考え方で、今後も続けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

一般質問、2日目、3番目となりました。私は、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で社民党の議会議員として66回目の質問をいたします。

1点目でございます。若い世代の感染を広げないコロナ感染対策について、3項目質問いたします。

1つ目です。8月以降の10歳未満、10代、20代、30代のコロナ感染者数の状況とワクチン接種率の状況はどうか伺います。

2つ目です。2学期からの小中学校の感染対策の取組、机の配置、給食、学校行事、部活動についての本市の考えを伺います。

3つ目です。9月から発熱症状があった児童、生徒が保護者から希望があった場合に簡易PCR検査の実施がされましたが、実施についての考えと安全対策を伺います。

4つ目です。小中学校において、現在、普通教室には空調が設置されていますが、特別教室には一部しか設置されておりません。今後の設置の考えを伺います。

2つ目です。草刈りをとおした地域活性化について、4項目質問いたします。

1つ目です。高齢化と人口減少が進む中で、市道愛護作業の現状と課題は何か伺います。

2つ目です。市道の作業の範囲が広い、扇尾、坊野、平鹿倉、高山、各地区公民館管内の作業人数、回数、時間、参加者の高齢化の状況はどうか、具体的に各地区の状況を伺います。

3つ目です。鹿児島市、喜入町では、民間団体が「草刈りツーリズム」に取り組んでおります。本市においても、「草刈り」をとおした新たなイベント、企画を地区公民館等と連携し取り組まないか伺います。

4つ目です。若者、女性、刈払機の利用経験のない方への、仮払機の安全講習会、また各地域での草刈りの協力できる市内外の方のサポーター制度を導入できないか伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

回答します。

質問事項1つ目、若い世代の感染を広げないコロナ感染対策についてのその1、8月以降の10歳未満、10代、20代、30代のコロナ感染者数の状況とワクチン接種率の状況について回答をいたします。

8月に感染が判明した方は合計60名で、そのうち10歳未満が2名、10代が11名、20代が5名、30代が8名となっております。

ワクチン接種率につきましては、1回目の接種率で申し上げますと、令和3年9月8日現在で、12歳から15歳が46%、16歳から19歳が54.6%、20代が59.4%、30代が63.8%となっております。

その2、小中学校の感染対策以降については、教育長より回答いたします。

続いて、質問事項2、草刈りをとおした地域活性化についてのその1、市道愛護作業の現状と課題について回答します。

市道愛護作業は、国や県の道路ふれあい月間要綱に基づき、自治会の自主的な活動として市道の草刈り作業を無理のない範囲でお願いをしているところであります。現状につきましては、高齢化と人口減少が進んでいるため、草刈り作業を実施できない自治会も出てきております。今後、市道愛護作業の在り方や市として道路維持管理について、道路維持管理作業員の増員や業者委託等も含め、検討していかなければならないと考えております。

その2、市道の作業の範囲が広い各地区の状況について回答します。

令和2年度の作業実績では、高山地区は、作業人数90名、年間の作業回数2回、作業時間4時間、高齢化率44%、扇尾地区では、作業人数77名、年間の作業回数1回、作業時間3時間、高齢化率41%、坊野地区では、作業人数42名、年間の作業回数1回、作業時間2時間半、高齢化率88%であり、平鹿倉地区は、高齢化と人口減少が進み、作業が実施できない状況にあります。

その3、「草刈り」をとおした新たなイベント、企画について回答します。

喜入町の民間団体が行っている草刈りツーリズムプロジェクトについては、草刈りをしたことがない、体験したい方などを募集して、作業のしやすい平坦な場所の草刈り作業や仮払い機の整備、講師を招いた安全講習会を行ったり、公園、史跡などの草刈りをした後に、その地域を散策したり交流会を行うなど、地域交流を目的とした取組であります。

この取組は、地域活性化のために参考となるプロジェクトだと思いますので、今後、検討していきたいと考えております。

その4、仮払い機の安全講習会、サポーター制度の導入につき回答いたします。

草刈りになじみのない方に対しての刈払機の安全講習などは重要な取組であると認識しております。また、それらを実施したいとい

う企業や団体等に対する支援については前向きに検討していきたいと考えております。

サポーター制度については、他市の取組等も参考に自治体等からの意見をいただきながら検討を進めてまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

質問事項1の2からお答えをいたします。

2学期を迎えるに当たり、自宅での健康観察の徹底、マスク着用と手洗いの励行、身体的距離の確保、給食や学校行事、部活動での配慮事項などを示し、これまで以上に感染拡大防止の取組の徹底を図っているところであります。

今後とも学びの場の保障と感染防止対策を両立させるために、学校と十分に連携し、保護者へもご理解やご協力をお願いをしております。

その3でございます。簡易PCR検査の実施についてでございます。

学校での簡易PCR検査は、児童、生徒や教職員の感染を早期に発見し、感染拡大を防止するための一つの手段として実施してまいります。検査の実施に当たっては、事前に校長に対して検査キットの使用法や検査を行う上での留意点等を説明をするとともに、保護者への説明や検査場所の確保など、安全な実施に努めています。また、検査結果に関わらず、病院の診察を進めることとしています。

4番目の、特別教室へのエアコン設置でございますけれども、先日もご質問をいただきましたのでご解答いたしました。長寿命化計画に合わせ、火気を使用する部屋や使用頻度の高い特別教室から優先して整備をしたいと思います。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に1回目のご答弁をいただい

たところでございます。

新型コロナ感染対策については、昨年3月議会から定期的に私が質問をし、5回目となりました。昨年夏には収束するのではないかと思いましたが、それから1年以上が経過しました。現時点でも新たな新種株が発見され、収束の見通しが立ちにくい状況になります。

現在、鹿児島県内では、9月12日現在、8,842人、日置市においても130人の感染者が発生しております。そういう状況の中で、再度伺いたいと思っております。

日置市のコロナワクチンの接種状況については順調に進んでおります。そういった中で、なかなか収束の見通しが立ちにくい、そういった状況もございます。そういった中で、今後の感染、地域経済の現状と今後について、市長自身、どのような認識を持たれているのか伺いたいと思っております。

#### ○市長（永山由高君）

ワクチン接種は進んでおるといふふうに認識をしております。それによって、重症化する人は以前よりも減少しているといふふうに考えております。高齢者の感染者や死者も抑えられているという分析結果も出ているようでございますが、接種が十分に進んでいない50代以下の感染者、この割合が増加しているということから、さらなるワクチン接種の加速化は望まれるところであろうといふふうに考えております。

ただ、新たな変異株の出現であったりすることから、経済活動を本格再開させる中においても、感染状況がどのように移り変わっていくのかは、議員もお感じのとおり、なかなか予測しにくい状況にあるといふふうに考えております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

今、コロナの感染者数につきましては、減少傾向であると私も認識をしておりますけど、

まさか第5波までこういった形で広がるとも、私たちも思っておりません。当然ながら第6波に向けて、やっぱりより一層の感染対策が求められるのではないかと思っております。

そういった中で、やはり感染対策には、やっぱり市長自身のメッセージが必要だと思っております。8月13日に鹿児島県の感染ステージが4に引き上げられたとき、市長が日置市のホームページの動画と防災無線によりメッセージを発信されました。市民の方からこの動画配信について、非常に危機感を感じてよかったという、そういったご意見をいただきました。

そういった中で、今後も市長も定期的に感染予防を広げないための新しい生活様式、危機感へのメッセージ、また感染者が落ち着いた時点での地域経済の活性化、今、夜の飲食店は大変疲弊しております。市民も何となくアルコールに伴う宴席は自粛する雰囲気があります。しかし、国が推奨する基準に則った大人数の宴会ではなく、4人以下の短時間の宴席の推奨についても、タイミングを見計らって市長自身が動画を発信をしながら、やっぱり市民に対して認識を情報発信をする、そういった取組となります。

そういった中でも、今後のメッセージを発信していただく、そういったことについての市長自身の考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

適切なタイミングをしっかりと見計らって、私自身がメッセージを発していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

8月以降の10歳未満の感染者数については、先ほどご答弁をいただきました。また、ワクチンの接種率の状況についてもご答弁をいただいたところでございます。そういった中で、ワクチン接種については、決して強制

するものではありませんが、感染の重症化と感染拡大に効果があると私も考えております。

本市においても27の医療機関での個別接種、休日を利用した吹上総合体育館の集団接種が順調に進んでおります。これまでのワクチンの接種予約、接種、接種後の接種者への後遺症の状況について、本市では問題はなかったのか、また、医療機関や医師会から今回の接種についてどのような意見が出されたのか、伺いたいと思います。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

市医師会とはこれまで定期的に協議の場を設けてまいりました。65歳以上の接種券につきましても、一斉に発送した関係で予約に混乱を来したとのご意見もいただきましたが、64歳以下の接種券発送時には年齢別に予約時期をずらすなど、改善したところでございます。

現在でも定期的な協議、報告の場を設けておりまして、各医療機関へも定期的に接種状況をお伝えし、接種はスムーズに進んでいるとのご意見をいただいております。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

担当課として、医師会と十分連携を取っているということは、大変良いと思いますけれども、また市長もやっぱり市長に就任されて間もなく4か月が経過するわけですが、やはり、医師会の連携についても、なかなかコロナ禍で難しい面がありますけれども、市長がやはり取り組む対話についても、今後医師会とどういった形で進めていきたい考えなのか、市長自身の考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

地域の医療環境を守るという観点で、医師会の皆様との連携、非常に重要であると考えておりますので、もちろん私も重要視して、この対話の挑戦の中で取り組んでまいりたい

というふうに思っております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

先ほど、ワクチン接種につきましては、本市で順調に進んでいると、そういったご答弁がございました。一方、国がワクチン接種が進むことによって、様々なことについての緩和をちょっと今後検討されておりますけれども、一方、緩和が進みますと、ワクチン接種を受けられている方につきましては、利便性が増す反面、やむなくワクチン接種を受けられない、そういった市民の方もいらっしゃいます、様々な考え等も含めてですね。そういった方々に対しての、一方では差別、偏見が出るのではないかということ、私は危惧しておりますけれども、これまで本市におきまして、ワクチンの未接種者に対しての誹謗中傷などのご意見はなかったのか、伺いたいと思います。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

現時点ではそのような声は届いておりません。

**○17番（坂口洋之君）**

接種は進む一方で、自らの意思で接種されない疾患の病気を持たれる市民の方もいるかもしれません。また、接種されない方への人権に配慮する啓発も他自治体では実施をされております。接種されない方への人権に配慮するような啓発も併せて実施する必要があるのではないかと私は思いますけれども、本市の考えを伺いたいと思います。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

ホームページ上では7月5日以降、接種についてのお知らせという内容で、ワクチン接種については強制ではなく同調圧力や差別が生まれることのないようご理解いただきたいといったお知らせを行っております。

また、高齢者クラブ等でコロナに関する健康教育を行う際も、人権に配慮するよう啓発

を行ってきたところでございます。

**○17番（坂口洋之君）**

今後とも様々な形で、ワクチン接種は当然進んでいくと思いますし、また規制緩和も国も検討されているようでございますので、そういった中で、ワクチンの接種された方もやむなくされない方も、やはり差別、偏見のない、そういった日置市をつくっていただければと思っております。

次に、小中学校の感染対策の取組について、再度伺います。

先般、鹿児島県の9月1日の公立の小中学校の欠席者が4,300人という報道がございました。2学期の再開に向けても日置市の保護者の方からも様々なご意見がありました。コロナ感染が広がる中で、9月1日から通常どおりの授業をしてよいものだろうかという意見もありますし、鹿児島市とか薩摩川内市のように、薩摩川内は9校だったんですけれども、鹿児島市は時差出勤で共働きの世帯から見ると、子どもが家にいるという状況は困りますので、早急に学校、やっぱり通常どおり実施してほしいということで、様々な市民の声があったところでございます。

そういった中で、教育長自身に再度伺いたいと思います。児童、生徒、保護者、教職員、教育長は感染が学校でも拡大されております。2学期、9月1日、通常どおりの授業を本市では選ばれたわけでございます。どんな思いで児童、生徒、教職員、保護者に情報を発信されていたのか、伺います。

**○教育長（奥善一君）**

2学期の学校での教育活動を再開をするに当たっては、私自身も不安と、それから学校を再開して子どもたちの学びの場を保障していかなければならないという責任感、両方がございました。

本市の感染状況から、これは再開をできるというふうに思いましたし、ただ感染対策に

については、非常にこうこれまで以上に最新の注意を払っていかなければならないというような思いで、保護者の皆様方にもご理解とご協力をいただきたい、子どもたちの学びを守るため、そして子どもたち自身を感染から守っていくために、これは欠かせないこととございましたので、2学期がスタートする前にメールで1回、そして始業式の日には1回、私のそういう思いを保護者の方にお伝えをしたところでございます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

新学期に当たりまして、私の子どもも小学校2年生ですので、教育長自身からメールということで、LINEをとおして情報発信を見る機会がございました。今後とも定期的な学校での安全対策についても、教育長自身も十分情報発信をしていただければと思います。

そういった、なるべく、特に新たな形で学校の安全対策については、より一層努められているということは十分認識しております。そういった中で、修学旅行についても9月中に延期になった学校もありますし、10月に、私の子どもも伊集院小学校なんですけど、まだ具体的に実施するかしないかははっきり分かりません。そういった中で、子どもたちもやっぱり学校行事における思い出づくりも大変重要じゃないかと思っております。

そういった中で、今年も子どもたちは学校行事、部活動、感染対策を防ぐための自粛、また対外試合の見直しもされたかと思うかもしれません。各行事、部活動が見直される中でも、子どもたちの思い出づくりは大変重要であります。特に中学校3年生、小学校6年生は最後であります。子どもたちの思い出づくりについては、学校単位となるかもしれませんが、行政としても、今年初めて子ども議会を開催しました。子どもたちも大変よい体験ができたということで、南日本新聞など

でも投稿があったわけでございます。

そういった中で、子どもたちの思い出づくりを教育委員会としてどのように支援していく考えなのか、伺いたいと思います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

市として思い出づくりのための新しいイベントは考えておりません。また、感染症の今後の状況によっては、市が主催するこれからの教育的活動、行事が縮小、または中止せざるを得ない状況も出てくるかもしれません。

議員がおっしゃいますように、学校での教育活動は子どもたちの健全な成長を支えるための貴重な学びの場であるとともに、子どもたち同士、また子どもたちと先生方がいろいろな活動を通して一生の思い出をつくる場だと思っております。

教育委員会としましては、今後も学校、そして家庭、地域と十分連携をしながら、感染症対策をとっていきます。また、併せて子どもたちの命をしっかりと守り切る、そのためにも定期的にまた学校への指導を行い、そして学校の教育活動を止めない学びの場を継続するというを進めていきたいと思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

次、児童、生徒、教職員の簡易PCRについて再度伺います。

このことにつきましては、先般の議会全員協議会でもご説明していただいたんですけれども、これまで何名の児童、生徒の簡易PCR検査を実施されたのか、実施された児童、生徒はこの検査については、その後、医療機関の検査をすることが契約書の中で記載されておりますけれども、その後検査をされた児童、生徒は改めて医療機関で診断されたと考えてよいのか伺いたいと思います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

9月1日以降、学校での簡易PCR検査、これを受けたのは4人です。学校での検体採取の後には、保護者に対して病院を受診するよ

うに校長から伝えてもらっています。この4人で病院を受診をしたのは、その中の一部になります。

#### ○17番（坂口洋之君）

これは、あくまでも医療機関に行くことに対して支持をするという、そういった文言がございますので、また体調が悪くなったら今後とも医療機関に診療していただくことを、しっかり伝えていただきたいと思います。

そういった中で、現在、国が進めております全国の学校に配付される予定の80万個の抗原キット簡易検査については、検査方法については、原則、教職員が対応され、小学校の対象者が4年生以上となります。国が進める検査については、鹿児島県の医師会の見解として、学校内の検査は疑陽性による混乱や県対策主事等に感染を拡大させる危険性があるので、発熱等の場合は医療機関への受診を第一に考え、利用する場合は、学校医と十分、対応を協議していただきたいと思います、県医師会から助言されております。

本市は、国のPCR検査と異なり、唾液のPCR検査でございます。また、市独自で取り組まれております。本市の場合は、全ての児童、生徒が対象となりますが、併せて保護者の許可が実施されます。実施に向けて協力をします日置市医師会、学校医からこの検査に当たり、どのようなご助言をいただいたのか、伺いたいと思います。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

新学期を迎えまして、子どもたちが安心して過ごせる方策を検討する中、国は全ての学校に抗原検査キットを配付するとはしましたが、鼻拭いの検査であり、検体採取の際に感染のリスクがあること、4年生以上という年齢限定であることなどから、現在、空港等で実施している唾液によるPCR検査が簡単に検体採取ができ、リスクの低い方法であると判断

いたしました。

これについては、保健所とも協議を行い、市医師会の理事会のタイミングには間に合いませんでしたが、一部の理事の先生には直接お話しし、ご理解いただいた上で、全ての医療機関に個別に通知はしております。

また、この検査は一時スクリーニングとして実施するため、医療機関で改めて確定診断をする必要があるということについても、了解を得ております。

一部の学校医にもご意見を伺いましたが、その際は発熱時等は病院受診を必ず促すこと等の助言をいただいたところであり、実際に、検査結果をお伝えする際も病院受診の勧奨等を行っているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

今回の検査につきましては、現在、4名の方が検査をされたということ、先ほどご答弁いただいたわけでございますけれども、万が一、検査で陽性が出た場合の対応について、再度伺いたいと思います。感染が発生した場合の児童生徒の人権、いじめの対策はどうか。また、検査に立ち会った教職員は接触者と認定される心配はないのか、本市の考えを伺いたいと思います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校で検体採取するその段階から、子どもたちのプライバシーには最大限の配慮をしながら対応していきます。もし、陽性と診断された場合にも、その子どもさん、そして、家族が決して差別的な扱いを受けないように、正確な情報に基づいた冷静で適切な行動をとることなどを伝えていきたいと思っております。

教職員がPCR検査の対応も含め、学校で感染するリスクはゼロではないと思っております。子どもたちと同じように教職員が検体採取に立ち会う場合も含め、日々、感染防止の徹底に努めていくよう指導していきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

2点目の草刈りを通した地域活性化について、再度、伺いたいと思っております。

高齢化が進む中で、地域の共同作業は年々、過疎地ほど深刻な問題でございます。日置市においては、現時点で高齢化率が80%を超える自治会が2か所、高齢化率が70%を超える自治会が2か所あります。市道維持管理について、各自治会からどのような支援、要望が建設課に出されているのか伺いたいと思います。

○建設課長（田口悦次君）

自治会長よりのお問合せ、お願いになりますが、市道愛護作業を依頼した7月頃、また、草が生い茂るお盆の前の時期に「作業できる人が少なくなってきた」、また「山間部では集落間の作業が難しくなってきた」、などで「道路作業員等で対応できないか」、また「作業距離を縮小してよいか」などが出されております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

各自治会から、この市道愛護作業について様々なご意見もいただいておりますし、これまでも議会の中で一般質問等も出てきたことでございます。

そういった中では、市長もちょうど4か月と経過しておりますけれども、特に中心街から遠距離の自治会ほど、非常に深刻になっております。先ほど申したとおり、80%以上が2つ、70%が2つの自治会でございます。そして、60%を超える自治会が9自治会あるということで、そういった地域の共同作業そのものが年々厳しくなっております。

そういった中で、市長自身がそういった地域を、やはり早いうちから訪問して、対話を進めていただきたいと思います。市道愛護そのものではなくて、いろんな形の、地域で生活される中での不便を感じている、そういっ

た地域の声を、今後、市長として、どう対話を進めていきたい考えなのか、市長自身の考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、特に離れていけばいくほど過疎化が進み、高齢化が進んでいるというふうに考えておる次第でございます。

このコロナの中で、私自身も地域の中に入れていないもどかしさを感じているというのが率直なところでございまして、先ほどのコロナのご質問でもございましたが、今、国も制限緩和を議論としては進めておるようでございます。日置市としても出口戦略を検討していく中で、私がどのタイミングで地域に入っていけるかというところは、検討の中に盛り込んでまいりたいというふうに思っておる次第です。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

市道愛護作業について、再度、伺いたいと思っております。

市長も今現在、前から住んでいました東市来で生活をされてきていとお聞きしておりますけれども。市道の愛護作業に、市長自身、最近参加されたのか伺います。また、参加されてどういったご意見を感じたのか伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

市長就任後は、なかなかスケジュールが合わないことと、このコロナ禍でもあり、市道愛護作業にそもそも参加できておりませんが、就任前には、地域の集落での公園清掃であったり、道路清掃、一緒に入らせていただいたという経験がございます。

その中で感じたのは、やはり自分たちがふだん暮らす地域の清掃をするというのは気持ちのよいものであるという感覚は持ちましたが、一方で、どうしても私も含む20代、30代の若い方々の参加が少ないなというの



は感じたところでございます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

私も伊集院の団地に住んでおりますので、市道愛護作業というのは、正直いって草刈り機で作業する作業ではなくて、鎌とほうきがあれば何とか対応できるような、そういった地域であります。

そういった中で、地域によっては年2回市道愛護作業を実施している自治会もございます。そういった中で、具体的にちょっとお聞きします。

私の団地は、短時間で市道愛護作業が終了しますけれども、5万8,300円の報奨金が支給されます。例えば、市道が整備され、住宅が密集している妙円寺団地、つつじヶ丘団地の報奨金は幾らなのか。また、一方、草刈り機がなければ仕事にならず、作業時間も長時間、木の枝の伐採の必要な、先ほど質問した、扇尾、坊野、平鹿倉、高山地域の各自治会の報償金額は、具体的に幾らなのか伺いたいと思います。

#### ○建設課長（田口悦次君）

令和2年度の報奨費の金額につきましては、妙円寺団地の8自治会で29万2,200円、つつじヶ丘団地の2自治会で7万6,300円、扇尾9万5,400円、坊野8万3,000円、高山16万3,470円となっております。

平鹿倉地区は、先ほども申し上げたように、作業を実施しておりません。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど課長からご答弁いただいたとおり、特に大型団地の場合は、草刈り機を使うこともなく、短時間で終わります。一方、周辺部の過疎化が進む地域は、半日がかり、中には1日がかりで草刈りをしないと終わらない、そういった地域がございます。

そういった中で、報償金額についても、や

っぱり作業内容に応じた形の、また、草刈り機を使えば、いろいろな形で準備もしないといけませんし、油から刃も、だんだん消耗していきますので。そういったことを含みまして、この市道愛護作業の報償金額の在り方について、やっぱり今後、検討をしていくべきじゃないかと思えますけれども。その辺について本市の考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、自治会によって草刈り機、いわゆる刈り払い機を使用する地域、それから使用しないでよい地域というところで、また、場合によってはのり面を抱えているというような形で、自治会によって作業内容に差がある。これはもう承知をしておるところでございます。

現在、一律1メートル13円としておりますこの金額をどのように見直すか、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

過疎地ほど草刈り活動は大変ですので、そういったことを踏まえた形の報奨金の在り方を、今後、しっかりと考えていただきたいと思えます。

喜入の草刈りイベントのことについて、再度、伺っております。

市長もこの民間団体の草刈りの取組について、関りを少し持っていらっしゃるとお聞きしておりますけれども、その状況について伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

喜入の草刈りツーリズムの主催者の方々が、この取組を始めるに当たって助言を求められて、それに向けてアドバイスをさせていただきながら、一時期、取組を後押しをさせていただいていたという経緯がございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

本市もこれと同じような取組は難しいかもしれませんが、こういった取組を、やっぱり、今後、日置市としても広げていく。そういったことが必要でなはないかと思っておりますけれども、そこら辺についての市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

喜入の草刈りツーリズムは、あくまでも市民の皆様、民間の団体の皆様が自ら手を挙げて始めた取組であって、同様のことを行政主導で進めていくということについての難しさは感じておる次第です。

このような取組の普及、情報発信を進めながら、やってみたい、挑戦したいと思っていただける企業、団体、市民の皆様の後押しをしてまいりたいというふうに考えておる次第です。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

最後となります。私も今回、この市道の愛護作業のことにつきましては、インターネットで調べておりました、たまたまYouTubeでこの取組を見る機会がございました。なかなか、町に行けば行くほど、草刈り機そのものを持っていない市民の方も多いのも実情でございます。

そういった中で、今後とも高齢化の中で、草刈り機をもって作業をされる方が減少する、そういったことも想定されますので、若い人も草刈り機を持って、地域の中で活動に参加していただきたい。そういった環境整備を進めたいと願って、したいと思います。

最後に、こういった取組につきまして、地区公民館等を中心に紹介できないでしょうか。そのことをお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

先ほど申し上げましたとおり、取組が行政

主導になってしまうと、この取組、草刈りの可能性を、あくまでもそれをやりたい、そこに意欲を持つ方々の後押しをするということからしますと、地区公民館に、我々行政が配備するというよりは、挑戦したいと思っていただけるような情報発信、これを地区公民館も含めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時10といたします。

午後0時07分休憩

---

午後1時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

まず、8月の大雨により亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

また、8月21日の新聞に掲載されましたが、初の企業避難所設置は、防災、減災、そして、安全・安心な官民連携の事例となりました。

さて、本日、一般質問の大トリを務めます。通告に従い一般質問をいたします。

ゆっくりと簡潔に質問いたしますので、市民の方々が見て、聞いて分かりやすい答弁がいただければと思います。

本市独自の防災・減災の取組について。

浸水想定区域については水防法第15条に、また土砂災害警戒区域については土砂災害防止法第8条に、市長の危険の周知、警戒避難体制等の整備、その他の必要な措置が義務づけられております。

このことについて12項目について質問い

たします。

(1) 災害において、民生委員や自主防災組織、いわゆる自主防災会は、住民避難支援においてそれぞれに地域内でどのような役割なのか。

(2) 要配慮者への危険周知や避難支援等については、誰がどのように対応しているのか。

(3) 自治会未加入者への危険周知や避難支援等については、誰がどのように対応しているのか。

(4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における表示板等設置等はどのような状況か。

(5) 市民の危機意識向上を目的に、まずは河川浸水区域、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、特別警戒区域、レッドゾーンの表示板を設置し、ハザードマップの見える化に取り組まないか。

(6) 8月17日の大雨による避難所開設を早めに行ったが、避難者の人員状況はどうだったのか。また、その状況はどう捉えているのか。

(7) 個々の自己決定力、自発的行動力を高めるためには何が必要と考えるのか。

(8) 現在、避難体制に実用されている雨量計は何か所で、どこに設置されているのか。

(9) 気象観測体制の整備として、局地的豪雨における地域ごとのデータの収集と、きめ細やかな避難体制の充実を図るため、まずは特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域の最も危険な区域から市独自の雨量計の設置に取り組まないか。

(10) 日頃からの防災、減災意識向上を目的に、学校教育並びに社会教育における定期的な生活学習として、親子で学ぶワークショップ形式で家庭用雨量計作りに取り組まないか。

(11) 変化する自然災害、それに伴う法律の改正など、地域防災及び地区防災計画に

基づきしっかりとした避難体制づくり、自主防災組織づくりや個別避難計画の作成などが自治体に求められています。防災、減災及び災害時について、専門的知識を有し緊急時に判断及び意見、助言ができる人が庁舎内にいるのか。

(12) 市民の安全・安心に一步踏み込むために、防災危機管理課を立ち上げるべきであると考えますがどうか。

以上でございます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えします。

質問事項1、本市独自の防災・減災の取組についての、その(1)民生委員や自主防災組織等は地域内でどのような役割なのかという点につき回答します。

民生委員の役割として、平常時においては地域における災害時要援護者の支援ネットワーク構築と協働の促進、要援護者の把握と関係者との分担による支援体制づくり、地域の防災力向上への協力など、発災時においては自身と家族の安全確保を最優先した上で要援護者の安否確認などが挙げられます。

また、自主防災組織の役割として、日置市地域防災計画で自分たちの地域は自分たちで守るという隣保協同の精神と連帯感に基づく、避難誘導、救出、救護等などの活動が挙げられます。

その(2)要配慮者への危険周知や避難支援等につき回答します。

危険周知については、希望する聴覚障がい者に対して避難情報等をファクスで送信しているほか、市民メールでの配信を行っています。

避難支援については、本人の同意が得られた避難行動要支援者名簿を民生委員や自主防災組織など避難支援等関係者と共有し、避難が円滑に進むようにしています。

その（３）自治会未加入者への危険周知や避難支援等について回答します。

市として自治会未加入者に対して特別な対応はしていませんが、防災行政無線、市民メール、ホームページ等により情報発信を行っております。

避難支援については、本年５月に改正されました災害対策基本法により個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされましたので、民生委員やケアマネジャーなどと連携しながら検討してまいりたいと考えております。

その（４）浸水想定区域や土砂災害警戒区域等における表示板設置につき回答します。

法律により、市長は浸水想定区域や土砂災害警戒区域を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付、その他、必要な措置を講じなければならないと定められておりますので、まずはハザードマップを配付してまいりたいと考えております。

その（５）表示板の設置につき回答します。

市民の皆様には危険箇所を認知していただくことは非常に重要なこととあります。表示板の設置も一つの有効な方法と認識しますが、浸水想定区域が広範囲にわたること、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が約１，２００か所に及び、その区域も一定の広がりを持つことから、効果的な設置位置の検討も必要であり現時点ではハザードマップの周知徹底に努めてまいります。

その（６）８月１７日の大雨による避難所開設及び避難所の避難者の人員状況について回答します。

市内２６か所の避難所を開設しましたが、１１か所に避難され２２世帯３１人でありました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況にある中、市の開設する避難所だけでなく親戚、知人宅への避難なども選択されたのではないかと考えています。

その（７）自己決定力、自発的行動力を高めるためには何が必要かとのご質問に回答します。

自らの身の安全は自らが守るという自覚のもとに、住民一人一人が災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要であると考えています。

その（８）雨量計の数と位置につき回答します。

鹿児島県河川砂防情報システムで表示される日置市内の雨量計は６か所で、東市来町湯田の气象台観測所、東市来支所、伊集院町の県日置庁舎、日吉支所、吹上支所、吹上町与倉の藤元地区公民館であります。

その（９）市独自の雨量計の設置につき回答します。

避難等を判断する上で雨量は重要な判断基準の一つであります。そのことから、より多くの雨量計の設置が望まれますが、誤った測定値がもたらす社会的混乱を防ぐため、気象業務法により機器の検定を行い気象観測の品質を担保する必要があります。

また、閲覧についても県河川砂防情報システムなどで一元的に見られるようにする必要がありますので、市独自の取組ではなく関係機関と連携した取組を進めてまいりたいと考えています。

その（１０）につきましては、教育長から回答いたします。

続いて、その（１１）専門的知識を有し緊急時に判断及び意見、助言できる人につき回答します。

災害発生時の危機管理体制や防災対策の強化を図るため、平成３１年度から総務課に危機管理担当の総括監を設置したところであります。

適材の配置や研修等を通じて専門知識をさらに深めることにより市民の安全が確保され

るように努めてまいります。

その（１２）防災危機管理課を立ち上げるべきかとのご質問につき回答します。

本市では、平成３１年度に災害事案等を一元的に総括、調整するために総括監を設置し、総務課を中心とした各課の協力体制により危機事案に対処しております。

今後も、市職員の総力を挙げた連携体制により危機事案に対応していきたいと考えております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、ご提案をいただきました、その（１０）家庭用雨量計作りでございます。

現在、学校や各地域において日曜参観日等に通学路安全マップ作成等や行政出前講座による防災まちづくり講座を実施し、防災意識の向上に努めております。

議員からご提案のあった家庭用雨量計作りは、防災意識を高めるきっかけとなる活動であると考えています。

今後、学校や各中央公民館で実施している親子講座等の中で検討してまいります。

以上でございます。

#### ○６番（佐多申至君）

それでは、１点目の民生委員や自主防災組織等の避難体制について、少々お尋ねいたします。

民生委員には守秘義務があります。自主防災組織長は今の状況でも情報がたくさんほしいはずですが。また必要と考えます。

それぞれの民生委員、自主防災組織長は、それぞれの情報把握の範囲で動けばよろしいと理解してもよろしいのでしょうか。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

災害対策基本法に基づき作成されました避

難行動要支援者名簿は、平時において本人の同意を得た上で民生委員等の避難支援等関係者に提供できることになっております。

自主防災組織も避難支援等の関係者に該当しますので、市から提供する情報を基に支援いただければというふうに考えております。

#### ○６番（佐多申至君）

さきの大雨被害で長崎県の民生委員さんが高齢者の避難対応中に水害に巻き込まれ亡くなるという痛ましい事故がありました。確か、東日本大震災でも５６人の民生委員さんが亡くなっております。

災害発生時の避難行動支援について、改めて民生委員の役割はどうお考えでしょうか。市長。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

災害発生時の民生委員の役割としまして要支援者の安否確認が挙げられますが、これは自身と家族の安全確保を最優先した上でのごことでありまして、避難行動支援については近隣住民等の協力もいただくことになるというふうに考えております。

#### ○６番（佐多申至君）

２点目の要配慮者への避難対応についてもお尋ねします。

災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿作成、私も自治会長を務めていたときには民生委員さんと連携して、一生懸命、名簿を作成した記憶があります。

その記憶はありますが、自治会や自主防災会等でのその名簿作成というのは、現在どのような状況になっているのでしょうか。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

要支援者名簿の作成につきましては、地域防災計画に基づき市が行っておりますが、内

容の変更等につきましては避難支援等関係者である民生委員、自治会長、自主防災組織等のご協力をいただきながら更新に努めているところであります。

**○6番（佐多申至君）**

それでは、民生委員と自主防災組織の情報共有というものは、どの程度、日置市内の178自治会の自治会長は周知されているのでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

本年度は6月に活用の案内を差し上げたところでございます。今年度は65自治会に現時点对応しているところでございます。

**○6番（佐多申至君）**

先日、日置市のホームページをのぞいておりましたら、消防本部のほうからNET119というものが今度の10月から開始されるということで、すばらしいシステムだと改めて思ったところですが、これについてちょっと内容が分かれば、10月開始ですけどご説明をお願いします。

**○消防本部消防長（福山昌己君）**

それでは、NET119緊急通報システムについてご説明いたします。

NET119緊急通報システムというのは、音声による119番通報が困難な聴覚、言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行うようにするシステムでございます。

スマートフォンなどからあらかじめ登録しておいた通報用のウェブサイトアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるのかという判断をするために必要な、まず、火災、救急という部分の区別をしていただき、通報者からの位置情報により即座に消防車、救急車を出動させると同時に詳細な説明を徴取する、そういったシステムになります。

**○6番（佐多申至君）**

すばらしいシステムを10月から始められるということで、このことについては災害時には改めて登録しておれば活用できるものでしょうか。

**○消防本部消防長（福山昌己君）**

先ほどのシステムは、まずページを開くと火災と救急とその他という窓がございまして、そこで、その他の部分から、大雨、台風、もしくは地震等で救助を求める情報を伝えていただければ、その案件に適した消防車両等を出動させることができるということになります。

このことについては、先ほど言われましたとおり10月1日からの運用で、10月の市報のほうに詳細な説明を掲載して市民の皆さんにお知らせいたします。

**○6番（佐多申至君）**

ぜひ、構築していただきたいと思います。

3点目の自治会未加入者についての避難対応について、少々お尋ねします。

これも先ほどと同質問になりますが、自主防災組織また自治会長についてはこの未加入者の情報は入っていないわけですが、情報を把握した範囲で自主防災会長、自治会長も動けばよろしいと理解してよろしいでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

本人の同意がありますれば未加入者においても自治会長に提供することは可能でございますので、その範囲で行動いただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

**○6番（佐多申至君）**

自治会長は情報がないから動かなくてもいいとか、動けないというのが現状でございます。どうかその辺も考慮した上で個別避難計画のほうに反映していただきたいと思っております。

4点目及び5点目の表示板について、少々お尋ねします。

8月25日の新聞において、JRの伊集院駅のピクトグラムが活用された取組が掲載されておりました。見える化の工夫のすばらしい取組だと思います。

防災、減災においても、そのように市民が目について関心を持つような取組をしてはどうでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

新聞に掲載されましたピクトグラムのように、言語に制約されず内容が直感的に伝わることは、防災、減災でも必要な観点だというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

先ほど市長の回答で、表示板の設置については講じなければならないと分かっているけれどもハザードマップを配付してまいりたいと、されるのかされないのかちょっとはつきりと分からないんですが、ハザードマップを配付することは、私は最低限の当然のことだと考えております。

ですから、今回、その一歩進んだことで表示板の設置に取り組まないかということをおっしゃっていただいていることとさせていただきます。その件については市長どうでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

お答えします。

先ほど市長が答弁しましたように、表示板の設置も一つの有効な方法と考えますけれども、浸水想定区域等が広範囲にわたること、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が約1,200か所に及ぶこと、また、その区域の広がりも一定程度広がりを持つことから効果的な設置位置の検討も必要であるというふうに考えておりますので、現時点ではハザードマップの周知徹底に努めまして、その後、

またタイミングを見て考えていきたいというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

後ほど雨量計についても話をするんですが、この日置市の場合は範囲が広いです、山間部も多いです、まずは危険な区域だと思われる地域を選定して、まずそこから始めようという考えはないのでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

雨量計の設置につきましては、本市と隣接市に設置されています雨量計から5km以上離れた地域が東市来の高山地区に存在しているところでございます。

この地区に降った雨が流入する大里川、江口川、野田川の下流域には水位計も設置されておりますので、同地域の雨量計が観測されることで高山地区や下流域の避難判断には寄与するものというふうに考えております。

ですから、最低限その1か所は雨量計も必要だというふうに考えておまして、今後、大里川水系の流域治水協議会というのを、現在、立ち上げておりますので、そちらのほうに設置の提案をしてまいりたいというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

すみません、私が表示板のほうから雨量計の話をしてしまったものですから、そのような回答をいただいたと思うんですが、話が前後してちょっと申し訳ございませんでした。

6点目の避難所への避難状況について進めてまいります。

届出避難所については、現在、何か所あり、今回の大雨で何か所開設されたのか、また、その避難状況はどうだったのかをお知らせください。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

お答えします。

届出避難所の登録は、現在31か所でございます。

今回の大雨で報告をいただいた届出避難所は3か所で、避難者の報告はなかったところでございます。

以上です。

**○6番（佐多申至君）**

今回、高齢者等避難及び避難指示は出たけれども、実際の雨はそんなに自分のところは降っていないのに何で避難しないといけないのかとか、そして実際は避難しなかったという声もありました。

このような現実を市長はどのようにお考えですか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

日置市内も議員がおっしゃいますように広うございまして、雨の降り方も一律ではなく居住地域の環境も様々であることから、なかなか検証していくのは難しいところではありますが、避難行動判定フローを市報等にも掲載しておりますので、それらをご確認いただきまして、自宅がどのような災害のときに避難が必要であるか、かねてから検討していただいているものというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

届出避難所の今現在の説明がありました、もっと増やすべきだと考えますが、この件については、市民の理解度はどうなんでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

自分の住む場所に近いことなどから好評を得ているというふうに考えております。そういう意味では、今後も自治会長や施設管理者のご協力をいただきながら増やしてまいりたいというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

先ほどの市長の回答で、避難所に避難されなかったということで、親戚、知人宅への避難なども選択されたのではないかと考えていますとおっしゃいました。これはどこからの情報でそうおっしゃっているのか定かではないんですが、実際にそういう情報があるのであれば、今後もその辺の情報を掌握して個別避難計画に活かしていくべきと考えますがどうでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

個別に避難された状況を把握することは非常に困難というふうに考えますけれども、できるだけそのような状況の把握に努めて、市民の避難が進むようにしてまいりたいというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

7点目の個々の行動について、少々お尋ねします。

9月1日、防災の日にテレビ番組で京都大学の矢守教授が提唱されたのが、避難スイッチ、いわゆる自分が避難するとする基準判断をあらかじめ決めておくことが大切だと提唱されておりました。

1、情報を利用すること、例えば川であれば水位をチェックしておいて自分が逃げる水位を決めておく、2、体感、身近な田んぼの水が浸かり始めたら逃げる、3、周囲からの声かけ、日頃からこの人に声をかけられたら逃げるとか、そういうのを決めておくでした。

平常時から意識を備えておかなければなりません。市長、個々の意識の向上を図るためには行政が努めるべきことがあると思いますが、個々、いわゆる市民は何を考えどうするべきだとお考えですか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

ご指摘のとおり平時から各自が意識を持つ



ていただくことが非常に重要であるというふうに考えます。

そういった意識を持っていただけるように、今年度、発注するハザードマップについては業者からの提案があったというのを予定しておりまして、先ほどの避難スイッチといったような視点も取り入れながら、見たくなるようなものにしていきたいというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

それでは、8点目、9点目、先ほどちょっと触れましたが雨量計について、少々お尋ねいたします。

正直に言って、現在の雨量計の数で十分だとお考えですか。市長。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、本市の高山地区は隣接の雨量計から5km以上離れている地域が存在します。その雨量計を補足することで大里川、江口川、野田川の下流域の水位計もより生かされるというふうに考えておりますので、その地域には必要ではないかというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

市長の回答で、閲覧についても一元的に見られるようにする必要があり市独自の取組でなく関係機関と連携した取組を進めてまいりたいという回答でございました。

私が今、言いたいのは、データ閲覧をしてもそこに自分が判断できるだけの材料があるのか、そういった山間部はたくさんあります。そこで、私が先ほどから言うようにそういった危険箇所から設置してはどうかと、先ほどから言い続けているわけです。これはもう先ほど回答もいただきましたので、次のほうに進めてまいります。

10点目の雨量計ではございますが、教育

的観点からの質問でございます。

先ほど回答で、教育長のほうから学校や中央公民館で実施している親子講座等の中で検討してまいりますとありました。私は小さいとき、理科の先生だったり技術家庭の先生と雨量計に興味があつて作った記憶があります。親切丁寧に教えていただきました。それをきっかけにいろんな物づくりに興味を抱いたわけですが、学校教育でも、小学校であれば理科学習や生活学習、または防災訓練の屋内実習として、中学校では技術家庭や生活学習等で親子の触れ合いも兼ねて、防災、減災に役立つ雨量計作りに取り組んでほしいと思うのですが、教育長どうでしょうか。

**○教育長（奥 善一君）**

先ほどは親子講座というような答弁をいたしましたけれども、今ご指摘のように学校の授業の中でも教材の内容によって効果的に活用することはできると考えています。

**○6番（佐多申至君）**

今、教育長からできると、可能であるご返答いただきましたが、今後、それは授業として取り組んでいくこともできるということでしょうか、取り組むということでしょうか、どうでしょうか。

**○教育長（奥 善一君）**

学校の教育活動につきましては、学校は年間計画を立てて実施をしておりますので、その計画を立てる中に組み込むことは可能であるというようなことでございます。有効であるとは思っております。

**○6番（佐多申至君）**

教育長においては、この防災、減災については私は授業でも大事だと考えているんですが、その点はどのようにお考えですか。防災、減災については大事だとお考えですけど、それを授業に取り込むことは重要だと考えていますか、どのようにお考えですか。

**○教育長（奥 善一君）**

既に学校におきましては、年間の計画の中でこの防災についても、例えば避難訓練等、学級活動、学校行事の中で取り組んでおりますし、あるいは教材との関連で、今ございました理科学習等で関連して取扱うことも極めて重要だというふうに思っております。

**○6番（佐多申至君）**

教材費はいりません。ペットボトルとおけがあればそれでできます。ですから、そういった簡単な雨量計に取り組まないかという、お金のかかる雨量計ではなく家庭にある物でできると考えております。ぜひ取り組んでください。

11点目の避難計画作成について、少々お尋ねします。

庁舎内での部署替え等もあると思います。その人材は安定した配置が継続できるのでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

人事異動等につきましては、本人の自主申告等も提出をしていただきながら適材適所ということで配置をするわけですが、仮に、今、総括監等につきましてはやっぱり専門的な部署でございますので、これは専門研修を受講していただいて自らもやっぱり率先して防災士等を取得していただいて、みんなを引っ張っていただく、そういう方の配置に努めているところです。

**○6番（佐多申至君）**

今後は個別計画が最重要化されます。平成25年の災害対策基本法の改正により災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。

そして、さらに実効性のあるものとするため、令和3年、今年4月に公布され5月に施行された災害対策基本法の改正によりますと、避難行動要支援者について個別避難計画を作

成することを市町村の努力義務化されました。

個別避難計画について、本市はどう考え、どのように進めていくお考えですか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

ご指摘のとおり法改正により市町村の努力義務とされましたので、ただ、それにつきましては防災担当部署だけではできないというふうに考えておりますので、関係する福祉課、健康保険課、ほかの関係部署を横断的に関わっていただくとともに、地域の社会福祉協議会とかそういった関係団体にもご協力いただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

私の最後のこの12点目にかかってくるわけですが、防災危機管理課の設置について、少々お尋ねします。

災害時には災害対策本部等が即時設置され、市長をはじめ消防関係者など、そして庁舎部課長級の情報収集及び共有、伝達がされ総力で対応されていることは承知しております。また当然の体制かと考えます。

私が考える防災危機管理課とは、災害時の情報収集の整理、市民への情報発信、避難所開設時または以後の対応、そして平常時の避難体制整備づくり、障がい者、介護者ほか配慮者など多様化する個別避難計画の作成のための情報収集と計画書作り、そして各担当課との連携、そのまとめ役など、法律改正に対応しながら日頃から行うべき業務を担当する部署だと私は考えております。

市長、こういった内容は本当に今の体制でできるのでしょうか。

**○企画課長（上村裕文君）**

法改正によりまして避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされております。このように法改正に伴う計画策定などの平常時の業務については、常時配置

している総括監をはじめ防災係が中心となり関係部署と横断的に関わっていくとともに、地域の避難支援等関係者との連携により業務を進めていきたいと考えています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

いよいよ最後になります。今回この防災については連携が大事だということで、それは承知しております。ただ、私はその連携に限度があるのではないかとということでこのような質問をしているわけでございます。

最後に市長にお答え願います。今回の私の質問を踏まえて、防災、減災対策について現在の見解を市長にお尋ねし、市長のお言葉をいただき、私の最後の質問とさせていただきます。

○市長（永山由高君）

議員ご指摘のとおり、日置市においては、今、様々な関係部署の業務、部署横断した対応が必要であるという認識を私も持っております。一方でそのために総括監が日常から各部署と連携して事業に当たっているというふうな認識でおる次第でございます。

防災、減災対策、これは地域防災計画に基づいて土砂災害等の防止対策工事の推進、それから医療、救助、救急など、災害応急対策への備え、それだけではありません、住民の防災活動の促進など災害予防、これを多くの所属が関わって対応していく必要があるというふうを考えております。

そのことから、市役所全体で取り組み市民の安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

10月8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時54分散会



第 4 号 ( 1 0 月 8 日 )



## 議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第50号 日置市地区公民館条例の一部改正について
日程第 2	議案第57号 日置市給水条例の一部改正について
日程第 3	議案第58号 日置市下水道条例の一部改正について
日程第 4	議案第59号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第 5	議案第60号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第61号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第62号 令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第63号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第64号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第65号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第66号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12	認定第 1号 令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第 2号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 3号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 4号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 5号 令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第 6号 令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第 7号 令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第 8号 令和2年度日置市水道事業会計決算認定について
日程第20	認定第 9号 令和2年度日置市下水道事業会計決算認定について
日程第21	陳情第 3号 「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件
日程第22	議案第67号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第8号）
日程第23	意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
日程第24	閉会中の継続審査の申し出について
日程第25	閉会中の継続調査の申し出について
日程第26	所管事務調査結果報告について
日程第27	議員派遣の件について

本会議（10月8日）（金曜）

出席議員 20名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君



社会教育課長 横 枕 広 幸 君  
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第50号日置市地区公民館条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第1、議案第50号日置市地区公民館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

おはようございます。ただいま議題となっております、議案第50号日置市地区公民館条例の一部改正につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月3日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月15日、16日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、地域づくり課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の改正は、地区公民館の施設大規模改修工事がおおむね完了したことと、新型コロナウイルス感染症に伴う地方創生臨時交付金を活用し、6か所の地区公民館に冷暖房設備の取り替えと同時にその他の各地区公民館のエアコン設置状況を点検した結果、条例の冷暖房の使用料設定の部屋の相違があったため、その整合性を図るために改正するものであります。

質疑としては、委員より、部屋の面積等も地区館によって違うと思うが、問題なく市内全地区公民館で統一した料金設定がされていると理解しているのかとの問いに、利用する市民の平等性の観点からと、中央公民館条例

を参考に料金設定を行ったところであると答弁。他にも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第50号日置市地区公民館条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号日置市地区公民館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第57号日置市給水条例の一部改正について

△日程第3 議案第58号日置市下水道条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第2、議案第57号日置市給水条例の一部改正について及び議案第58号日置市下水道条例の一部改正についての2件を一括議

題とします。2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長福元 悟君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（福元 悟君）

おはようございます。それでは、ただいま議題となっております議案第57号日置市給水条例の一部改正について及び議案第58号日置市下水道条例の一部改正についての産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本案は、去る9月3日の本会議におきまして、当委員会に付託され、9月16日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、産業建設部長、上下水道課長等の説明を求め、改正に対する質疑を行いました。その後改めて9月22日に委員会を開催し、条例の附則に規定されている施行期日について、このコロナ感染症拡大による経済的な落ち込みの中、実施できるかどうか慎重に見極めていく必要があることから、参考として関係各課からの令和2年度の課税状況、生活保護申請の状況、生活資金の相談状況、社会保険から国民健康保険加入への状況等についての資料の提出を求め審議を行いました。

課税については、現在の状況を表す数値は、翌年度課税に係ることもあり、的確な判断に至らず、その他の生活面に及ぶ分析では、生活保護申請では、コロナ禍に起因する増加は認められず、福祉面や生活資金面における相談では多少の増加傾向はありましたが、数字的に平年と比較しても大きな変化は見られず、このことを踏まえて、討論、採決に至ったものであります。

まず、議案第57号日置市給水条例の一部改正についてご報告申し上げます。この度の改正は、月額料金の改定を別表により行うもので、口径別基本料金を口径区分ごとに改定するもので、全世帯の95%が利用する13mm口径では600円から800円にする

など、議案提案の際に執行部より説明があった通りでございます。この第1条の改正は、附則で規定するところにより令和4年4月1日から施行されることとしております。第2条の改正では、従量料金を改定するもので、使用水量の10m<sup>3</sup>までは70円から80円に10円引上げるなど、別表で示す区分ごとに引き上げるものでございます。この第2条の改正は、見直しにおける緩和措置として、令和5年4月1日から施行することとした改正案であります。

上下水道課では、今回の改定に至るまで、水道事業運営審議会を3回開催、専門的知見を有する鹿児島県地域振興局保健福祉環境部から1名、学識経験の2名及び水道利用者代表として5名の地域代表者により料金改定に対する審議がなされ、今年2月25日に当時の宮路高光市長に水道料金の在り方について答申が提出をされております。

委員会では、この改正内容と審議会の状況も含めて審議を行いました。

質疑の主なものを申し上げます。委員より、2か年に分けて改正を行うのはいいことであるが、第1条の基本料金を上げた場合、令和2年ベースで幾ら上がるのか。また、第2条を上げた場合、幾ら料金収入が上がるかとの問いに、基本料金で5,800万円から5,900万円、従量料金改定で7,200万円から7,300万円になり、合計で1億3,000万円になる予定である。当局案では1億5,000万円をお願いしたかったが、審議会で決定した。複数のパターンを提示し、様々な形態をシミュレーションしてきた。その中で審議会のほうで決定されたのが今回の改定案であるとの答弁。また、委員より、他の自治体の料金形態はどのようなものかとの問いに、改定を検討しているところはどこも3,000円程度を見込んでいるとの答弁。また、委員より、総務省から料金の基準に対

する方向性が来ているため改定しているのかとの問いに、水道料金については、総務省は明示していない。水道の財政負担が膨らむということで、国が補助金採択要件までは言及しないが、基準を示すということで明示されている。検討当時この数字が出ていなかったもので、今回の改定で2,750円になるが、現在の全国平均料金には下回るとの答弁。

また、委員より、水道審議会の答申による料金改定時期だが、コロナウイルスの状況に鑑み、適切な時期を判断することを求めている。上下水道課としてどのように捉えているのかとの問いに、施行時期については第2回審議会、第3回の審議会で審議がなされた。1月改定が他の団体でもあるのでそちらを提案したが、審議会に提案する中で周知期間を取るよという意見があり、令和4年4月にした経緯がある。今の留保財源の状況や、今後工事が行き詰まる状況があったため、コロナ禍の状況ではあったが審議していただいた。審議会から緩和措置の提案があり、第2回の審議会で2か年の段階的なものにしたとの答弁がありました。

また、関連して委員より、答申は2月に出ている。それ以降蔓延防止などの措置が取られており、この答申が出た時期とは経済状況が変わっているのではないか。福祉関係の貸付金などのその辺の実数を確認した上で、どれくらいの方々が支援を受けているのかなど、時間軸を目安で考えたときに、答申ありきだけではなく、実施時期については適切に判断する必要があるが、今年に入っての経済動向についてどのように考えているのか伺うとの問いに、令和2年4月から審議会を開始し、緊急事態宣言が出た中で審議会でも意見をいただいた。対策として、本市は減免対策を講じたところである。減免は歓迎されるが、料金の値上げで歓迎されることは難しい。コロナ対策として、今回の改定分の請求は来年の

7月からであり、そこを見込んで料金改定をしている。国の臨時交付金等が継続される状況があれば、市長を含めた打ち合わせの中で水道料金の減免などの検討が必要だと思われるとの答弁がありました。

また、4地域の水道状況が逼迫しており、給水車を出して対策を講じている状況があるため、これを上回る抜本的な対策をしていかないといけない。コロナ禍ではあるが財政事情を考慮し、改定についてご理解をいただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、令和2年度、令和3年度の各世帯の所得の状況は把握しづらいかもかもしれないが、検討できない部分もあるかもしれない。改定しないとたち行かなくなるのは理解する。半年、1年ずらしたときにどういう影響を及ぼすのか。その辺のシミュレーションをするべきだと思うがいかがかとの問いに、年々逼迫しており、今年が例年にない留保資金の取り崩しを行っており、現状のまま推移すると令和6年には留保財源がなくなる。ぎりぎりまでそこを引っ張っていいのかということになる。大きな工事が出てきた場合、令和6年度まで持たないため、余裕を持つての改定が必要であるとの答弁。

また、委員より、福祉関係の状況、課税の状況も調査の必要はあるが、財政が持たない状況を市民の方々にも分かっていたかかないといけない。ここがポイントであるのでお知らせ版等で周知していかないといけないと考えるがどうかとの問いに、昨年度から7回に渡り広報紙でも継続して訴えている。審議会には上水道の状況を分かっていた上で、下水の状況も考えていただいている。値上げを打ち出すのは非常に心苦しいが、施設の老朽化により平成28年からどんどん有収率も低下している現状がある。不明水が非常に出てきているため、調査をかけて早めに管を敷設替えして行かないといけない。年間6億

4,000万円投資していかないと追いつかない状況であるが、予算的に難しいので半分以上でも工事をしていかないといけない。どうにか財源確保して早めに解消していきたい。毎年同じ状況を作ると留保資金が尽きるとの答弁がありました。

また、委員より、水源不足で飯牟礼地区もボーリングをしている。その中で水源不足だけでなく、配水池の不足や、新たな家をつくる時に水不足で水圧が少ないと聞いたがどうかとの問いに、この地域は水圧が低いので、ご理解をいただいた上で給水しますと言っている。日吉地域の住吉地域は、一つの水源地を企業が半分の量を使うようになり、末端で標高の高いところは水不足になっている。回復させるために、今年度予算の一部を使って突貫工事を行なっている。1年で捻出できる金額ではないとの答弁。

また、委員より、日吉地域だけではなく、伊集院地域でも新しい家をつくる時に誓約書を提出させていると聞いた。料金値上げは難しい部分ではあるが、料金値上げ等で安定的な供給が一年でも早く解消し、ライフラインとして安定的な供給は料金改定の最前提であると思うが、課題に対する解消の見込みはどのように考えているかとの問いに、優先度をつけて清藤、飯牟礼、日吉地域を留保財源を取り崩すなど予算を捻出して対応している。日吉地域の一部は水がちよろちよろとしか出ない所や、ポリタンクに水を貯めて生活している家が数件ある。一日でも早く解決し、普通の生活ができるよう努めていきたいとの答弁がありました。

そのほかにも質疑が出されましたが質疑を終了し、自由討議を行いました。委員会では、今後の老朽管の取り替え、ポンプの故障をはじめ、清藤工業団地と飯牟礼地区の水源確保、東市来地域では都市計画整備による布設替え増加への対応、日吉地域においては住吉地区

の水圧対策、吹上地域では中央、湯之元地区水源の改善、南部地区の水不足対策など多額の建設改良予算が見込まれている。料金改定はやむを得ないものとするが、公共料金の負担増に対する市民感情は厳しく、また次に予想されるコロナ感染症第6波も取り沙汰されている中、施行期日においては市民に及ぼす影響に更に配慮しながら実施していくべきと意見の集約を行ったところであります。

その後、委員会を再開し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第57号日置市給水条例の一部改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議案第58号日置市下水道条例の一部改正についての審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本案は、去る9月3日の本会議におきまして、当委員会に付託され、9月16日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長、上下水道課長等の説明を求め、改正に対する質疑を行いました。その後、改めて9月22日に委員会を開催し、討論、採決を行いました。

改正内容は、条文中、第7条第2項については、排水設備等の工事検査に係る検査済証の規定を削除し、第16条の表に規定されている使用料の額を改定するものであります。このことは、7月16日の議会全員協議会の場で担当課から料金改定について説明を受け、改定額及び改定の理由について説明もなされましたので、この場での内容は省略しますが、基本料金を300円引き上げて1,300円に、従量料金を汚水量の区分ごとに10円までは5円とし、5円から20円、ランクごとに引き上げるものです。

また、経過として今回の改正案に至るまで、下水道審議会を3回開催、専門的知見を有す

る鹿児島県地域振興局保健福祉環境部から1名、学識経験の2名及び下水道利用者代表4名の地域代表者により料金改定に対する審議がなされ、今年の2月25日に当時の宮路高光市長に水道料金の在り方について答申が提出されております。

質疑の主なものを申し上げます。委員より、公衆浴場は今までは割増をもらっていたのかとの問いに、公衆浴場についてはゆすいんだけであり、10m<sup>3</sup>までが基本料金に含まれていた。公衆浴場についても特別な料金設定になっているが、基本水量を廃止し、一般と同じく従量料金を取るよう改正したとの答弁。

また、委員より、一般会計からの繰入金約2億7,000万円あるが、下水道事業に国の交付税措置は行われていないのかとの問いに、交付税措置としての額ははっきり見えていないが、一般会計に含めて入ってきている。交付税措置として何%という取り決めがある。交付税は総務省の基準で算定しているとの答弁がありました。

また、委員より、下水道は伊集院地域の一部の区域だが、管渠の敷設は終わっているのか。今後は管渠と処理施設の更新や維持管理が膨らんで財政を圧迫していくのかとの問いに、下水道事業を独立採算で実施すると、使用料を6,000円程度に上げないといけない。当初から独立採算で運営することは考えていなかったと思われる。下水道事業を推進するために整備が進んだ。令和2年度から公営企業に移行し、移行した段階で、減価償却費を費用計上する必要が生じた。この費用は管渠や施設の更新期及び長寿命化に充てるため積み立てをなささいとなった。2億7,000万円を繰入金を増やして成り立たせている状況であり、繰入金を減らす目的で値上げをしているのではなく、繰入金をこれ以上増やさないために料金改定が必要である。

今回の改定幅は補助金の採択要件の最低のラインで調整しているとの答弁。

また、関連して委員より、一般会計からの助成がなければ月額6,000円になるということに驚いている。その他の地域の合併浄化槽の負担は幾らになるのかとの問いに、合併浄化槽は新築時においては、平均70万円の負担（5人槽）であります。市からの補助があっても54万円程度の負担がある。維持費は1年間で3万9,930円になり、月で割ると3,327円である。県の環境保全協会に払う費用は4年間で1万4,000円になり、ブローの管理費などもかかる。下水道は使用開始時の受益者負担金と月額2,750円の使用料であるとの答弁がありました。

そのほかにも質疑が出されましたが質疑を終了し、自由討議を行いました。さきの議案第57号と同様、施行期日においては、市民に及ぼす影響に更に配慮しながら検討をし実施していくべきと意見の集約を行ったところであります。その後、委員会を再開し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第58号日置市下水道条例の一部改正については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

言い間違いがあったようです。水道給水場での部分で、今後給水に対する建設改良費のところ6億4,000万円と申し上げたようです。正しくは年間9億4,000万円としていかないと追いつかない状況であるということで、6億4,000万円を9億4,000万円で訂正をお願いいたします。

以上です。

#### ○議長（池満 渉君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第57号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第57号日置市給水条例の一部改正について反対討論を行います。

これまで、10年来水道料金は値上げされなかったわけですが、今詳しく委員長から説明があったように、値上げをせざるを得ないということですが、私はこの値上げを認めることはできません。令和2年度は、コロナ対策として水道使用量の基本料金の免除を実施されました。私はこの点は高く評価しております。人は、水がなければ生きていけません。命の水です。水道料金の値上げでは市民の暮らしが圧迫され、命や健康がおびやかされます。市民の収入は増えていませんし、景気が悪い、何より今コロナ禍のもとで、その対策がまだまだ求められています。市民の暮らしも業者、中小企業などの経営も大変厳しい状況にあります。このようなときに値上げするべきではないと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、中村尉司君の賛成討論の発言を許可します。

○12番（中村尉司君）

ただいま議題となっております、議案第57号日置市給水条例の一部改正については、私は賛成の立場で討論をいたします。

水道事業につきましては、平成22年度以降11年間収支に見合った工事と維持管理、また不足する財源については、一般会計からの繰入れなどにより補うことにより料金を据え置き、現行料金を維持してきております。

しかし、人口減少などによる料金収入の減と、今まで十分な投資がされず、大量に残った耐用年数越え設備の早期更新が課題となり、また国から迫られる大規模災害に備えた早期耐震化など、収入は減る中で、費用は増えるという両面から厳しい事業運営となり、収支ギャップの広がり、執行部における経営努力だけではカバーできない状況となっております。

このような中、委員長報告にもありましたが、地域からは、安全な水に対する多くの課題や要望が出されていますが、財源の確保は見込めないことから、事業が先送りとなっている現状があります。

施設、管路の老朽化、漏水、不明水が増加することによる有収率の現象、喫緊の地域課題を早急に解決するための財源確保、料金改定を先延ばしすることによる更新が停滞及び次期改定幅の増加、今まで先延ばししてきたことで、県内平均を大きく下回っている耐震化への対応、現状が続けば、令和6年度で留保財源が枯渇するなど、切迫するこれらの現状を一日でも早く早期に解決するために、また水道事業については、一般会計に頼ることなく、利用者の皆様から収めていただいた水道料金で運営するという原則に、今回の改定で近づけることもできます。

以上のようなことから、非常に厳しい新型コロナ禍という非常事態ではありますが、将来世代にできるだけ借金のつけを回さないようにするために、今回料金の改定が必要であると判断し、賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決による

行います。本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成多数、したがって、議案第57号日置市給水条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第58号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第58号日置市下水道条例の一部改正について反対討論を行います。下水道料金の値上げは、市民の暮らしを圧迫し、収入が増えない中、負担増では市民を苦しめることになってしまいます。コロナ禍のもと、市民は様々なその影響を受けており、今はその対策が求められています。今、値上げするべきではないと考えます。また、水道料金とともにセットで値上げされることも問題と考えます。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、中村尉司君の賛成討論の発言を許可します。

○12番（中村尉司君）

ただいま議題となっております、議案第58号日置市下水道条例の一部改正については、私は賛成の立場で討論をいたします。

下水道事業につきましては、平成23年度以降10年間、経費節減、一般会計からの繰入れなどにより、料金を据え置き、現行料金を

を維持してきております。

しかし、水道事業と同じく、人口減少などに伴う収益の減少が見込まれると同時に、保有する施設の老朽化に伴う更新費用の増加及び公営企業会計移行による減価償却費の費用化のため、一般会計から繰入れ、収支を維持している現状があります。

しかし、一般会計は下水道区域外の東市来、日吉、吹上地域など、下水道未使用者を含む市税を主な財源としていることから、下水道事業の繰入金依存度増加は、下水道未使用者との公平性、また個人が管理する合併処理浄化槽維持管理費との観点からも問題であります。

また、一般会計からの繰入金増加は、多額の財政支出を必要としている子育て支援や、新型コロナウイルス対策などにも影響し、十分な対策を講じることができないことになるかもしれません。

このように、繰入金に依存する経営状態にある公共下水道ですが、一方では地方財政措置の前提要件であり、令和2年度からの下水道関係補助事業の採択要件でもある経営努力の総務省基準、基準使用料20m<sup>3</sup>当たり、1か月3,000円の受益者負担の条件も満たしていない。繰入金により、安価な使用料設定となっている現状であります。

については、国が示す最低限行うべき経営努力を満たす使用料を設定することで、補助金交付要件を満たし、また繰入金についても現行以上に増やさない財政運営をすることが、下水道区域外市民との均衡も図られることとなります。

水道事業と同じく、審議会で十分な議論を重ね、審議会意見を十分に尊重した改定案でもあります。先ほども申し上げましたが、コロナ禍ということで、非常事態ではありますが、50年、100年先を見据え、子や孫にできるだけ借金の負担がかからぬよう、今回



料金の改定が必要であると判断しますので、賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これから、議案第58号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決による行います。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成多数、したがって、議案第58号日置市下水道条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第5 議案第60号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第61号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第62号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第63号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第64号令和3年度日

置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第10 議案第65号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

△日程第11 議案第66号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（池満 渉君）

日程第4、議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）から、日程第11、議案第66号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

8件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

○予算審査特別委員長（坂口洋之君）

おはようございます。ただいま議題となっております、議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）から議案第66号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの8件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は去る9月3日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、9月15日、16日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行なわれました。その結果を受けて9月30日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い審議しました。

初めに、議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてご報告いたします。

普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、臨時財政対策債の確定、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費など、歳入歳出総額にそれぞれ7億2,586万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ280億

8,821万9,000円とするものであります。

歳入について、主なものは、10款地方特例交付金では373万1,000円の増額、11款地方交付税では普通交付税5億7,031万円の増額、15款国庫支出金では国庫負担金393万9,000円の増額、国庫補助金では、ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金事業費105万円、認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業に伴う2,313万円など3,150万5,000円の増額。

16款県支出金では経済センサス県交付金25万3,000円の減額、中山間地域等直接支払推進事業費県補助金59万1,000円の減額、活動火山周辺地域防災営農対策事業費3,454万3,000円の増額、災害復旧費で11件分の農地農業用施設災害復旧事業費補助金1,089万円の増額。

17款財産収入では土地及び建物売払収入2,000万円の増額、19款繰入金では、財政調整基金繰入金は4億6,067万9,000円の減額、まちづくり応援基金繰入金は日吉学園国旗掲揚台改修工事に伴う171万円の増額、地域づくり推進基金繰入金（民族芸能等伝承活動支援事業）は533万2,000円の減額。介護保険特別会計繰入金は、前年度精算による確定に伴う5,836万4,000円の増額。

20款繰越金では、前年度繰越金2億8,360万2,000円の増額。

22款市債では消防債160万円の減額、臨時財政対策債1億5,000万円の増額、災害発生に係る林業債610万円、農林水産施設災害復旧債530万円が増額補正です。

次に歳出について主なものは、2款総務費の財産管理費の需用費では、施設維持修繕料で、東市来支所浄化槽操作盤取り換えに伴う282万7,000円を増額。積立金では、

減災基金積立金で将来の公債費償還財源への積立3億円、施設整備基金積立金で将来の施設整備への積立3億円を増額補正。情報管理費では、委託料で、九電柱建替えによる光ケーブル移設工事委託料367万8,000円、工事請負費で同じく九電柱建替えによる光ケーブル移設工事費で852万7,000円、備品購入費でWEB会議対応用パソコン購入50台分862万6,000円を増額。地域づくり推進費では、施設維持修繕料で、消防施設点検指摘による誘導灯取り換え費など44万6,000円、工事請負費では、皆田地区公民館屋根防水工事費300万円を増額、戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード事業費として、マイナンバーカードの休日、平日時間外交付窓口開設に伴う時間外勤務手当の補正として289万2,000円、マイナンバーカード申請サポート用タブレット端末機器の賃貸借に伴う85万3,000円を増額計上されております。

3款民生費の老人福祉費の負担金補助及び交付金で認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業に伴う補正で、グループホーム永喜村に773万円、喜楽奈家に1,540万円の増額計上。これは、災害発生時の停電時の電源確保のための自家発電装置の申請であります。

6款農林水産業費の農業振興費で、活動火山周辺地域防災営農対策事業費など、農業費で4,628万6,000円、林業費では県単独補助林道事業の採択見込みによる事業主体への補助金及び工事費など1,056万7,000円が増額、農地費で、東市来諏訪原地区に係る用地調査業務委託料200万円が増額計上されております。

7款商工費の観光費の負担金補助及び交付金において、新型コロナウイルス感染拡大によるイベント補助事業費、また、ひおき時間を楽しもうキャンペーンなど地域経済活動支

援事業費3,094万4,000円を減額計上されております。

10款教育費の学校管理費の小学校維持補修費で、鶴丸小学校の石垣補修修繕に49万5,000円、伊集院北小学校防犯カメラ修繕に32万4,000円、伊集院小学校多目的教室改修工事に131万円、日吉学園国旗掲揚台改修工事に198万円、中学校維持補修費で伊集院北中学校更衣室棟解体工事に165万9,000円を増額。体育施設費の施設維持修繕料では、落雷による小鶴ドームの自動ドア等設備改修に55万8,000円が増額計上されております。

11款災害復旧費の林道災害復旧費として、5月の豪雨災害に伴います林道10件分の施設維持修繕費248万8,000円が増額、農地農業用施設災害復旧費において、用地測量業務委託料200万円と現年度補助災害復旧にかかる工事費請負費11件分の2,480万円が増額補正されております。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。企画課所管分では、九電柱建替えによる光ケーブル移設工事は、太陽光発電所ができることに伴い、電柱を建て替えるとのことであったが、市が負担すべきものなのかとの問いに、光ケーブルを九電柱に添架する際の契約書に基づいて、電柱を移設する場合、添架者である市が負担することになっているとの答弁。

地域づくり課所管分では、委員より、皆田地区公民館の2階は、利用がないのであれば、必要最小限の修繕でいいのではないかと思うが、修繕等を行い、今後も活用してもらうための工事であると理解していいのかとの問いに、工事費は最小限に抑えている。地区公民館は、住民の拠り所として利用しており、これ以上の被害が及ばないようにするためにも、放置しておくわけにはいかないとの答弁。

税務課所管分では、委員より非木造家屋評

価実務研修会の予算が計上されているが、この研修会を受けないと非木造家屋の評価はできないのかとの問いに、ある程度の専門知識が必要な業務であると答弁。

商工観光課所管分では、委員より、美山はバイパスが開通し、美山のまちを素通りしてしまっているという声を聞くが、既存の案内標識の修繕も重要だが、看板の設置場所について、地域住民との協議を検討できないかとの問いに、今回の修繕は既存の看板に対してであるが、今後増設の必要があるときは、地域住民との協議はもちろん、県とも魅力ある観光地づくりとして協力いただいているので、協議していきたいと答弁。

市民生活課所管分では、委員より、戸籍住民基本台帳費で、マイナンバーの交付率は35%であるが、推進前との交付比較はどうかとの問いに、平成28年1月のスタート当初は5,700件、29、30年度は1,000件前後、マイナポイント付与がスタートした令和2年度は7,000件、令和3年度は現在3,000件となっている。今後は申請を待っているのではなく、企業や地域に出向いての交付推進を図っていくことも検討しているとの答弁。

介護保険課所管分では、委員より、地域介護福祉空間事業交付金の補助率はどうなっているかとの問いに、補助率ではなく、上限率が定められている定額補助である。上限額を超えた場合は事業所負担であり、補助金額は施設形態により違うとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管分では、委員より、伊集院北中学校の更衣室解体後はどうなるのか。女性生徒の更衣室は確保できているのかとの問いに、解体後はさら地にして駐車場として使用予定である。また、更衣室は空き教室を有効活用し、生徒が安心して使える状況に仕上げる、新築は考えていないとの答弁。

社会教育課所管分では、委員より、小鶴ドームには、避雷針の設置義務はないのかとの問いに、避雷針は、高さ20m以上の場合には義務があるため、照明施設にはついているが、小鶴ドーム本体には設置義務はないとの答弁。

次に、農林水産課所管分では、委員より、農業振興費の負担金、補助及び交付金の鳥獣被害対策実践事業だが、昨年度と比較すると予算が上がっているのはどのような経緯かとの問いに、この事業については緊急捕獲分であり、別途県を通じて予算がくる。捕獲者が写真を撮って市を通じて県に報告している。これまでは獲った数に対して交付金が十分ではなかった。今年は予算が取れたので追加で計上した。財源は国庫であり、県を通じてくるとの答弁。

建設課所管分では、委員より、毘沙門自然の森公園資料館については館だと思われるが、なぜ道路維持費にて計上されたのか。また施設の活用を考えれば、他の農業用物産館と一緒にして活用策の検討をしたほうがいいのかと思うがどうかとの問いに、平成5年の地滑り復旧により、関連して設置されたものである。それを土木課が引き受けたので、その経緯で日吉支所産業建設課が管理しているとの答弁。

また、関連して委員より、活用の幅広さを考えれば所管を移管したほうがいいのか。また営利目的に使うなら、移管を県から受けるなりして自由に使えたほうがいいのかとの問いに、住吉地区館に資料館の維持管理を委託しているが、管理がなかなかできないということで、管理を兼ねて利用させてもらえないかという申し出の経緯があった。条件に草刈り等の管理もするという事になっている。県からは市に移管してほしいとの話があるが、経費等もあるので断ってきた。大きな修繕は県がしている状況である

との答弁。

9月30日の特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、委員より、民族芸能等伝承補助金は補正後の残額があるが、今後使用されるという見込みで残額があるのか。そのような質疑はされなかったのかとの問いに、質疑の中で、同様の質疑を行ったところ、執行部より、今回は辞退したものを減額補正している。まだ開催の有無を保留している団体もあるので、結果次第で再度減額補正が上程される可能性があるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、質疑を終了し、討論に付しましたところ、委員より、マイナンバー関連予算について、一つの番号によって多くの情報がつながっていて個人情報漏洩のリスクがあるとの反対討論がありました。

また、委員より、マイナンバーについては、国の施策として国が決定し、地方自治体を実施している。今回の補正では、市民の利便性を高めるためにも必要であるとのことでのタブレット導入を含めた予算であるとの賛成討論がありました。

その後採決を行った結果、議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きましては、議案第60号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,462万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億9,813万円とするものであります。歳入の主なものは、7款その他繰越金1億5,468万7,000円は、前年度決算による繰越金確定に伴う補正であります。歳出の主なものは、9款国庫支出金精算返納金163万円の増額計上につきましては、新型コロナウイルス感染症対応分

として、特例措置で行った令和2年度の保険料減免の実績に伴う、災害等臨時特例補助金の精算返納であります。また、県支出金精算返納金2,203万1,000円の増額計上は、前年度の精算返還金の額が確定したことに伴うものであります。

当局の十分な説明で了承し、質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、質疑はなく、採決の結果、議案第60号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きましては、議案第61号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご報告します。

歳入歳出予算の総額は規定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,460万8,000円とするものです。歳出において、1款経営費で管理事業費、プールジェット用循環配管洗浄における手数料等50万2,000円の増額補正、また売店仕入れにおける消耗品費、エアコンの備品等で50万2,000円の減額補正となったために、規定の歳入歳出予算のままとなりました。

質疑として主なものを申し上げます。委員より、プールジェット用循環配管洗浄手数料の計上がなされているが、ゆーぷるのプールについては、昨年度から施設存続問題や近隣の水不足問題等があったが、今後の運営はどの間に、プールについては、水を循環し、オーバーフローし不足した分は温泉水を補填して運営している。お風呂についても温泉水であるが、水風呂は停止して、付近の住民に影響のないよう運営していると答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、質疑

はなく、採決の結果、議案第61号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第62号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ83万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ587万5,000円とするものであります。歳入の主なものは、前年度決算による繰越金確定に伴い、83万5,000円の増額計上であります。歳出の主なものは、給湯管理費の維持管理費で、電気使用料10万円、配管施設修繕料に50万円を増額計上。配管施設の修繕は、今回100tタンクへの立ち上がり部分の送湯管内に詰まりが発見され対応するものであります。その他基金積立金に、繰越金が確定したことに伴い、残りの23万5,000円を基金へ積み立てるものであります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。委員より、送湯管の詰まりは、3、4年で計画的に点検を行っているということだが、前はいつ点検したのか。また、今後の計画はどう考えているのかとの問いに、110mの送湯管は、年に1回、30mから40mごとに点検しており、全体となると3、4年かかる。平成28年に新しいタンクにしてから5年が経過したが、タンクへの立ち上がり部分は、かねて詰まりが見られないため、まだ点検はしていない。5年経過で発見されたのは想定外であった。今後は、通常の送湯管と同様に3年ごとに点検を行うように考えているとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、質疑はなく、採決の結果、議案第62号令和

3年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第63号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,644万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億1,574万8,000円とするものであります。歳入の主なものは、7款介護給付費繰越金は、前年度確定に伴う補正1億6,566万4,000円であります。また、その他、地域支援事業繰越金など、合計1億8,613万2,000円の増額計上であります。歳出の主なものは7款国庫支出金精算返納金3,523万1,000円や県支出精算返納金1,158万8,000円など、介護給付費や地域支援事業の前年度精算に伴う増額計上であります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。委員より、コロナウイルス感染症により、利用者の介護サービス控えはどうかとの問いに、感染症予防の影響からか、訪問介護サービスの利用は伸びているが、通所サービスの利用は減少しているとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、質疑はなく、採決の結果、議案第63号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第64号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ167万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,011万6,000円とするものであります。歳入の

主なものは、滞納繰越分の保険料見込み額変更に伴う90万円の減額補正。また、繰越金で、前年度保険料の収納確定による繰越金確定に伴う77万2,000円の減額計上であります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金167万2,000円の減額計上で、保険料等の見込み額変更に伴う補正であります。

当局の十分な説明で了承し、質疑はなく、質疑を終了。9月30日の特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、質疑はなく、採決の結果、議案第64号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第65号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入、支出では、営業外収益に38万円を追加したことにより、収入総額を9億1,705万2,000円に、一方、支出で営業費用636万1,000円を減額し、支出総額8億6,849万8,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出では、4項で災害復旧に係る工事負担金526万4,000円を追加し、総額を2億1,026万4,000円に、資本的支出においては、職員の人件費9万円と災害復旧に係る修繕費526万4,000円を計上することで、建設改良費に535万4,000円を追加して、6億8,895万3,000円とするものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。委員より、豪雨による災害の内容は何かとの問いに、5月18日、24日、7月15日の落雷による災害が発生し、UPSまで壊れてしまった。久木野原の加圧ポンプ場は電線が断線したため、発電機を持ち込み、加圧ポンプを動かした。また、つつじヶ丘でUPSの

取り替え等が発生した。最近のUPSならば問題はないが、20年以上経っているのもあり落雷に耐えきれず壊れる。井戸のテレメーター装置も被害にあったとの答弁。

また、関連して委員より、落雷の被害は保険が出るのではとの問いに、年数が経っていると保険が対応できない。既に耐用年数が過ぎているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、質疑はなく、採決の結果、議案第65号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出では、支出において166万8,000円を追加し、支出総額5億3,144万2,000円とするものであります。営業費用にかかる職員人件費分131万を追加し、特別損失として受益者負担還付金等35万8,000円を計上したことによるものです。

また、資本的収入及び支出では、支出において68万3,000円を減額し、総額を3億5,389万2,000円とするものであります。支出において、職員人事異動に伴う8万3,000円の減額及び報償費組替えに伴う60万円の減額が主な理由であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。委員より、特別損失の受益者負担金還付は原則できないのではないかと問いに、条例の範囲ではないが、他市町の状況も検討し、本人と協議の上、今回は返納することとした。現地の状況で管渠を引けない土地にもかかわらず、受益者負担金を払っていると苦情があったためであり、県等と協議の結果、次回の

見直しで下水道区域から外していくとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行ったところ質疑はなく、採決の結果、議案第66号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時25分とします。

午前11時15分休憩

午前11時25分開議

○議長（池満 渉君）

これから8件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第59号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）に対する反対討論を行います。

この補正予算には、マイナンバー制度の予算が含まれておりますので、その部分のみに反対をいたします。

このマイナンバー関連の予算は、国からの財源で賄われますし、国策としてのマイナンバー制度でございますので、日置市としても、この事業をやらなきゃいけないということですが、私といたしましては、このことを認めることはできません。マイナンバーという一つの番号で、個人のあらゆる情報が一つにつ

ながら、幾らセキュリティを高めても情報漏洩のリスクは高まります。もし情報が漏れたとしても、誰も責任は取れないと予想されます。そもそもマイナンバー制度は、国民の所得や資産、社会保障の給付の状況を把握し、課税強化や徹底した社会保障給付の抑制を行い、国と大企業の負担を減らしていくことが政府や財界の最大の狙いです。国民に負担増と給付削減を押しつけるマイナンバー制度は、廃止すべきです。私はこのマイナンバー制度は廃止すべきです。私はこのマイナンバー制度そのものに反対であり、この予算を認めることはできませんので反対といたします。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

私は、賛成の立場で討論いたします。

反対の件は、平成19年消えた年金の問題発覚を受け、社会保障を一括管理する方法として、平成25年マイナンバー法が成立し、平成28年1月1日より運用を開始し、日置市の現在の交付率は35%であります。この制度は、行政の効率化や国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤であり、国民の様々な状況を把握しやすくなり、不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめの細かな支援が可能となる国の法律に基づいた制度であります。

今回の予算は、休日、平日、時間外交付窓口開設に伴うものであり、議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、賛成すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決による行います。本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成多数、したがって、議案第59号令和3年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長の報告のとおり決定すること



にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第12 認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第2号令和2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第3号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第4号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第5号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第6号令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第7号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第8号令和2年度日置市水道事業会計決算認定について

△日程第20 認定第9号令和2年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（池満 渉君）

日程第12、認定第1号令和2年度日置市

一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、認定第9号令和2年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

9件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長黒田澄子さん登壇〕

○決算審査特別委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております、認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号令和2年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの9件の決算認定議案について、決算特別委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

この9件の議案は9月3日の本会議に、決算特別委員会に付託され、9月17日、21日、22日に、総務企画分科会、文教厚生分科会、産業建設分科会で、慎重に審査を行い、9月30日の決算特別委員会の中で分科会での報告をして、審議を行いました。

初めに、認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

国は引き続き、経済再生なくして財政健全化なしを基本に、デフレ脱却、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、また、県も一層の高齢化の進行などにより扶助費が引き続き増加する傾向にあり、令和2年度においても行財政改革に取り組むとともに、新しい力強い鹿児島の実現に向けて各種施策を推進しています。

本市としても令和2年度が第2次日置市総合計画の前期基本計画の最終年度に当たることから、基本計画に沿った事業を推進するとともに、新たな日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、令和2年度においても地方創生につながる施策を展開することとし、総合計画に掲げる将来像の実現に向けた取組

を着実に進めることを基本としました。

以上のことを前提として決算特別委員会分科会の審査におきましては、まず、議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたのか、また行財政運営にどのような創意工夫がなされるべきかということも含めて審査を行いました。

歳入総額は、対前年度比73億3,909万5,000円増の380億1,300万5,000円となりました。地方税では、個人住民税が給与所得の増により増加し、軽自動車税が平成28年度からの税率引き上げ及び重課税率の適用により増加した一方で、固定資産税が新型コロナウイルス感染症対策における徴収猶予制度の適用により減少、また法人市民税が標準税率改定による法人税割の減少から、全体としては、対前年度比1,665万5,000円減の48億5,588万9,000円となりました。市税全体で収納率は現年度分98.11%、滞納繰越分26.11%です。寄付金などでは、ふるさと納税に係るウェブサイトによるPR強化や事業者等との連携による特産品の充実を図ったことから、対前年度比4億7,693万4,000円増の13億8,909万円となりました。ただ、依然として、自主財源が27.8%、依存財源が72.2%と自主財源比率の低い財政構造となっております。

歳出は、対前年度比75億5,452万5,000円増の366億7,633万7,000円となり、義務的経費は37.5%で137億5,318万4,000円、投資的経費は19.7%で72億1,488万8,000円。その他経費は42.8%で157億826万5,000円であります。結果、経常収支比率は92.1%で、財政の硬直化が進まないよう努力する必要があります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務分科会の総務課所管では、委員より、見守りカメラは96台が設置されているようだが、令和2年度の照会件数とその効果は。また今後増設の計画はないのかとの問いに、昨年度照会件数は44件で、一定の効果があると認識している。日置警察署とも協議して、民間事業者が設置している防犯カメラ等と連携しながら、96台で市全体の防犯に努めていくので、今のところ増設は考えていないとの答弁。

財政管財課所管では、委員より、東市来支所について、トイレ改修など様々な設備投資がなされているが、現在空きスペースもある中、今後も庁舎の有効活用を前提に投資しているのかとの問いに、本庁と同様、長寿命化を最大限に図っている。個別計画においても重要な施設であり、残さなければならない施設であると考えている。空きスペースの活用については、今のところ具体的方針は出ていないとの答弁。

企画課所管では、委員より、県からの権限移譲について、令和3年3月末現在17法令256事務を行っており、県内で2番目に多いとのことであるが、受入れ事務が自治体によって違うのは強制ではないということか。また現在の人員体制では無理はないのかとの問いに、強制ではない、市民がサービスを受取できるような事務を積極的に受け入れている。また、人員的には無理がないと考えているとの答弁。

地域づくり課所管では、委員より、令和2年度に自治会の統合はあったのか。また今後はどうかとの問いに、平鹿倉地区で3自治会が統合して現在市内176自治会となっている。また統廃合については、自治会は任意団体であるため、自治会が望めば、その意思に基づき進められるべきもので、行政は強制も指導もできない立場である。研修等で育成交付金、統合加算金等の説明は行っている

の答弁。

税務課所管では、委員より、滞納繰越分の徴収率が上がってきているが、何か工夫を行っているのかとの問いに、滞納者との納税相談は、代理人ではなく滞納者本人を呼び出し交渉するようにした。また、滞納者と納付誓約を結ぶ際は、現在の収入状況を的確に把握し、その収入からどれだけ納付できるかを協議し、納税意識を持たせるよう指導している。これらの効果によるものと考えているとの答弁。

商工観光課所管では、委員より、商工業者及び観光業者を含めた市全体の振興において、これまでの市の支援金や給付金、そして補助金などを受けた方々の声なども聞いてそれをフィードバックして次につなげているのかとの問いに、市の支援金や補助金等については、商工会や事業者の方々の意見等も聞いて制度設計や改正の参考にしているとの答弁。

消防本部所管では、委員より、令和2年度の女性吏員採用はなかったが、女性吏員採用については、具体的な動きがあるのかとの問いに、企業説明会において消防ブースの設置や高校にも出向き、女性の応募の広報活動にも力を入れているとの答弁。

総務分科会での自由討議では、コロナ禍において、断念せざるを得ない事業もあったが、できるだけその影響を及ぼさないよう、市民へのサービスに対して、市全体で総力を上げて努め、つつがなくおおむね予算が執行されていたのではと感じるという意見がだされました。

次に、文教厚生分科会の市民生活課所管では、委員より、マイナンバーカードの申請率に比べ交付率が下がっている。その理由と、受取に來られない方への対応はどうしているのかとの問いに、マイナンバーカードの通知書を発送した際、3か月経過しても受け取りに來られない方へは督促を送っており、受け

取りに來られない理由としては、転居や死亡があるが、受取りの取り下げなどはないとの答弁。

また委員より、地区公民館での、住民票などの証明書の発行利用数は少ない。発行サービスをするにあたり、保守点検等経費の支出は出ないのか。今後見直していく必要があるのではないのかとの問いに、各地区公民館へつないだ光ケーブル回線を利用して、住民票の発行が出来るようになっている。取り扱える証明書が多くないことも利用率の少ない理由になると考えるが、市民の需要という観点も含め方向性を整理していく必要があるとの答弁。

福祉課所管では、委員より、ゆすいんの指定管理料の1,400万円の増額の理由は何かとの問いに、令和2年3月に、約750万円の合宿予定がコロナウイルス感染症拡大の影響でキャンセルとなった。その後、令和2年度も継続して赤字が続き、資金経営計画を提出してもらい1,800万円の赤字見込みであった。コロナについては、不可抗力の部分であるため、清算していかなければならないとの答弁。

また、委員より、伊集院小校区の新規放課後児童クラブが1事業所開設したが、状況はどうか、また、妙円寺校区の状況はどうかとの問いに伊集院小校区の新設クラブは若干余裕があるようだ。妙円寺小校区においては、定員を満たしているが、伊集院北や、つつじが丘であれば対応できる。定員の増や、クラブの新規開設の必要性については、今後の状況を見ていきたいとの答弁。

健康保険課所管では、委員より、胃がん検診でバリウム検査後、その日のうちに緊急手術を受けた事例があったが、市へは報告があったのか。また、その際の医療費等はどうなるのかとの問いに、対象者から後日、報告を受け、検査委託機関である県民総合保健セン

ターへ報告し、対象者への対応を行った。今回は事例をすぐに把握できず、一度自己負担で対応されているため、救済機構とも連絡を取り相談し、救済対応していただいた。今後は、事前に周知を図り、そのような場合は速やかに報告いただけるように丁寧な啓発に努めていきたいとの答弁。

教育総務課、学校教育課所管では、委員より、不登校児童生徒が通級する、ふれあい教室が移転したが、移転後の利用状況はどうか。また、施設的环境はどうかとの問いに、令和2年度は27人が通級し、移転後は伊集院地域以外からの通級者も増えている。日吉、吹上方面は公共バス、東市来方面からはJRでの通級もあるが、保護者の送迎が主である。施設的环境は、グループ討議できる広いスペースもあり、恵まれている環境と考えているとの答弁。

また委員より、日吉小学校のプールかさ上げ工事費が2,530万円であったが、水中フロア台などの用具等を使うなど、ほかに検討はしなかったのかとの問いに、公認プールのため水深が深い。また、他の学校と違いステンレス製プールであり、水中用具の使用も検討したが、塗装面に傷がつく恐れがあり、そこからの腐食や漏水等も考えられるため見送ったとの答弁。

社会教育課所管では、委員より伝統芸能活動支援補助金の交付基準は何を基準として交付しているのかとの問いに、伝統芸能活動交付金要綱による、あらかじめ決まっている金額で支給しているとの答弁。

また、委員より、伝統芸能支援は当初は県指定のものであったが、古くなった道具等を購入し、継承しようということで補助していた経緯があると思うが、伝統芸能の定義は何か。また、薩摩日置鉄砲隊は最近始めた事業であるが、伝統芸能であるのか。別枠で整備されて補助もあるが、伝統芸能でも補助金が

支給されているがどう考えるかとの問いに、伝統芸能の明確な定義はないが、地域の中で長年継承されてきた芸能と捉えている。また、新しい芸能も取り入れていかなければならないと考える。薩摩日置鉄砲隊は、歴史的背景もあり、今後長く継承していくという意味で対象としているとの答弁。

文教厚生分科会の自由討議の中で、健康保険課において、令和2年度の事業計画のほかに、予期されなかった、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな業務が加わった形になり、日々多忙な業務に取り組んでいることに敬意を表したい。また、予防接種をはじめ、母子保健事業から特定検診、がん検診など、市民の健康管理の取り組みの成果も感じられた。

もう一点は社会教育課において、懸案事項の中で文化会館や体育施設など老朽化したものが多く、施設改修の必要性についても説明がなされたが、今後の財政状況等を考慮すれば、従来どおりの補助事業や施設運営を継続していくことは難しい時期にきている。また、伝統芸能活動伝承支援事業は、支給団体の見直しや、支給額の再検討が早急に必要であると思われる。

最後にコロナ禍を機にすべての事業を丁寧に見直すことが必要ではないかとの意見が出され、改善に取り組んでいただくことを求めるよう意見集約がなされました。

次に、産業建設分科会の農業委員会所管では、委員より、担い手農家の結婚報奨金について、令和2年度はないが、今後はなくなるのかとの問いに、7年間実績がなかったため、実施していない。補助金要綱は廃止しているとの答弁。

また、委員より、遊休農地等整備事業の年度当初目標と解消面積はどのぐらいかとの問いに、340aの目標であったが、94aの解消であったとの答弁。

農林水産課所管では、委員より、いちご農家のハウス増設があるが、申請段階で収益はどれぐらいの見込みがあるのかとの問いに、平均反収が2 tから3 t強ある。新たなハウスを導入する等の付帯施設の充実で、少なくとも1割から2割は増収すると考えられるとの答弁。

また、委員より農林水産課は数多くの事業がある。この中で事業費の多い少ないにかかわらず、効果があったと思われる事業は何かとの問いに、活動火山周辺地域防災営農対策事業は補助率も高く、農家の経営安定に資する事業であるとの答弁。

また委員より、江口蓬莱館や城の下物産館は民営化として譲渡することになったが、そのほかの物産館の方向性はどうかとの問いに、残りの物産館はチェスト館とかめまる館、ひまわり館などで、チェスト館は民間移管で動いたが、国の補助を使って県が実施し、無償で日置市に譲渡している。その関係もあり、県と協議した中で、億近い返納金が発生することが分かっている。民間移管は厳しいので、条件を変えていこうと考えている。かめまる館とひまわり館は、興味を持っている団体がある。今は地域の方々に管理しているが、生産者の高齢化などで、管理が厳しい状況。山神の郷とひまわり館も含めて公募をかけていくことになるとの答弁。

農地整備課所管では、委員より、多面的機能支払い交付事業の長寿命化の内示率がどんどん減っているが、今後もそのような傾向が続くのかとの問いに、多面的機能支払い交付金事業は全国の取り組み面積が拡大した分、長寿命化で調整しており、今後も続くのではないかと思われる。令和3年度は概算60%前後になる予定であるとの答弁。

また委員より、農地整備課も数多くの事業を実施し、更に災害復旧も加わる。受注する側の業者の声はどのようなものなのかとの問

いに、通常の事業であれば、大丈夫だが、災害が多いと資材の不足や、従業員の確保などの課題について声があるとの答弁。

建設課所管では、委員より、動物の死骸除去の委託だが、処理単価は1回行ったら1時間分で支払っているのか。それとも時間を毎回計っているのかとの問いに、1時間8,503円は鹿児島県と同じ処理単価。業者からの処理にかかった時間で算出しており、クリーンセンターまでの運搬の距離を勘案しているとの答弁。

また、委員より、道整備交付金も路線ごとに要望額を上げているのかとの問いに、路線ごとに要望している。道整備交付金は全体でまとめて交付される。一方、活力創出基盤整備事業は、令和3年度は路線ごとに内示があった。本来の形としては内示の額に沿った執行を考えているが、偏った部分もあるので、県に相談して、流用して執行しやすい形にしたいと思っているとの答弁。

産業建設分科会の中では審査に付された資料で、数字など、十分に確認をしないまま提出された書類が見受けられたので、十分な精査の上、提出していただくよう求めるとのことでありました。

9月30日の特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、東市来支所の空きスペースの活用の計画に対しての質疑はなかったのかとの問いに、東市来支所については機能の移転、集約という受け皿として、必要な施設であるという答弁があった。その後総務企画分科会において、自由討議の中で東市来支所の今後の活用法については、注視していかなければならないという意見であったとの答弁。昨年度、盗伐等の声を聞いたが、森林の伐採等について届出が必要であると思うが、そのような質疑はあったのかとの問いに、そのような質疑はなかったが、昨年度産業建設常任委員会で所管事務調査に

て伐採届の様式を改めさせ、地権者はもとより隣接者、地元の自治会長の同意、印鑑の提出また地権者の電話番号などを申請書に記入するなど、様式変更をさせた経緯があるとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、質疑を終了し、自由討議を行いました。意見もなく、討論に付しましたところ、委員より、自衛官募集、マイナンバー、人権事業費、職員体制等認められない部分があるとの反対討論がありました。

また、ほかの委員より、それぞれ適正に国の事業に沿って執行されているとの賛成討論がありました。その後採決を行った結果、認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

#### ○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

#### ○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ○決算審査特別委員長（黒田澄子さん）

次に、認定第2号令和2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

予算現額64億620万2,000円に対して、支出済額62億5,137万9,000円でありました。主な内容は一般被保険者療養給付費で19万8,091件、37億8,730万2,000円の給付。一般被保険者高額療養費では1万177件、6億4,241万5,000円の支出。保険事業費の特定健康診査等事業費では4,050万9,000円の支出で、集団検診と医療機関での個別検診を実施。特定保健指導は、直営と委託で実施し、

令和2年度における検診受診率は5月末現在で52%であります。また、基金積立金では、国保給付準備積立金として9,138万1,000円を支出し、令和3年5月末現在の基金残高は2億8,959万3,000円です。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。委員より、特定健診は通常では40代からの検診ということもあるが、本市では30代からの検診に取り組んでいた。そこで30代の受診者が見込みより少なかったのをどう考えるかとの問いに、本市では30代から受診可能である。今後さらに受診について積極的に周知していきたいとの答弁。

また委員より、国保税の滞納による短期者証発行世帯404世帯については、コロナウイルス感染症の影響があるのかとの問いに、昨年度の同時期は385世帯であり、国保税は減免措置もあることから、全てがコロナの影響とは限らないとの答弁。

特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、コロナでの減免申請ができることの市民への周知徹底等の質疑や、高すぎる国保保険料について当局はどのような努力をしたのかという質疑を行ったのかとの問いに、そのような質疑は行っていないとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、質疑を終了し、自由討議を行いました。意見もなく、討論に付しましたところ、委員より、一般財源から1億円を繰入れて市民の負担を軽くしていることは評価しているが、高すぎる国保税、資格者証、短期者証の発行は認めるわけにはいかないとの反対との反対討論がありました。

また、委員より、経済的にも厳しい方については、納税相談という形で様々な支援を行っているとの賛成との賛成討論がありました。

その後採決を行った結果、議案第2号令和

2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

予算額1億4,897万3,000円に対して、支出済額1億3,532万5,000円がありました。主な改修等は老朽化による厨房工事を1,244万7,000円で行っており、一般会計からの繰入額は最終的に7,532万円となっております。令和2年度は吹上砂丘荘の50周年の節目の年であったため、様々な企画に取組みました。半面コロナウイルス感染症拡大のキャンセルは約5,360人で大きな影響を受けました。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より、現在も施設の老朽化による雨漏りなどもあるとの説明があったが、在り方検討委員会の答申や前市長が述べたゆーぶる吹上との経営及び施設統合の方針なども含めて、協議は進んでいるのかとの問いに、議会での陳情及び請願等も採択されたことも尊重しながら、今後の動向は市長と協議して進めていくと考えているとの答弁。

また、ほかの委員より、この状況下で支配人の努力と頑張りは切々と伝わってくる。今後の施設の成り行きにおいては、市は施設に携わる方々の意見も聞き、生かせればと考えるがどうかとの問いに、支配人とは日ごろから意見交換はしており、今後の経営方針も声を聞きながら進めていくとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、質疑を終了し、自由討議を行ったところ、このような状況を長期化するわけにはいかない。一般財源からの多額な繰入金も重要視しなければならない。在り方検討委員会の答申や前市長の統合の考え、議会の陳情、請願の採択、前期総務企画常任委員会の所管事務調査の報告など

を引き継いだ内容を執行部は確認し、早急に協議体制を整え進めていくべきであるなどの意見がありました。

特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、砂丘荘在り方検討委員会でも内部に協議会を設置し、方針を決めるという答申が出されていたかと思われるが、協議会の設置についての質疑は行われたのかとの問いに、答申後は内部会議等でゆーぶる機能を砂丘荘に統合し、ゆーぶるのプールと食堂が廃止するという方針が出され、地元説明会等も行ったところ多くの意見があり、その後、市民の方からの署名や、議会に提出された陳情、請願等の結果を踏まえ、この件については、再検討することになった。その後の協議会設置はまだなされていないという回答であったと答弁。

ほかにも質疑がありましたが、質疑を終了し、自由討議を行ったところ、その後にも報告する温泉給湯事業特別会計も含めて、議会として研究する必要があるのではないかという意見等が出されました。その後討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、認定第3号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定は全会一致で原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

次に、認定第4号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

予算額1億1,207万4,000円に対して、支出済額9,841万円でありました。主な改修等は温泉ポンプ等メーター取り付け工事を188万1,000円で行っています。一般会計からの繰入額は最終的に5,101万円となっております。健康交流館も新型コロナウイルス感染症拡大の影響で合宿や大会が開催されず、キャンセルは約3,200人で大きな影響を受けました。

質疑の主なものをご報告いたします。委員



より、地域一帯の水不足から限られた水量での営業に問題はないかとの問いに、お風呂において、水風呂そしてサウナを利用停止している。当初苦情等があったが、現在は落ち着いているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、質疑を終了し、自由討議を行ったところ、国民宿舎同様一般財源からの繰入金もやはり無視できないなどの意見がだされました。また、認定第3号と認定第4号の関連した討議で、地域一帯の水不足などの問題もあるので、早急に経営方針を定め、方向性を示すべきであることも出されました。

特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、質疑はなく、討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果認定第4号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

予算現額582万4,000円に対して、支出済額498万6,000円であります。主な内容は給湯施設の維持管理に係る経費計上であります。なお、令和3年3月末現在の基金残高は272万7,000円となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より、温泉給湯条例の定めにより料金や配湯料を5年ごとに更新することとなっていると思うが、検討しているのかとの問いに、令和元年度に消費税改定があり、料金は見直したが、運営費としての見直しはしていない。改正する場合は、温泉審議会等での協議により改正する形になるとの答弁。

討論、採決に入る前に自由討議を行い、温泉給湯事業特別会計は、和解に沿った事業で

あると理解しているが、事業開始から50年を経過し、今後配湯管敷設替え等の工事に2億円から3億円もの膨大な予算が見込まれている。当時と社会環境や経済状況等が大幅に変化していることを踏まえ、早急に問題解決に取り組むべきである。また、吹上砂丘荘と温泉給湯事業特別会計は別々に対応するのではなく、議会でも今後の在り方について協議検討の必要があるのではないかとの意見が出されました。

特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、今後の配湯管における計画、もしくは、そういった、今後の補修、配湯管についてのいろんな議論はなかったのかとの問いに、これからの配湯管の敷設替え工事の見直しについては具体的な質疑はなかったとの答弁。討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果認定第5号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

予算現額60億975万2,000円に対して、支出済額55億9,123万3,000円であります。また、基金積立金では、介護給付費準備積立金として、8,826万9,000円を支出し、令和3年3月現在の基金残高は3億1,036万3,000円となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より権利擁護事業について、高齢者虐待14件とあるが、解決しているのかとの問いに、高齢者虐待14件の相談中10件が解決している。すでに分離状態が2件、相談後に分離が5件、非分離が3件であるとの答弁。

また委員より、死に至るようなケースはなかったかとの問いに、そのようなケースはな

かった。虐待内容は、家族の方の精神疾患や介護されている方の介護負担、知識の不十分によるものなどが主な理由であるとの答弁。

討論、採決に入る前に自由討議を行い、介護保険特別会計については、介護サービスの基本である在宅サービスの比率も高い。また、介護予防事業等の成果もあり、1号保険者数に対する介護認定者数も年々減少傾向にあることから、県内の市町村と比較しても評価できるとの意見がありました。

特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、コロナでの減免申請ができることの市民への周知徹底等の質疑を行ったのかとの問いに、そのような質問は行っていないとの答弁。

質疑を終了し、自由討議を行いました。意見もなく、討論に付しましたところ、委員より、本市における介護予防の取組や認知症予防、家族支援の対策は高く評価するが、施行20年の介護保険制度は、見直されるたびに改悪され、保険料や利用料の負担は増え、また、介護度の軽い人たちが受けるサービスを外すなどますます利用しにくくなったため反対であるとの反対討論がありました。

また委員より、介護保険法に基づく制度については、市の権限の中で、どうこう言える範囲にないので、ここについては法に基づいて対応していく必要があるのではないかと考える。総体的な評価をすれば、やはり県内の中でも日置市の介護保険特別会計事業は評価できるのではないかと認識するので賛成。との賛成討論がありました。

その後、採決を行った結果、認定第6号令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

予算現額7億6,565万4,000円に対して、支出済額7億6,088万6,000円でありました。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より、滞納繰越分の収納状況が昨年より下回っている。その要因は何かとの問いに、前年度の所得により、支払いが困難な状況がある。基本的には、年金による支払であるが、前年度からの滞納分があり、支払いが難しい方もいるためである。世帯収入により軽減措置があるため、それぞれ個人ごとに算定し対応しているとの答弁。

また、委員より分納相談の状況はどうかとの問いに、制約内容は月額払いや、年金支給月による納付誓約がほとんどであるとの答弁。

特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、後期高齢者には短期保険証はどの程度発行されているのか。との質問があったのか、また、コロナの影響については、どのような質問がなされたのかとの問いに、そのような質疑は行わなかったとの答弁。

質疑を終了し、自由討議を行いました。意見もなく、討論に付しましたところ、75歳以上の高齢者を家族からも切離し、別枠の保険制度にしたことは、ほかの国には例もなく、差別としか言いようがないため反対との反対討論がありました。

またほかの委員より、後期高齢者医療制度は、高齢化社会を見据えた医療制度である。本市においても各地域へ出向き、健康指導を行い、疾病予防、重症化、予防に取り組んでいることである。それと、低所得者に対する軽減措置も行われており、十分評価できると認識しているため賛成との賛成討論がありました。

その後、採決を行った結果、認定第7号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案の

とおりに認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号令和2年度日置市水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

収益的収入は、事業収益及び支出において、予算額8億6,311万6,000円に対し8億8,288万1,090円の決算額であります。支出は水道事業費用に係る予算額8億5,392万6,000円に対し、決算額7億8,326万9,158円の決算額であります。令和2年度の給水人口は4万5,355人で、前年度比215人減、普及率においては95.9%であります。有収率は前年度比1.3ポイントの減で漏水をはじめ設備の老朽化等により利益率が低くなっております。

また、昨年度は新型コロナウイルス対策として、4か月分の水道基本料金の免除を実施したことにより、営業収益と営業外収益の関係で6,546万7,600円が調整された決算額となっております。

次に資本的収入及び支出の部では、資本的収入で、予算額3億5,971万8,000円に対して、決算額3億2,592万8,838円となっております。支出においては、資本的支出に係る予算額8億5,436万9,000円に対して、決算額6億2,376万4,236円、翌年度繰越額1億8,543万7,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,425万9,398円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額425万9,398円と過年度分損益勘定留保資金は3億2,000万円で補填されております。なお、水道事業は、人口減少に加えて、管路・設備の老朽化、節水型家庭用機器の普及により、ますます経営環境が厳しくなっている中、設備の更新に努めなければなりません。更に、麦生田地区水道未普及地域の解消事業をはじめ、皆田地区配水池築造事業、その他水源地取水ポンプの取り替え、電気設備改修工事等大規模事業が続くため、経営面

に大きな支障が出てきていると付け加えておきます。

質疑の主な内容についてご報告いたします。委員より、企業債の残高が10億円だが、今後の見込みはとの問いに、最近では麦生田地区の整備にかかる企業債7,860万円を借り入れた。前年度の借り入れはなかった。今後は麦生田地区の継続とそのほか懸案となる事業が多いので、毎年同じぐらいの額を借りないといけない。令和3年度も企業債の申込みをしているとの答弁。

特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、日置市全体で漏水について全体的に何%の漏水があったかという質疑はなかったのかとの問いに、執行部の説明の中で、有収率が78.5%ということであったので、それ以外を漏水ととらえているとの答弁。

そのほかにも、質疑がありましたが、質疑を終了し、討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果、認定第8号令和2年度日置市水道事業会計決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第9号令和2年度日置市下水道事業会計決算認定についてご報告します。

まず、収益的収入及び支出において、下水事業収益で予算額8億4,255万4,000円の予算額に対して、8億5,191万2,154円の決算額となっております。支出については、下水道事業に係る予算額6億7,751万7,000円に対し、決算額6億3,489万9,080円で、1,496万5,000円が翌年度繰越額となっております。資本的収入及び支出では資本的収入で、予算額1億7,133万9,000円に対して、1億7,055万5,470円となっております。資本的支出に係る予算額3億7,915万円、決算額3億6,930万6,330円となって

おります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,875万860円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額508万7,581円、当年度分損益勘定留保資金1億4,958万2,945円及び引継金4,408万334円で補填された決算になっています。

質疑の主な内容についてご報告します。委員より、起債の関係で、平成3年の起債が一番古いと思うが、借り換え対処はなかったのかとの問いに、借り換えについては、ここ数年行っていない。借り換えができるものについては、今後しっかりと借り換えの優位性を見ながら進めていきたいとの答弁。

そのほかにも、質疑がありましたが、質疑を終了し、討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果認定第9号令和2年度日置市下水道事業会計決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終了しますが、全体を総括した自由討議で、特に温泉給湯事業や吹上砂丘荘等、議会の提言等もなされた経緯があり、今後さらに財政が厳しくなってくるので、庁舎内でも方向性を早急に示すべきであるという意見がありましたので申し添えておきます。

以上で終わります。

○議長（池満 渉君）

これから、9件の認定報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

日置市の令和2年度の決算が、市民の命と暮らしを何よりも大切にし、平和なこの町で安心して暮らしたいという市民の願いに応えるものだったかどうか、またお金の集め方や使い方などに問題がなかったか、有効に使われたかどうか、無駄はなかったかなど、市民の立場で考え、わたしなりの視点でもって考えたときに、幾つか問題だと思える点などを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

その前に、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れ1億円は高く評価をいたします。また、令和2年度はコロナ対策として、様々な支援が行われたことを、まず評価しておきたいと思います。

それではまず1点目、令和2年度も日置市で自衛官募集事務が行われました。来春、高校を卒業する予定者などを抽出した名簿を作成し防衛省に提供しました。本来、個人情報の取り扱いは本人同意が原則です。本人や保護者の同意もなしに名簿が提供されるなど、あってはならないと私は考えます。認めることはできません。

次に、マイナンバーカード関連についてですが、マイナンバー制度そのものが問題であり、令和2年度もこの事業が日置市において継続されましたが、私はそのことを認めるわけにはいかないのです。国策として推進されて、財源も全て国からのもので賄われておりますが、国民が望んでできたものではありません。国民のあらゆる情報を国がつかみ、管理し、統制するという狙いがあります。一つの番号であらゆる情報がつながり、幾らセキュリティを高めても、情報漏れのリスクが高まります。もし情報漏れでも誰も責任を取れません。国民に負担増と給付削減を押しつけるマイナンバー制度は廃止すべきですが、

結果としてこの国の悪政をそのまま市民に押しつけたと言わざるを得ません。この点も決算に反対する理由の一つとして上げておきたいと思います。

次に、市民生活課の人権事業費の中で、人権啓発事業費として令和2年度は15万6,000円の支出があります。例年よりは減額されているようですが、これは部落解放同盟という特定の団体へのもので、どうしてこの団体にだけ、人権事業が必要なのか理解できません。国においても、既に同和対策事業は終了しておりますし、逆差別だというべき問題だと申し上げておきます。税金の使い道としてはふさわしくありません。

次に、市役所で働く人たちの雇用の問題ですが、会計年度任用職員という非正規のほうが多くなっているのは、あるべき姿ではありません。55%が会計年度任用職員で非正規です。45%が正職員という現状は異常です。市役所は市内の職場のお手本になってほしいという市民の声があります。また、市民から見れば皆同じ市役所の職員です。誰が正職員か会計年度任用職員かなんて分かりません。同じように同じところで仕事しています。同一労働、同一賃金という言葉もありますように、格差はなくしていかなければなりません。市役所で働く人たちは、きちんと身分が保障され、安定した収入で、安心して働くことができなければ、真の意味で住民福祉の向上に結びつくことはできません。今のような状況のもとでは、正職員の労働条件の改善も進まないと思います。もっと悪い条件で働いている人たちがいるから我慢しろとなります。不安定な非正規という働き方をなくし、正職員が当たり前の日置市になるよう、今後努力されることを新市長に期待しております。

次に、東市来ドーム建設につきましては、日置市にこれ以上体育施設が必要かどうか、

議会も二分されました。建設の推進、また中止、見直しなど、両方の立場から市民の陳情も出されました。私は今、コロナ収束のための対策に全力で取り組むべきで、箱ものなどつくっている場合ではありませんと反対をいたしましたので、このことも決算に反対の理由の一つとして申し上げておきます。

6番目に最後に教育費の中の就学援助制度については、入学準備金が入学に間に合うように改善された点は評価しますが、小学校で388人の申請がありましたが、援助を受けられたのは278人、中学校で240人が申請しましたが、受けられたのは189人でした。学校のほうでも皆さん申請してくださいと制度の周知や申請も全員に呼びかけてくださっているようで、この点は高く評価をします。我が国の憲法には、義務教育は無償とすると明記され、教育を受ける権利は誰もが平等とうたわれていますので、教育費の負担が大変だからと申請されたわけですから、できるだけ皆さん申請した人全員が就学援助が受けられるように、所得の基準の見直しなどが必要だと考えます。これは、きちんと国がやるべきことですが、市の教育委員会としても国や県にも働きかけていただきたい、一緒に声を上げて将来を担う子どもたちのために父母負担を軽減するために、国政を動かしていきたいというふうには私は考えます。

以上、幾つかの点について申し上げましたが、令和2年度はコロナ禍のもとで、市民の命や暮らし、営業などがおびやかされました。みんながいろんな影響を受けました。自粛と保障はセットでと言われながら、なかなか厳しい、難しい状況が続きました。やむなく店を閉めなければならなかった方もおられました。今何よりも命が大切にされる政治が求められています。貧困と格差を是正し、ジェンダー平等、地球環境を守る持続可能な社会への転換が急がれます。そのためには、大企業

中心、アメリカ言いなりの今の国の悪政を転換しなければなりません。このことを最後に申し上げ、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

私は、認定第1号一般会計決算を総括し、賛成の立場で討論いたします。

ただいまの反対の理由の事業は、日置市就学援助支給要綱、日置市職員定数条例、日置市人権啓発研修事業補助金交付要綱、マイナンバー法に基づくマイナンバー制度、また自衛官募集は、自衛隊法第97条、市町村長は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとあり、国の業務であり、個人情報法の取り扱いに問題はないものと認識します。

このように、国の法律に基づく事業実施や日置市条例、要綱に基づいた事業実施であり、予算執行による事業の実績や成果は評価できるものであります。よって、認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定は、認定すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成多数、したがって、認定第1号令和2年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、認定第2号令和2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

まず、一般会計からの1億円の繰入れは高く評価をいたします。しかし、高過ぎる国保税は引き下げが必要です。国民健康保険制度は、国の財政支援がなければ成り立たない制度ですが、国が国の負担を減らし続けてきたために、住民が払いたくても払えないほどの高過ぎる国保税となっているわけです。国の負担を増やすように全国知事会や市長会も求めています。国庫負担引き上げが必要です。払いたくても払えず滞納した人へは、制裁として当たり前の保険証が発行されていないのは問題です。まずは医療を受ける権利を保障することが大切です。コロナ対策としても、全員に当たり前の保険証を発行すべきです。熱が出たり、気分の悪いときなど、すぐに病院にかけ込めるようにしなければいけません。令和2年度は資格証明書のが発行13人、短期証は404件で593人、こんなにたくさんの方が困っているんです。減免申請は385世帯でした。市民の命や健康を守るための国民健康保険が高過ぎる国保税のために市民を苦しめています。国保は相互扶助ではなく社会保障です。コロナ禍のもとで何よりも命が大切にされる政治が求められています。まずは医療を受ける権利を保障し、滞納の間

題とは区別して考えるよう提案しておきたい  
と思います。私はこの決算をこのまま認める  
ことはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可  
します。

○17番（坂口洋之君）

ただいま議題となっています認定第2号令  
和2年度日置市国民健康保険特別会計につい  
て、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、私たち市民が必要な  
医療を受けることができるよう、市民が支え  
る公的医療制度であります。対象者は高齢者  
や自営業、無職の被保険者に支えられ、保険  
料収入は少なく、法的な支援なくして維持で  
きない状況にあります。令和2年度において  
も1億円が一般会計から繰入れ、維持されて  
おります。令和2年度においては、新型コロ  
ナの中で、家計収入が減少された市民もいる  
現状がありましたが、国民健康保険税の減免、  
猶予制度の周知、啓発等に積極的に取り組ま  
れたことを評価したいと思います。

一方で、日置市の国保の被保険者1人当  
たりの医療費については、令和3年度5月末時  
点で令和元年度においては49万5,171人  
と、平成30年度と比較して5.6%、金額  
で2万6,364円と増加しています。令和  
2年度についての1人当たりの医療費も、今  
後公表されますが、今後も延びが想定されま  
す。また、令和2年度の特健診の受診率が  
今年5月末時点で52%、健診後の特健診  
指導率が21.5%と受診率が昨年と同時期  
に比べて、約10%減少しております。

また、各がん検針の受診率、糖尿病や脳卒  
中の重症化、医療費適正化の訪問指導が例年  
に比べて事業実施しにくい環境でありました  
が、健康保険課として、医療費適正化に昨年  
度も努めていることを評価したいと思います。

今後も適正な日置市の国民健康保険特別会計  
の負担と給付の維持に努めていただくことを  
期待し、令和2年度日置市国民健康保険特別  
会計歳入歳出の決算認定について賛成といた  
します。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。この  
採決は起立採決に代わり、電子表決により行  
います。本案について、委員長長の報告のと  
おり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、  
反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定しま  
す。賛成多数、したがって、認定第2号令和  
2年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出  
決算認定については、委員長長の報告のと  
おり認定することに決定しました。

これから、認定第3号について討論を行  
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。本案  
に対する委員長長の報告は認定であります。認  
定第3号は委員長長の報告のとおり決定する  
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第  
3号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計  
歳入歳出決算認定については、委員長長の報告

のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第6号令和2年度日置市介護保険特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

まず、今期の介護保険料は値上げせず据え置かれた点については、当局の努力を高く評価したいと思います。

しかし、施行20年のこれまで、見直されるたびに解約され続けて負担は重くサービスは利用しにくくされてきました。保険料基準額は、制度開始時は3,000円だったものが、今では6,100円と倍になっています。本市における介護予防の取組や認知症予防、家族支援の対策など、成果も現れておりますし、高く評価をいたします。特に令和2年度は、コロナ禍のもとで介護を担う体制にも多くの苦労があり、事業所などからも相談が多く寄せられ、公共の役割が求められたと思います。令和2年度は、低所得者の負担軽減として、市民税非課税世帯に対する負担軽減が実施された点は評価しますが、一方で、施設などに入所する低所得者の食費や住居費などの負担増で、施設の利用が低所得者は、ますます困難になりました。令和2年度の決算が総体的に見て介護する人、される人が、安心できる介護保険制度となっているか、介護の必要な人が必要な介護をお金の心配なく、安心して受けられる介護保険となっているかという視点で見たときに、制度そのものの問題点として、保険料や利用料の負担が重過ぎると言わなければなりません。その点を認めるわけにはいきません。国が国の責任で介護の財源をしっかりと確保するべきだと申し上げ、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、漆島政人君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

ただいま議題となっています認定第6号について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度の介護保険事業は、皆様もご承知のとおり今まで経験したことのない新型コロナウイルス感染症がまん延する中での事業



運営となりましたけど、大きな問題もなく当初の計画どおり予算執行がなされていました。このことにつきましては、介護保険課と介護サービスを提供している事業所など、関係機関との間で日ごろから培われている緻密な連携や信頼関係の成果だと認識しています。

また、介護サービスの基本である在宅介護サービスの割合も、約6割で推移しており、このことにつきましても、在宅介護サービスを支援する様々な取組事業の成果ではないかと認識しているところです。

また、1号被保険者数が増えている中で、要介護認定者数は減少しています。このことにつきましても、健康保険課が取り組んでいる市民の健康づくりに関する事業と介護保険課が取り組んでいる介護予防事業等が、うまく連携し合っている効果の表れではないかと認識しているところです。

そのほか、介護保険料の基準額も県や県内19市の平均値より、安く設定されている中で、令和2年度末の介護給付費準備基金残高は、令和元年度末と比較して、約1億円増えており、健全な財政運営がなされていると評価しています。なお、先ほど反対討論の中で介護保険料基準額がどうしても高くなっているというお話もありました。このことにつきましても、先ほど申し上げましたけど、日置市のこの基準額は、県内の中でも安いほうに設定されています。

また、介護保険料の基準額につきましては、市民が利用する介護サービスの利用料に対して算出されますので、行政の責任を問うということはいかなものかと考えます。

また、もう一つは、どうしても介護サービスを受ける段階で自己負担が大きいのしかかっているというお話もありましたけど、そういった趣旨のお話もありましたけど、このことにつきましても、介護サービスに関する自己負担額は介護保険法に基づき、国が定める

基準で、細かなところまで取り決めがなされていますので、自治体レベルでの裁量でどうできる範囲ではないのではないかと、そう認識するところです。

以上の理由をもって、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成多数、したがって、認定第6号令和2年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第7号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第7号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

2020年度から、大幅に保険料が引き上げられて、年金からの天引きで、暮らしはますます厳しくなりました。コロナ禍のもと、高齢者は特に感染の不安は大きく、重症化のリスクも高いのです。今こそ、何よりも命が

大切にされる政治が求められておりますが、そうっていないと言わざるを得ません。75歳以上の高齢者を家族からも切り離し、別枠の保険制度にしたことは、ほかの国には例はなく、差別としか言いようがありません。

この後期高齢者医療制度ができて14年たちましたが、これまで5回も保険料改定が行われ、そのたびに保険料が引き上げられました。受取る年金は削られる一方です。このままでは暮らしていけないと切実な声が寄せられています。それなのに、さらに来年の10月からは、医療費窓口2割負担に引き上げが予定されています。何と冷たい政治でしょうか。幾つになっても安心して医療が受けられる高齢者医療の在り方について、抜本的な見直しを国に求めることを最後に申し上げて、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

ただいま議題であります、認定第7号令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

この制度は、昭和48年老人医療費を無料化しましたが、国民健康保険の財源が厳しくなり、昭和58年老人保険制度が始まりました。その後、長寿化が進み、若い世代の老人保険制度への支払いが増える中で、仕組みの見直しがなされ、平成20年後期高齢者医療制度がスタートし、税金が5割、若い世代が4割、高齢者保険が1割の負担でありました。

また、平成30年8月より、70歳以上の年収が約370万円以上は3割負担、370万円以下の70歳から74歳は2割負担、75歳以上で年収370万円以下と住民税非課税対象者は1割の負担となっています。この制度は、国の法律に基づいた事業であり、鹿児島県後期高齢者医療連合として、まさに

国、県、自治体と一体となり実施している保険制度であり、年金生活者や住民非課税対象者等を見据えた事業でもあると考えます。事業執行による実績や成果や評価できるものであり、よって、認定第7号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出認定については、認定すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成多数、したがって、認定第7号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第8号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第8号令和2年度日置市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第9号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第9号令和2年度日置市下水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第21 陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件

○議長（池満 渉君）

日程第21、陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告

を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題になっております、陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める陳情書につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、川内原発20年延長を考える会日置市日吉町日置の黒岩廣樹氏より提出され、去る9月3日の本会議において本委員会に付託され、9月16日に委員全員出席のもと、委員会を開催し、自由討議を経て、討論、採決を行いました。

陳情項目の内容は、1、貴議会で、川内原発の20年運転延長に伴う課題の調査・研究を早急に開始し、議会での議論および市民への情報提供に取り組むこと。

今回、総務企画常任委員会では、16日の委員会審査前の9月10日に、委員全員の出席のもと、当陳情の内容趣旨の共通理解と審査内容の確認を目的に、これまでの同種陳情の検討を参考に、委員間で意見交換等や今後の審査の進め方など事前協議を行ないました。結果、16日の委員会審査は、自由討議を行い、委員の方々からの意見を出していただき、内容を取りまとめた上で、討論、採決といった進め方で決まりました。

自由討議では、まず各委員のご意見を聞きました。20年延長は個人的には反対であるが、課題の調査と研究という部分については、原発については、各議員それぞれ関心を持って学んでいるが、専門的部分については無理がある。そもそも原発反対の立場でもあり、耐用年数40年が過ぎ、特別調査が行われ、その結果でさらに20年延長することができず。九州電力まかせではなく、危機感を持って議会として調査研究を行うべきである。

また、市民への情報提供に取り組むということに関しては、県が原子力だよりを発行しており、それ以上のことは公表もされていないし、市議会と市議会議員では正確な情報提供はできないのではないかと。

また研究、調査は原子力規制委員会なる専門チームが行っている。我々は素人なので、それを見守るしかないのでは。

また、議会として採択した際は、陳情についてそれをどう実現できるのかということを考えてときに、なかなか具体的にも範囲が及ばないところもあるなど意見が出ました。

また、議会全会一致で提出した決議内容についての確認も行い、我が日置市議会は、東日本大震災による福島原発の事故を機に、平成23年6月28日に市民の生命と財産を守るため、国や県、九州電力に対して、川内原子力発電所に関する緊急決議を提出していることも改めて再確認しました。

自由討議後、討論に付しましたところ、不採択の立場で申し上げます。平成23年6月に安全基準の見直しや安全審査、管理の確立、防災対策、指針の検証、見直し、住民への情報発信、3号機増設は認めない、原子力発電への依存の段階的縮減及び新エネルギー政策推進などの決議を行った。当市議会は、その決議理念のもと、原発問題については現在進行形である。また議員個々は、さらに様々な分野における視点からの専門的論者の考え方を学び研鑽している。議論することは当然ことであり、市民への情報は、その見識内で共有できている。陳情としては不採択であると反対討論があり、また内容の趣旨は十分理解できるし、九州電力が特別点検の検討に入ったということは、どんな点検を行うのか、素朴な疑問として思う。そのことは議員として研究していくべきだと思うので採択すべきであるとの賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、討論を終了。採決の結

果、賛成少数で陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める陳情書については不採択すべきものと決定しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（池満 渉君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第3号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

#### ○16番（山口初美さん）

私は、陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件に賛成討論を行います。

川内原発は1号機も2号機も、そろそろ稼働から40年を迎える老朽化が進んだ原発です。これをさらにあと20年も延長して稼働すれば、どんな問題が生じるのか、危険性はないのか、地域社会にどんな変化をもたらすのか、特別検査とは一体どのような検査をするのか、想定される問題に、どう対応するのかなど、議論すべき課題は極めて多様、かつ複雑だと推察されます。議会として、これらの課題について調査、研究に取り組み、情報を共有し、議論し、住民の皆さんへ情報提供することは大切なことだと考えます。福島原発事故から10年たちましたが、事故は収束せず、まだ約4万人が避難生活を続けています。川内原発の近くに住む私たちにとって、これは決してひとごとではありません。明日はわが身だと私は考えます。この市民からの

陳情は、私の思いと同じであり、採択すべきと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、重留健朗君の反対討論の発言を許可します。

○9番（重留健朗君）

私は、陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。

陳情者の願意等はよく分かるところでありますが、委員長報告でも述べられたように、調査、研究は原子力規制委員会なる専門チームが行っております。また、市民への情報提供についても、県が原子力だよりを発行しており、それ以上のことは公表されていないので、市議会と市議会議員では正確な情報提供ができないのではという意見もありましたので、陳情については反対いたします。

しかしながら、平成23年6月に、安全基準の見直しや安全審査、管理の確立、防災対策、指針の検査見直し、住民への情報発信、3号機増設は認めない、原子力発電への依存への段階的縮減、また新しいエネルギー政策推進などの研究決議を国や県、九州電力に対えして行っており、日置市議会はその決議が現在も生きております。その理念のもとで、議員として活動していることを申し添えます。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第3号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって原案について採決いたします。陳情第3号を採択することに賛成の方

は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第3号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論および住民への情報提供を求める件は、不採択とすることに決定しました。

---

△日程第22 議案第67号令和3年度  
日置市一般会計補正予算  
(第8号)

○議長（池満 渉君）

日程第22、議案第67号令和3年度日置市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第67号は、令和3年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,013万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億8,357万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者及び観光関連事業者等への支援並びに学校等でのPCR検査による感染症対策、令和3年8月の大雨による災害復旧費の執行について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、災害復旧費の執行における分担金及び負担金で90万円の

増額、国庫支出金で、事業者支援に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、公共土木並びに公立学校施設等災害復旧費国庫負担金の増により1億447万3,000円を増額計上いたしました。県支出金で、農林水産施設災害復旧事業費県補助金の増により2,720万円を増額計上いたしました。繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増により3,876万5,000円を増額計上いたしました。市債で、農林水産施設災害復旧債、公共土木施設災害復旧債の増により3,880万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で避難所設置による管理職特別勤務手当6万3,000円を増額計上いたしました。衛生費で、新型コロナウイルス感染症PCR検査実施による感染症予防接種事務費の増により550万円を増額計上いたしました。商工費で、事業者支援に伴う中小企業者等支援事業費や地域経済活動支援事業費の増により6,504万3,000円を増額計上いたしました。消防費で、避難所設置による時間外勤務手当及び宿日直手当の増により280万2,000円を増額計上いたしました。災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費、現年補助公共土木施設災害復旧費、現年補助小学校災害復旧費の増など1億3,673万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（池満 渉君）**

これから、本案について質疑を行います。発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

**○6番（佐多申至君）**

ただいま、議案第67号の日置市一般会計補正予算についての質疑を申し上げます。

11款04項01目14節の学校災害復旧費工事請負費の中の、妙円寺小学校のり面崩

土災害復旧工事2,200万円について質疑をさせていただきます。

当現場は、8月17日の大雨による災害であるが、この辺は平成5年にも崩落している。また、以前からのり面の一部が直径3m、深さ1mのほどの規模で、陥没していた経緯もあり、3年前、その状況を教育委員会に伝え、補修工事がなされました。これは私の自宅前での事故でございますので、はっきりと明確に記憶にあるわけでございます。

しかし、その後にも同じ場所が少し陥没しており、今回また崩落したわけでございます。その経緯を踏まえ、今回の崩落や陥没の原因、さらにはのり面上部の集水域を慎重に考慮した排水などの調査及び設計を行った上での予算計上なんでしょうか。お尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北 浩一君）**

お答えいたします。

のり面の崩落や陥没の原因は、のり面上部の背面敷地であります小学校敷地の雨水による表面水位が原因の崩落ではなく、数日続いた雨による背面敷地の保水力の低下と、のり面の浸透水による、のり面土砂が飽和状態で不安定となったことが原因と考えられております。復旧におきましては、のり面が4段に分かれておりますが、上2段の崩落部分につきましては、のり枠工によりのり面内の排水を効率的に行うための排水層を設けた改修と、崩落していないのり面には、排水機能を向上させる排水補強パイプの施工を計画した予算計上でございます。

以上です。

**○6番（佐多申至君）**

実際にのり面のとかいろんなこういった水防法とかいろいろ研究すると、当然保水能力は十分保たなければならないというのは、現況的にあるわけですがけれども、今のご解答から保水、この実際に陥没した原因も含めて、

保水の低下だということで判断されたわけですが、実際の今回の工事で、保水力が低下がカバーするだけの工事が、どのような工事で補強工事をされるのでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

先ほども若干述べましたが、排水補強パイプというものが、スチール製のパイプを62本ほど斜面に打設しまして、その保水も少しでも排水機能の向上を図るためのパイプの打設を行うことで、今まで以上に保水力については、少しでもそのパイプを通じて流水させるということでございます。

以上です。

**○6番（佐多申至君）**

先ほど私は、平成5年に崩落したということで申し上げましたが、平成5年はいわゆる8・6水害の年でございます。いろいろお聞きしたところによると、この平成5年の7月に少々のに面が崩れ、そして平成5年8月に大々的に教育委員会の方々が資料として残されている、大々的に大きな崩落があったということの事実がありました。

これまでの流れでいくと、そういった経緯の中で、これまでそういった取り残されていたということになるんですけども、今回は3回目の崩落を教訓に、この妙円寺小学校のり面は完全に崩落しない状況になったということで理解してよろしいのでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

先ほど申しました排水補強パイプですが、これは今回の崩落していない下の2段だけではなく、その西側の公園のほうの芝張りをした部分についても、この排水補強パイプを打設して、少しでも排水能力を高めるということでございます。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○14番（黒田澄子さん）**

今の佐多議員の質疑に続けて、前回余りここまで説明がなされていなかったの、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

その62本の耐水補強パイプというのは、上から下に行くもののでしょうか、中のほうから来るのでしょうか、その施工の仕方というのは、一体どうなっているのか。

それと5年前、平成5年とまた3年前、今回、同じ場所がこのように崩落しているのか、もしそうであれば、今回も大きなお金を使っただけの補強になるので、先ほどいろんなこういうことが原因で雨水ではないとか、雨の大雨による保水力の低下だとかというのは、どういった専門家から、そういったお話が出て、今答弁されているのか、その点をお尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

まず、補強パイプの関係ですけど、スチール製のパイプを水平より、やや、排水ですと下方に打ち込みまして、この長さが3メートル、それと太さが直径5センチ程度の筒状のものを打ち込むということでございます。

それと、保水能力関係についてでございますが、通常開発行為がありますと流量計算というものを計算をして、流末をどのように持って行くかというようなことがございます。この関係で、流量計算においては、その保水ではなくて雨量の表面水の流末の関係は分かるんですけど、この保水能力については、開発においても、全て流末に100%流出するというのが通常でございまして、保水能力の係数とか指数については、こちらでは把握していないところでございます。

今回崩落した部分は、前回補修をしたところではなく、それよりも西側の公園がということで、前回補修した部分は、のり砕工によ

り、排水の面は改善されたので、その辺は影響はなかったのかというふうに考えております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号令和3年度日置市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第23 意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（池満 渉君）

日程第23、意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。本案につい

て、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長富迫克彦君登壇〕

○議会運営委員長（富迫克彦君）

ただいま議題となっております意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地方財政は来年度も財源不足が避けられない厳しい状況に直面しており、本市を含め、地方自治体では、地域の防災、減災、雇用の確保、地球温暖化対策や医療、介護、子育てと社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け造成する財政需要に合う財源が求められます。

よって、令和4年度地方税制改正に向け、関係機関に対し、必要な事項を強く要望するため、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してありますとおりで、朗読は省略いたしますが、送付先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣であります。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから、意見書案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、意見書



案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり決定されました。

---

△日程第24 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第24、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第25 閉会中の継続調査の申し出

○議長（池満 渉君）

日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員長から、

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第26 所管事務調査結果報告について

○議長（池満 渉君）

日程第26、所管事務調査結果報告についてを議題とします。文教厚生常任長及び産業建設常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は市長へ送付いたします。

---

△日程第27 議員派遣の件について

○議長（池満 渉君）

日程第27、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがってお手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△閉 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。さて、今期定例会は、9月3日の招集から本日の最終本会議まで36日間にわたり、令和3年度一般会計補正予算をはじめ、特別会計補正予算、市有財産の処分、日置市地区公民館条例の一部改正、日置市給水条例の一部改正、日置市下水道条例の一部改正、令和2年度日置市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（池満 渉君）

これで、令和3年第4回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 池 満 渉

日置市議会議員 下 園 和 己

日置市議会議員 佐 多 申 至